

令和7年 3月定例会

# 最上町議会会議録

最上町議会事務局

令和7年3月最上町議会定例会会期及び審議予定表

会期日程（会期11日間）

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	3	4	火	10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開 会</li> <li>○ 諸 報 告</li> <li>○ 会議録署名議員の指名</li> <li>○ 会 期 の 決 定</li> <li>○ 請願・陳情書の紹介と委員会付託</li> <li>○ 施政方針説明</li> <li>○ 議案の一括上程</li> <li>○ 令和7年度一般・特別会計予算の一括議題と提案理由の説明</li> <li>○ 予算特別委員会の設置及び付託</li> <li>○ 一 般 質 問</li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常 任 委 員 会</li> </ul>
第2日	3	5	水	10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一 般 質 問</li> <li>○ 議 案 審 議</li> </ul>
第3日	3	6	木	10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算特別委員会</li> </ul>
第4日	3	7	金	10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算特別委員会</li> </ul>
第5日	3	8	土		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 休 会</li> </ul>
第6日	3	9	日		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 休 会</li> </ul>
第7日	3	10	月	10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算特別委員会</li> </ul>

第 8 日	3	1 1	火	13:30	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 常任委員長報告と採決</li><li>○ 予算特別委員長報告と採決</li><li>○ 追加議案の審議</li><li>○ 議員提出議案の審議</li><li>○ 閉 会</li></ul>
-------	---	-----	---	-------	---

令和7年3月4日（火）開会

（第1日）

## 令和7年3月定例会会議録

令和7年3月4日 火曜日 午前10時00分開会

### 出席議員（9名）

1番	宮本浩	7番	佐藤義男
2番	栗林浩子	8番	山崎香菜子
4番	佐藤正市	9番	佐澤浩
5番	菅孝	10番	伊藤一雄
6番	須貝康幸		

### 欠席議員（1名）

3番 尾形勝雄

### 出席要求による出席者職氏名

町長	高橋重美	農林振興課長兼 農業委員会事務局長	野口勝世
副町長	伊藤勝	地域包括ケア推進管理監 兼介護老人保健施設事務長 兼認知症対応型共同生活 介護施設事務長	板垣誠弘
教育長	笠原正三	最上病院事務長兼 介護老人保健施設 庶務係長兼 認知症対応型共同生活 介護施設庶務係長	荒木広康
会計管理者兼 会計課長	阿部信幸	最上病院事務次長	杓澤聡
総務企画課長	高橋浩康	商工観光課長	阿部剛
政策調整主幹兼 危機管理主幹兼 危機管理室長	五十嵐浩一	教育文化課長	板垣由紀子
町民税務課長	齊藤博幸	こども支援課長	高橋喜代美
健康福祉課長	菅智子	代表監査委員	金田勝雄
建設水道課長	伊藤和久		

## 事務局出席者職氏名

事務局 長

金 田 敏 幸

庶 務 係  
(庶務係長)

遠 藤 智 也

令和7年3月最上町議会定例会議事日程（第1号）  
第1日 令和7年3月4日（火） 午前10時00分開議

諸 報 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定の件

（請願の紹介と委員会付託）

- 日程第 3 請願の紹介と委員会付託

（令和7年度施政方針説明）

- 日程第 4 施政方針説明

- 日程第 5 議案の一括上程（承認第1号から議案第24号まで）

（令和7年度一般会計・特別会計予算の一括議題と提案理由の説明）

- 日程第 6 議案第16号 令和7年度最上町一般会計予算について  
日程第 7 議案第17号 令和7年度最上町国民健康保険事業特別会計予算について  
日程第 8 議案第18号 令和7年度最上町後期高齢者医療事業特別会計予算について  
日程第 9 議案第19号 令和7年度最上町介護保険事業特別会計予算について  
日程第10 議案第20号 令和7年度最上町立最上病院事業特別会計予算について  
日程第11 議案第21号 令和7年度最上町介護老人保健施設事業特別会計予算について  
日程第12 議案第22号 令和7年度最上町水道事業特別会計予算について  
日程第13 議案第23号 令和7年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計予算について  
日程第14 議案第24号 令和7年度最上町下水道事業特別会計予算について

（予算特別委員会の設置及び付託）

日程第 1 5 予算特別委員会の設置及び付託

(一般質問)

日程第 1 6 一般質問

(常任委員会)

## 開 議

議 長 改めまして、おはようございます。  
ただいまの出席議員は9名です。3番 尾形議員から欠席の届出があります。  
定足数に達しておりますので、令和7年3月最上町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

## 諸報告

議 長 報告事項がありますので、私から報告をします。  
令和6年度12月定例会以降の議長日程について報告をいたします。  
12月17日から18日にかけては、最上地方議長会の臨時総会が研修会と併せまして天童で開かれましたので、出席をいたしております。7年度の事業日程等について協議をいたしております。  
19日から20日にかけては、道路整備促進の要望会のために東京に上京をいたしております。内容については酒田新庄道路の整備促進、それから、新庄・湯沢道路の中央高速道路の整備促進に国交省及び財務省、それから、両県の関係する国会議員の事務所等に要望をいたしております。  
12月26日には、広域の議会が開かれて出席をしております。終了後には町村長さん方との意見交換会、そして、その中では、昨年度7月に起きました最上地域を襲った大水害の今後の整備の進め方等について、意見交換をいたしております。  
1月8日には、県の議長会の役員会が山形市で開かれて出席をしております。7年度の県の議長会の事業と、そして予算等に係る協議、それから、その後に行われる議長会の定期総会が2月に行われますので、その内容等の検討をいたしております。  
1月10日には、新庄商工会議所、それから最上北部商工会、南部商工会の経済3団体の主催による合同の賀詞交歓会が新庄のグランドホテルで開かれて、出席をいたしております。  
1月25日には、衆議院議員の加藤鮎子代議士の新春の集いがグランドホテルで開かれましたので、関係者と一緒に出席をいたしております。  
1月28日には県政懇話会が新庄市で開かれましたので、出席をいたしております。  
1月29日には、ウエストラインの道路整備促進に関する要望会のために上京をいたしております。国土交通省の山本道路局長さん、それから、財務省の主計局長のほうにウエストラインの早期整備、併せて、我々この47号、去年の大水害

の中で通行止めを余儀なくされたということで、大変なご苦勞を皆さん受けたということで、その問題解消も含めて要望をいたしております。

2月1日には、前副町長でありました笠原栄氏が叙勲をされたということで、祝賀会を関係者の皆さんと一緒に参加をさせてもらっております。

2月12日には、町村議長の会第76回定期総会が自治会館で開かれましたので、局長とそして今回は広報委員長の宮本委員長が出席をされております。例年どおりの7年度の事業計画予算、そして、今、議長会で取り組んでいる部分等について協議をいたしております。

あわせて、長年頑張っていたいただいた数多くの皆さんの表彰もされております。特に私のほうでは、議会報の広報委員会の皆さんが大変努力をされておりました、その結果として、最上町議会だより「あなたとつながる最上町議会だより」の185号が、立派にトップニュースになり表彰されるということで、宮本委員長から表彰を受けていただいております。最上町始まって以来でありますので、大変名誉なことでもありますので報告をさせていただきたいと思っております。

それから、2月19日には県政懇話会が開かれました。出席をしております。

20日には、最上地方議長の会正副議長会が金山町で開かれて出席をしております。来年度の事業に関わる部分、それから、それに伴う予算の部分で協議をいたしております。

次の日の21日には、広域議会の全員協議会が開発センターで開かれまして、これも来年度の広域の事業計画、予算等について説明をいただいております。

2月26日に、県の議長の会正副会長、理事、幹事の合同の役員会が開かれました。令和7年度の事業日程、予算等について協議をいたしております。

2月27日には、庄内町議会の常任委員会の皆さんが行政視察ということで、当町を訪れておりますので対応いたしております。

以上でありますけれども、関係する資料等につきましては、議長室に備えてありますので、後ほどご覧いただければということで、皆さんにお願いをしながら報告を終わります。

議長 次に、町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

町長 私からは、このたび、職員の公金横領という極めて重大な不祥事を起こしてしまったこと、町民の皆様の信頼を裏切る行為であり、議員の皆様はじめ、町民の皆様から深くおわびを申し上げます。

横領による被害額は既に全額返金されておりますが、当該職員を2月3日付で懲戒処分、免職処分とし、関係職員の責任についても厳正に対処いたしました。職員がこのような不祥事を起こしたことは誠に遺憾であり、町長としてその責任の重さを痛感しております。二度とこのような不祥事を起こすことがないように、

再発防止に向けた対策強化、職員には服務規律、綱紀肅正を徹底しながら、町民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいりますことを申し上げて、おわびの言葉とさせていただきます。

大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

- 議 長 次に、最上町監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した令和6年11月分から令和7年1月分に係る出納検査の結果について、同条第3項の規定により報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。
- お手元に配付しております資料をご参照いただきたいと思います。
- なお、詳細については議長室に備えておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

### 説明員の報告

- 議 長 次に、本定例会に地方自治法第121条の規定により出席された方及び説明員に委任された職員等を報告します。
- 高橋町長、伊藤副町長、笠原教育長、金田代表監査委員、庄司農業委員会会長、阿部会計管理者兼会計課長、高橋総務企画課長、五十嵐政策調整主幹兼危機管理主幹兼危機管理室長、齊藤町民税務課長、菅健康福祉課長、伊藤建設水道課長、野口農林振興課長兼農業委員会事務局長、板垣地域包括ケア推進管理監兼介護老人保健施設事務長兼認知症対応型共同生活介護施設事務長、沓澤最上病院事務次長、阿部商工観光課長、板垣教育文化課長、高橋こども支援課長。
- これで説明員等の報告を終わります。

### 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名します。9番 佐澤浩議員、1番 宮本浩議員の両名を指名します。

### 会期の決定

- 議 長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。
- お諮りします。
- 本定例会の会期は、本日から3月14日までの11日間にしたいと思います。
- これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本定例会の会期は、本日から3月14日までの11日間に決定しました。  
なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付しました予定表のとおりでありますので、よろしくご協力願います。

**請願の紹介と委員会付託**

- 議 長 日程第3 請願書の紹介と委員会付託を行います。  
本日までに受理した請願書は、お手元に配りました請願書の写しのとおりであります。  
請願第1号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について、紹介議員に紹介を願います。

- 2 番 学校給食の早期無償化を目指す山形県民の会からの請願についてご紹介いたします。  
栗 林

国による学校給食の無償化を求める意見書提出について。  
請願理由。

学校給食は、児童・生徒の食に関する望ましい食習慣を養い、心身の健全な発達に資するものです。また、これまで、各市町村では特色ある給食を提供し、地場製品の消費拡大につなげる食育の展開をするなど、学校教育の一環として重大な役割を果たしています。近年の子育て支援や少子化対策などから、小中学校の給食費を全額補助または一部補助する市町村が増加しています。

しかしながら、多額の出費を強いる給食費の無償化は、厳しい地方財政をさらに圧迫するなどの懸念から、実施に踏み切れない市町村も少なくありません。加えて、原材料費や燃料費の高騰が相次いでおり、無償化を取りやめた市町村も出ています。食育という教育を伴うのに必要不可欠である学校給食の無償化については、本来、児童・生徒数や財政状況により市町村が判断するのではなく、義務教育においては、教科書と同様に無償化することが望まれます。子どもの学びと成長する権利を保障することは、国や私たち、社会全体の責任です。

こうした状況を鑑み、子どもたちの健やかな成長を保障する質の高い学校給食については、国の責任において財源確保を行い、全ての市町村が学校給食の無償化を実現できるようにすることが望まれます。

よって、国及び政府に対して意見書を提出していただくよう請願いたします。  
請願内容。

1、学校給食法を改正し、国の責任において、全ての市町村で学校給食の無償化を実現できるように進めること。

2、国による恒久的な給食の無償化が行われるまで、学校給食費の軽減策を実施する各市町村に対して、その財政支援の拡充を図ること。

以上です。

紹介議員、栗林浩子、菅孝。

議長 この請願は、総務文教常任委員会に付託します。

## 令和7年度施政方針説明

議長 日程第4 令和7年度施政方針説明について、町長に説明を求めます。

町長 おはようございます。

本日ここに、令和7年3月最上町議会定例会が開催され、令和7年度一般会計予算案をはじめとする各議案のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に向けた基本的な考えと主要施策の概要について述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

ここで、施政方針を申し上げる前に、当町と姉妹友好の関係にあります、岩手県大船渡市における山林火災について申し述べさせていただきたいと思えます。

先月19日から、同市の三陸町赤崎町や三陸町綾里地域で連続して発生した山林火災につきましては、3月1日時点において、1,800ヘクタール以上の山林と80棟を超える家屋が焼失しており、さらに不幸なことに、死者1名という人的被害が発生するなど、甚大な被害をもたらしております。

ここに、被災されました皆様に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思えます。今般の山林火災につきましては完全消火に至らず、鎮火には時間を要するとのことですが、一日も早い復旧復興に向けた取り組みに着手されることを願わずにはられません。

こうした中、一昨日の3月2日に、約250人もの方々が避難生活を送る旧三陸町越喜来地域の三陸公民館に、町職員と社会福祉協議会、もがみ物産協会の職員9人が訪問して、芋煮の炊き出しボランティアを行ってまいりました。避難者の皆さんからは異口同音に、「山形の芋煮は本当においしい。ありがとうございます」と笑顔で感謝の声が寄せられ、その様子は全国ニュースとして紹介されました。友好関係にある本町としましても、絆づくりを大切にして、今後も可能な限りの支援してまいりたいと考えております。

人口減少、そして少子高齢化が加速し続ける現在、我が国では、人口構造の変化に伴う働き手不足や社会保障費の増大、経済成長の停滞などの深刻な課題に直

面しておりまして、あらゆる分野において、これまでの価値観とは一線を画す縮小社会に向けた新たな成長戦略が求められております。

こうした状況の中、今年度を振り返りますと、何と言いましても、昨年7月に2度にわたって我が町を襲った未曾有の豪雨災害が第一に挙げられます。幸い人的被害がなかったことに安堵しておりますけれども、家屋をはじめ、道路や河川、農地への浸水や土砂の流出等により、被害総額約18億円という甚大な被害をもたらしました。

復旧・復興までにはまだ道半ばではありますが、これまで国や県をはじめ、町内外の関係機関、団体の皆様の迅速なる対応、ご支援、そして被災された皆様のご理解とご努力を賜りましたことに、心から敬意と感謝を申し上げたいと思えます。

今般の災害を通して、改めてこれからは、災害に屈しない強靱な町土づくりが重要であることを痛感しております。また、こうした困難事案であればあるからこそ、行政の立ち位置は「常に町民目線でなければならない」ということは、議員、職員とともに教訓として肝に銘じているところでございます。

もう一つは、昨年11月に挙行了しました町制施行70周年記念式典でございます。「笑顔をつなぐ、希望をつなぐ、未来へつなぐ」をテーマに、町内外からたくさんのご参加をいただき、成功裡の中で幕を閉じることができました。

本式典で特筆されるのは、子供たちによる将来の最上町に向けたメッセージの発表でございます。発表された子どもたちの希望に満ちた元気いっぱいのスピーチは、まさに今後のまちづくりの在り方を示唆するものであり、私自身、深い感銘と大きな喜びを感じたところでございました。

令和6年度の振り返りを挙げれば枚挙にいとまはございませんが、様々な変化に迅速に対応するための柔軟性や機動力のみならず、足元の現実を直視しながら、町民一人ひとりの声に耳を傾け、目の前の課題に真摯に向き合い、その解決に向けて取り組んでいく姿勢が求められており、10年、20年、100年、その先の未来につなぐ、将来を見据えたまちづくりを進めていく決意を新たにしたいところでございます。

それでは、令和7年度における町政運営の基本的な考えについて申し上げます。

少子高齢化に伴う人口減少の加速化、さらには過去最大級の被害をもたらした令和6年7月豪雨災害により、行財政運営はこれまで以上に厳しさを増してきており、従来どおりの事業展開や、全ての公共施設等を維持していくことは、町財政の硬直化という現実を踏まえれば極めて困難な状況と言えます。

この困難を乗り越えるには、町民をはじめとする様々な主体の力を結集させ、将来の最上町の変化を見据えながら、次世代に引き継がれる持続可能なまちづくりが不可欠であります。そのためにも、人口減少や高齢化といった社会構造の変

化や、自然災害、経済変動などの不確実な要素がある中においても、次代を担う人材育成をはじめ、柔軟に対応できる行財政運営と安定した財政基盤の構築、及び財政規模の適正化をもって、将来にわたって発展できるまちづくりを進めていかなければなりません。

今は確かに大変な時期かもしれませんが、こうした厳しい状況であるからこそ、「あのとき、みんなで頑張った」という自信と誇りを町の将来を担う子どもたちに伝えながら、この難局を乗り越え、未来へつなぐ道を築いてまいる所存でございます。

こうした考えの下に、令和7年度における町政運営の基本目標を「協働でつくる 未来へつなぐ 持続可能なまちづくり」として、サブテーマを「縮小社会に向けた町行財政改革元年の年」としました。

厳しい財政状況の中にあっても、第5次総合計画に掲げる将来像を実現するための施策を、より効率的な手法の下に推進するとともに、我が町が誇る自然や文化、人、産業といった魅力を最大限に生かしながら、町民が安心して心豊かに住み続けられる町を目指してまいりたいと思います。

次に、この基本目標を具現化するために、「豪雨災害の復旧復興に向けた取り組みの強化」、「災害に強い強靱なる町土づくりの推進」、「第8次行財政改革プランの確実なる実行」の三本柱とする重点施策を設定しました。さらに、町政発展に向けた成長戦略として、次の7点を掲げさせていただきました。

1点目は「次代を担う人材の育成・確保」、2点目は「若者・女性の定着・回帰の促進に向けた環境づくり」、3点目は「暮らしの様々な分野におけるデジタル化の推進」、4点目は「外国人労働者の増加に伴う国際化への対応強化」、5点目は「地域課題の解決に向けた、地域と企業・大学等が連携した新たな取り組みの創出促進」、6点目は「重層なる協働のまちづくり体制の構築」として、7点目が「脱炭素社会の実現に向けた取り組み」であります。

以上、令和7年度における町政運営の基本的な考えを申し述べましたが、これらの施策や事業を支える財政基盤の健全なる確立が喫緊の課題であります。

令和7年度一般会計の予算額は68億1,000万円となり、当初予算としては過去最大となりました。その大きな要因として掲げることができるのは、災害復旧事業費と、ふるさと納税関連事業費の収支の大幅な伸びであります。

また、人件費や物価高騰による経費の増、企業会計への支出金等の増もその背景となっております。財政運営の硬直化を示す経常収支比率につきましても、96%台と高止まりの状況となっております。

今年度において、町では町政政策運営の硬直化に歯止めをかけるために、事務事業評価の抜本的な見直しを通して、集中と選択に徹してまいりましたが、これにとどめることなく、第8次行財政改革プランの断行の下に、抜本的な構造改革に努めなければならないと、意を強くしているところでございます。

次に、令和7年度の重点施策について、第5次最上町総合計画に掲げる基本目標の6つの柱に沿って申し上げたいと思います。

1つ目は、初めに、第5次総合計画の基本目標の1つ目の柱であります、「楽しいね」と言えるまちづくりを目指す子育て・教育・文化についてであります。

1点目の子育て支援体制の強化と子育て環境整備の推進につきましては、急激に変化する社会情勢の中にあつて、子どもを取り巻く環境は目まぐるしく変化をしております。こうした状況の中、町では、令和7年4月に、国が示す子育て支援の拠点ともなる、こども家庭センターの開設に向け取り組んでおります。

全ての子育て家庭に対する切れ目のない支援を一層充実させ、必要な支援が確実に実施されるよう、関係機関と連携した支援体制の整備、強化を図ってまいりたいと考えております。また、保育環境の現状につきましては、未満児保育のニーズは増加しているものの、園児の全体数は年々減少しております。さらに、放課後児童クラブの登録者も減少傾向にあり、今後の子どもたちのより充実した適切な保育環境と、安全・安心な子どもの居場所の確保に向けた環境整備が重要と考えております。

これらの課題解決に向けては、丁寧かつ慎重な対応が求められると捉えておりますので、今後も全ての子どもたちがたくましく生きる力を養い、健やかな成長に資するよう、最適な環境整備の推進に努め、地域全体で子どもの成長を見守り、地域全体で子育てを支えるまちづくりの推進に邁進してまいりたいと思います。

2点目の地域と共にある学校づくりの推進と教育環境の整備につきましては、本町では、学校・家庭・地域が連携協働する体制をつくることにより、地域における多様な体験と交流活動を促進して、学校を核とした地域づくり、人づくりを推進しております。児童数が減少する中、教育施設の適正な配置と将来を見据えた環境整備について検討会議を設置し、望ましい教育環境の在り方について検討してまいります。

また、児童・生徒が快適に学べる環境を整備するため、学習で使用している1人1台端末の更新を行うほか、学校施設においては、空調設備や非常階段等の改修工事を行うことにより、安心して安全な学校づくりに努めてまいりたいと思います。

3点目、郷土への誇りと愛着を育み、文化向上を目指す活動の推進では、郷土への誇りと愛着を育み、文化向上を目指すため、子どもたちが町の歴史や文化、魅力ある産業を知るためのふるさと学習や、もがみ未来塾等の充実を図り、地域への理解を深めながら、誇りと愛着を持つことができるよう努めてまいりたいと思います。

また、スポーツに親しむ環境づくりと指導者の育成については、西公園スポーツクラブと連携した各種スポーツ教室を展開するとともに、建物の老朽化が著し

い施設の維持継続に必要な改修等を計画的に行い、健康体力づくりに資する環境の整備に努めてまいりたいと思います。

次に、基本目標の2つ目の柱、「幸せだね」と言えるまちを目指す保健・福祉・医療についてであります。

1点目、持続可能な地域医療の推進と医療サービスの提供についてであります。

令和5年度に策定した最上町立最上病院経営強化プランでは、当面は高齢者人口が増加する傾向にあること、また、高次医療機関まで距離があることなどを踏まえて、ある程度の疾病に対応し得る力量を保持していくため、診療科数や病床数を維持することとしました。

今後も、最上病院では現在の体制を維持しつつ、県立新庄病院をはじめ、地区内外の医療、介護、福祉機関と連携し、最上町の地域医療を守るとりでの役割を果たしてまいりたいと思います。

そうした中、働く現役世代の減少は、町内の医療、介護サービスの現場に深刻な人材不足を巻き起こしております。そのため、各施設では人材確保対策と併せて、人材減少を前提とした働く場の構築を余儀なくされており、職場のDX化は欠かせないものと捉えているところであります。

一方、現在休止しておりますグループホームやすらぎの家の有効利用の在り方についての検討をはじめ、令和7年度は、築30年を経過した最上病院を核とした、ウエルネスプラザの新しい形を見いだしていきたいと考えております。

2点目、地域包括ケアシステムの体制強化と人材育成確保についてであります。

町が標榜するウエルネスタウン構想の基本理念であります「健康な体・健康な心・健康な社会生活」は、本町の地域包括ケアシステムが目標する究極の姿であると思います。第10次高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画に基づき、最上町地域包括ケアシステムのさらなる充実に向けて、地域共生社会の実現への取り組みを推進してまいります。

高齢者のみならず、障がいのある方もない方も、住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい暮らしを送り続けられるよう、様々な人材の育成の推進、在宅医療と介護の連携強化及び生活支援の充実に取り組んでまいりたいと思います。

3点目の健康寿命の延伸に向けた健康・体力づくりの推進であります。生涯現役生活を支える健康寿命の延伸に向けては、第3次ウエルネスタウン最上21に基づき、自分の健康は自分でつくるという意識の醸成を図るとともに、豪雨災害により明らかになった、災害時に町民の健康を守る上での課題を踏まえた対策に取り組んでまいりたいと思います。

また、町民のライフステージに合わせた、健康・体力づくりの情報を的確に提供し、介護予防を踏まえた地域住民のより主体的な健康・体力づくりを支援して

まいります。

4点目の地域福祉の充実と地域で支え合う仕組みづくりの推進につきましては、地域福祉の推進をまちづくりの重要な柱と捉え、自助・互助・共助・公助を基本姿勢とする中、社会福祉協議会と協働し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会を目指し、住民意識の向上を図るとともに、有償ボランティアの仕組みづくりや、地域関係団体などの綿密な連携を図りながら環境づくりを行い、地域で支え合う体制づくりを推進してまいりたいと思います。また、災害時に備え、要配慮者避難支援体制の確立にも努めてまいりたいと思います。

次に、基本目標の3つ目の柱であります、「安心だね」と言えるまちづくりであります。建設・防災についてであります。

1点目の持続可能な消防体制の構築と防災・減災対策の充実強化につきましては、地域防災力の中核を担う消防団員の確保及び組織再編を進めながら、持続可能な消防体制の構築を図ってまいりたいと思います。

また、昨年の豪雨災害を教訓としながら、町民が安全に安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、災害時の被害を最小限に食い止める減災の考えを基本に、町民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、地域防災力の充実強化に取り組んでまいりたいと思います。

2点目は、交通事故や犯罪が起きにくい環境づくりについてであります。

交通安全活動につきましては、高齢者による事故が多発している一方で、飲酒運転やあおり運転といった運転者のモラルの低下も大きな社会問題となっていることから、警察や関係機関・団体と連携を図りながら、交通安全意識を高めるとともに、交通安全対策を推進してまいりたいと思います。

また、近年、特殊詐欺や凶悪犯罪の手口は巧妙化しており、誰もが被害に遭う可能性があります。これらを未然に防ぐためにも、町民一人ひとりが常に警戒心を持ちながら防犯意識を高めるために、最新の情報を収集しながら、注意喚起及び啓発活動に努めていきたいと思います。

3点目は、自然災害に負けないインフラの整備についてであります。

近年の激甚化・頻発化する災害に備えた減災防災対策を講ずることが急務と認識しておりまして、昨年7月に発生した豪雨被害により、被災した多くの箇所の復旧復興に向けて全力で取り組んでまいりたいと思います。

また、災害に強い強靱なる町土づくりの推進に向けて、今回の災害により、令和6年度に予定されていたインフラ整備の多くが、令和7年度以降に持ち越されることになりましたが、中長期的な事業計画を立て直し、災害復旧工事と同時に、災害によって遅滞した工事を順次進めてまいりたいと思います。

また、安全で快適な生活環境の整備として、町道の舗装及び橋梁の修繕を実施するとともに、国道47号の整備促進及び高規格道路化への推進に向けて、石

巻・酒田間みちのくウエストライン高規格道路整備促進における新たな団体が設立されたことから、山形・宮城両県知事を筆頭に、沿線首長、議会、商工会議所が一体となって、引き続き国への要望も強化してまいりたいと思います。

冬季間における除排雪に関しましては、町民の皆様の生活に直結した大変重要な事業でありますので、常に万全の除雪体制を敷いてまいりたいと思います。

さらに、住宅政策としましては、新築増改築と克雪住宅整備の支援、公営住宅の計画的な修繕を行ってまいります。

4点目の上下水道事業につきましては、本年度より下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽事業の3会計を統合し、公営企業会計に移行いたしました。上下水道の各施設においては老朽化が進んできていることから、不具合の早期発見に努めるため、日常的な点検を徹底し、計画に基づく適切な設備の更新を行いながら、安定した水道の供給と下水処理を実施してまいりたいと思います。

同時に、施設の効率的な運営を図って、適切な上下水道料金を検討して、経営の安定を図ってまいりたいと思います。

5点目、地域公共交通の円滑な展開につきましては、人口減少や少子高齢化、地域交通の担い手不足などから移動手段に課題が生じていることから、その解決に向けて、令和7年度は今後の地域交通の再構築を目指して、最上町地域交通リ・デザイン推進事業に取り組んでまいります。

また、現在も運転が見合わせとなっております、陸羽東線の鳴子温泉駅・新庄駅間の日も早い復旧、運転再開に向けて、県及び沿線自治体と連携を図りながら、一丸となって利用拡大及び利用促進を含め、取り組んでまいりたいと思います。

次に、基本目標の4つ目の柱である、「豊かだね」と言えるまちづくりを目指す産業・経済についてであります。

1点目の多彩な資源による足腰の強い産業づくりにつきましては、昨年の豪雨による農地、農業用施設災害の復旧を昨年度に引き続き進めてまいります。農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、策定した地域計画については、「地域の農地をどのようにまとめていくか」、「地域農業をどのように維持していくか」の話し合いを継続して更新してまいりたいと思います。

また、農用地の受け手となる多様な担い手の育成、支援が必要となることから、国や県の補助事業を活用していくとともに、農用地の担い手への集積、集約化を見据え、地域での合意形成を図って、圃場整備事業にも促進していきたいと思います。

農業を取り巻く状況が安定しない中でありますが、農業所得の向上を目指して、関係機関、団体と連携しながら対策を講じてまいります。

高収益作物となる園芸作物振興については、アスパラガスやニラなどを中心に、新規作付者の掘り起しや優良な圃場の継承を促して、生産面積、生産額の維

持拡大を図ります。

畜産の振興については、堆肥の有効活用等が重要になっておりますので、耕畜連携による土づくりを行い、環境に優しい農業生産と持続可能な農業を推進し、消費者に信頼される農畜産物の生産を促す施策を展開してまいりたいと思います。

また、農林業のさらなる振興に向けて、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の直接支払制度、里山林整備事業及び美しい森林基盤整備事業の林業整備事業を活用しながら、農地の保全や有害鳥獣対策、災害対策を推進してまいりたいと思います。

2点目、農観商工連携による販売戦略及び地域経済の伸長につきましては、多くの企業及び関係機関との連携が不可欠でありますので、地域の特徴を生かした商品、特産品づくりに産業振興センターの機能を活かしながら、情報を共有し合い、連携できる体制づくりを維持していきたいと思います。

道の駅もがみを中心に、町内にある産直施設や観光施設と連携し、周遊観光を促しながら、町内特産品の販売増加に努めてまいりたいと思います。さらには、市場出荷に加えて、観光産業やふるさと納税制度による需要拡大に対応するためにも、商品開発や既存商品のブラッシュアップなど、町の魅力づくりに努めて、地域産業の活性化に努めてまいりたいと思います。

3点目の地域特性を活かした交流人口の拡大についてであります。本町には長い歴史を誇る瀬見、赤倉両温泉、初心者から上級者まで楽しめる赤倉温泉スキー場、多くの山岳ファンが訪れる神室連峰、様々な自然体験ができる前森高原、芭蕉が訪れた封人の家、堺田分水嶺、清流最上小国川など、数多くの観光資源をさらに磨きをかけながら、観光産業の振興、交流人口の拡大、関係人口や移住人口の増加につなげてまいりたいと思います。

また、道の駅もがみを起点とした、観光協会、物産協会、商工会をはじめとする各関係団体と協力しながら、交流事業を推進してまいりたいと思います。

4点目の力強い産業の振興・活性化を担う人材の育成確保につきましては、全ての産業において、担い手不足や技術の伝承など、人材育成が何よりも急務となっております。人材育成支援事業を推進しながら、地域における産業の担い手の確保と、将来を担う中学生、高校生を対象とした職場体験を実施しながら、地元企業の紹介、PR、そして就職につながるよう取り組んでまいりたいと思います。

次に、基本目標の5つ目の柱である、「美しいね」と言えるまちづくりを目指す環境・エネルギーについてであります。

まず1点目、環境衛生等の推進と地域資源・景観の保護についてであります。本町の美化推進並びに良好な生活環境保全を実現するためには、町環境保全員を中心としてパトロールを徹底をしながら、不法投棄防止に努め、町民と協働

で清掃活動を実施してまいります。

また、豊かな自然環境を守るため、水質の検査を行い、河川等の環境保全に努め、地域資源の有効利用、持続可能な循環型社会の実現に向けたペットボトルの水平リサイクルの促進と、環境包括連携における環境教育の推進にも努めてまいりたいと思います。

2点目のゼロカーボンシティ宣言による地球温暖化対策の推進であります。昨年はかつてない規模の自然災害が発生しました。地球温暖化に伴い、さらなる頻発化、激甚化が懸念されます。

国が掲げる「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」の下、当町においても「ゼロカーボンシティ宣言」を行って、より具体的に身近なところから行動できるよう、最上町地球温暖化対策実行計画を策定しております。できるところから、カーボンニュートラルに向けたアクションを起こしてまいりたいと思います。

次に、基本目標の6つ目の柱であります「住みやすいね」と言えるまちを目指す定住・協働についてであります。

1点目の集落運営の維持及び住み続けられるまちづくりに向けた体制整備につきましては、縮小社会において、多様化する地域課題を解決していくためには、これまでの集落単位のコミュニティー枠を超えた、新たなコミュニティの再構築をしていく必要があると考えております。

こうした取り組みと併せて、行政区の在り方等につきましても、一部の集落から見直し検討の提案が出されておりますので、関係者のみならず、町民の皆様と鋭意検討する場を設けながら、推進してまいりたいと考えております。

2点目、ふるさと納税による寄附額の増についてであります。ふるさと納税は、町が自ら財源を確保し、地域活性化に向けた様々な施策を展開する上で、重要な役割を果たす制度でありますので、年々寄附額も伸びてきているところであります。

令和7年度においても、目標額の達成に向けて、各ポータルサイトでの当町の取り組みが多くの人々の目に留まるような仕掛けづくりや情報発信、魅力的な返礼品の発掘に努めてまいりたいと思います。

3点目の自治体情報システム標準化及びデジタル化の推進については、令和7年度は標準準拠システムへの移行完了に向けた重要な年となります。令和7年度末までの移行完了を目指して、定期的な進捗状況を確認しながら取り組んでまいりたいと思います。

一方、デジタル化は、行政サービスの効率化や住民の利便性の向上はもとより、人口減少や少子高齢化などの課題解決に不可欠な取り組みとなっておりますので、その推進体制として最上町DX推進本部及び推進チームを設置しながら、デジタル化の推進を図ってまいりたいと思います。

4点目の空き家活用及び移住・定住促進に向けた住宅政策であります。町内においても年々空き家が増加しております。中には、利活用できる空き家もあることから、所有者に対し空き家バンクへの登録を促すとともに、利用希望者がいれば所有者との円滑なマッチングに努め、移住・定住につなげてまいりたいと思います。

以上、令和7年度の町政運営に臨む私の考え方を申し上げましたが、厳しさを増す行財政運営において、共通する必要課題について4点ほど挙げさせていただきたいと思います。

1点目は、何といたっても職員力、行政力の向上であります。

私は町長就任以来、職員に一貫して「政策を企画立案するときは入り口ではなく、まずは出口をイメージするように」と申し上げております。できない理由を探すのではなくて、できる方法を考える姿勢こそが大事であります。

行財政の運営が厳しい時代だからこそ、お金がないなどの理由で安易に対話を閉ざしてしまつては、何も前には進めません。できない理由を探す姿勢は、言ってみれば思考停止状態であります。それではよい行政サービスは提供できません。現実として法的な制約や予算的な制約が伴うものの、額に汗をかき、体に汗をかきながら、現状に甘んじることなく、できる方法を考える姿勢で取り組むことが、町民の皆様からの期待や信頼の向上にも繋がります。賢く縮むということが、今、国のほうからもそんな表現で言われますけれども、これは賢くつなぐということなのです。

そういった意味で、一つひとつの事業を点に線に面にする。そのことがまちづくりにもどれほど貢献できているかということを示すことが、これから私は大事ではないかなと。こんなふうに思っているところでありますので、よろしく願いいたします。

そのためには、何といたっても職員力と組織力の向上、強化が不可欠であります。令和7年度は第2次最上町人材育成基本方針の改定を行うとともに、必要とされる研修機会を充実させながら、職員一人ひとりがしっかりと組織目標の下に、自信と誇りを持って働き続けられる職場環境づくりに努めてまいりたいと思います。

2点目は、施策目標達成のための横軸連携の強化であります。

言い尽くされた言葉ですが、縦割り行政から脱却し、横軸連携を重視した業務姿勢が不可欠であります。これまでも、各課や室を単位とした組織目標の設定と、評価等の組織マネジメントを行っておりますが、これまで以上にこれからも磨きをかけて取り組んでまいりたいと思います。

3点目は、選択と集中による行政サービス及びPDCAサイクルによる事業量の最適化であります。

令和7年度は、町が直面する政策課題の解決に向けて、最重要施策に位置づけ

られる第8次行財政改革プランの実施年となります。改革プランの推進においては、町民の皆様との情報共有を一層図りながら、町民生活に直結する各公営企業会計の経営健全化も徹底するものであります。

さらに財政全般の健全化を目指しながら、公共浴場をはじめとする利用料金の改定を行わせていただきまして、持続可能な運営を基軸に、一層のサービス向上に努めてまいりたいと思います。

限りある行財政の資源を、町民の皆様のためにいかに効果的に分配するかがまさに問われていますので、いわゆる選択と集中です。一朝一夕に進展するものではありませんけれども、これは事務事業の見直しだけでなく、公共施設の除却や、機能の統合整理にまで大胆に踏み込んでいかなければなりません。まさしく賢く縮むだけでなく、賢くつなぐとということが、これからの自治協働のまちづくりの大きな理念として、町民一人ひとりがどの位置に立って頑張っているんだと、そういったことも含めた形のこれからのまちづくりを何として頑張りたいと、こんなふうに思っております。

4点目は、情報の共有と効果的な発信であります。

自治協働のまちづくりには、情報の共有と効果的な発信は欠かせません。その上で必要とされるのは、行政情報を的確に町民の皆様へ発信するための手法を強化することです。

これは、広報紙やホームページによる単一方向による発信だけでなく、まちづくり懇談会や行政出前講座等の手法を用いながら、地域に出向き、直接町民の皆様にお話をさせていただきながら、その中で様々な課題について話し合い、今後のまちづくりに向けた重要な情報を共有することを目指すものでありますので、令和7年度は、まちづくりの原点となる「地域に出向く、賢くつなぐ役場」を目指してまいりたいと思います。

結びに。

以上、令和7年度における施政方針について申し上げましたが、繰り返しになりますが、令和7年度は第8次行財政改革プランのスタートの年でありますので、人口減少時代に適応するための設計書づくり、そして賢く縮むための行動、実践という、重責を果たすべき年度にあることを痛感するところでございますが、かつて、アメリカ合衆国の第35代大統領ジョン・F・ケネディは、自身の就任式でのインタビューの中で、最も尊敬する政治家に上杉鷹山公の名前を挙げたことは有名であります。

鷹山公は江戸中期の米沢藩主で、破綻寸前の藩の財政を見事に立て直し、また、殖産振興と教育振興に大きな成果を上げた名君であります。

鷹山公の名言に「なせば成る、なさねば成らぬ、何事も、成らぬは人のなさぬなりけり」がございます。「どんなことでもやろうと思って努力すれば、必ず実行できる」ということでありました。逆に、無理だと思って諦め、努力をしな

ければ絶対に実現はできないという意味でありますので、私どもの町政運営、そしてまちづくりにこの教えのとおり、挑戦の連続でありますので、私たちは日々新たな課題と向き合い、今の暮らしをよりよく、そして、よりよい未来をつないでいくために挑戦を続けていかなければなりません。

私は、町民の皆様への安全・安心という足元を照らす確かな行動と、未来を切り開いていく挑戦を両立し、「協働でつくる、未来へつなぐ、持続可能なまちづくり」の実現に向けて、町民の皆様と共に手を取り合いながら、力強く町政運営を進めてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様には、今後ともより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

## 議案の一括上程

- 議 長 日程第5 議案の一括上程を行います。  
承認第1号 令和6年度最上町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてから、議案第24号 令和7年度最上町下水道事業特別会計予算についてまでの25件を一括上程します。

## 予算の一括議題と提案理由の説明

- 議 長 令和7年度最上町一般会計及び特別会計予算の一括議題と説明を行います。  
日程第6 議案第16号 令和7年度最上町一般会計予算についてから、日程第14 議案第24号 令和7年度最上町下水道事業特別会計予算についてまでの9件を一括議題とします。  
本件について町長に説明を求めます。

- 町 長 ただいま議題となりました議案第16号 令和7年度最上町一般会計予算から議案第24号 令和7年度最上町下水道事業特別会計予算までの9議案について、一括してご提案をいたします。

初めに、令和7年度予算をめぐる状況についてご説明を申し上げます。

国は、経済あつての財政との考えの下、引き続き経済再生と財政の健全化に一体的に取り組み、2025年度の財政健全化目標の達成を目指しております。昨年、閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2024、いわゆる骨太の方針に基づき、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた、新たなステージへの移行に向けた取り組みの加速、防衛力の抜本的な強化をはじめとした、我が国を取り巻く環境変化への対応

など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることとしております。

県の予算方針につきましては、少子高齢化を伴う人口減少の加速化や、人手不足の深刻化、物価高騰の長期化、頻発化、激甚化する自然災害への対応など、県民生活、地域経済へ影響を及ぼす喫緊の課題について、迅速、的確に対応するとともに、第4次山形県総合発展計画の基本目標である「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」の実現に向け、令和7年度県政運営の基本的な考えに基づき、中長期を見据えた人口減少対策の強化、時代の変化の推進力とした産業の稼ぐ力の向上、様々なリスクへの対応強化による安全・安心の確保の3つの施策展開の方向性を重視しながら、未来志向の県づくりの推進をしていくこととしております。

町財政におきましては、少子高齢化による人口減少社会の進展に伴う町財収入の減少、社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化対策等により、今後も厳しい財政運営は続いていくものと考えております。

このような状況を踏まえて、令和7年度の町政運営の基本的な考え方に基づき、協働でつくる 未来へつなぐ 持続可能なまちづくりの基本姿勢の下、第5次の最上町総合計画で示すまちの将来像の実現のため、まち・ひと・しごと総合戦略を着実に推進をして、将来のまちづくりを担う人材の育成を柱に、自治協働と地域力向上を力強く推進をして、自然災害に対する備えの充実と防災・減災の強化を図ってまいりたいと思います。その中で、限られた財源を重要施策に配分をして、人口減少社会に対応するため、将来にわたって住み続けたいと思っていただけるまちづくりとともに、持続可能なまちづくりをさらに推し進めてまいりたいと考えております。

これらの解決すべき課題の解決に向けて、令和7年度の予算編成に際しましては、各課連携の上、重点事業の着実な推進を目指し、税収である自主財源の確保に努めるとともに、国や県の有益な予算獲得に努め、歳出については、限られた財源を有効に活用しながら、健全財政を堅持するため、第8次最上町行財政改革プランにのっとり、行政経費の節減・効率化を徹底をしながら、今、行うべきものとそうでないものを峻別した予算としたところでございます。

こうした結果、令和7年度の一般会計予算額は68億1,000万円となり、対前年比で6.5%の増、8件の特別会計予算の合計額は50億389万7,000円となり、1.1%の増となりました。全体予算総額では118億1,389万7,000円の予算規模となっております。

以上、令和7年度最上町一般会計予算及び特別会計の予算についてご説明を申し上げます。自主財源の乏しい本町の状況にあっても、町民の多様な行政需要に的確に、かつ責任を持って応えていくため、今後とも行財政改革の姿勢を継続しながら、より効率的・効果的な運用に一層努力してまいらなければならないと考えております。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者より説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げて、よろしくお願いいたしたいと思います。

議長　　ここで暫時休憩します。11時25分に開会します。

休　　憩　11時14分  
再　　開　11時25分

議長　　会議を再開します。

## 予算特別委員会の設置及び付託

議長　　日程第15　予算特別委員会の設置及び付託を行います。  
お諮りします。

ただいま議題となりました議案第16号から議案第24号までの9件について、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

議長　　異議なしと認めます。

したがって、議題の9件については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休　　憩　11時26分  
再　　開　11時26分

議長　　会議を再開します。

## 予算特別委員会

臨時委員長　　委員会条例第9条第2項の規定によりまして、委員長が互選されるまでの間、  
(伊藤一雄　私が年長委員でありますので、臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお  
委　員　)　　願いをいたします。

ただいまの出席委員は9名です。  
ただいまから予算特別委員会を開会します。  
これより、委員会条例第8条第2項の規定により委員長の互選を行います。  
お諮りします。  
委員長の互選の方法については、指名推選にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

臨時委員長 異議なしと認めます。  
したがって、互選の方法は指名推選で行うことに決定しました。  
お諮りします。  
臨時委員長が指名することにしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

臨時委員長 異議なしと認めます。  
したがって、臨時委員長の私が指名することに決定しました。  
委員長に、総務文教常任委員長の宮本浩委員を指名します。  
お諮りします。  
ただいま指名しました宮本浩委員を委員長とすることにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

臨時委員長 異議なしと認めます。  
したがって、予算特別委員会の委員長は宮本浩委員と決定しました。  
それでは、特別委員長と交代しますので暫時休憩します。

休 憩 11時28分  
再 開 11時29分

予 算 特 別 委 員 長 ご苦労さまです。会議を再開します。  
それでは、改めまして令和7年度一般会計及び特別会計予算の審査に当たり、  
予算特別委員長として選任いただきました宮本浩です。よろしくご協力お願いし  
ます。  
それでは、これより最上町議会委員会条例第8条第2項の規定により、予算特

別委員会副委員長の互選を行います。

お諮りします。

副委員長の互選の方法については、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

予 算 特 別  
委 員 長

異議なしと認めます。

したがって、互選の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、委員長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

予 算 特 別  
委 員 長

異議なしと認めます。

したがって、副委員長の指定の方法は委員長が指名することに決定しました。

予算特別委員会の副委員長に総務文教常任委員会の佐藤義男委員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました佐藤義男委員を副委員長とすることにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

予 算 特 別  
委 員 長

異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の副委員長は佐藤義男委員と決定しました。

これで、本日の特別委員会を終了します。

ご協力ありがとうございました。

休 憩 11時31分

再 開 11時33分

議 長 会議を再開します。

## 一 般 質 問

議 長 日程第16 一般質問を行います。  
質問の順序は通告順に行います。  
この際、持ち時間は答弁時間も含め45分以内とします。  
質問、答弁に際しましては、ともに最上町議会会議規則第53条並びに最上町  
議会運用例の規定を遵守し、簡明にされるよう願います。  
8番 山崎香菜子議員に発言を許します。

8 番 山崎 おはようございます。  
まず初めに、2月末からの大船渡市の山林火災がなかなか鎮火せず心配されま  
すが、1日も早い鎮火と、避難されている皆様が一刻も早く安心して生活できる  
ようになることを心よりお祈りしております。  
それでは、8番 山崎香菜子より、通告どおり一般質問を行います。  
まず、1つ目の質問が、役場職員のスキルアップと意識改革です。  
先ほどの町長からの施政方針にて、組織力の強化とありましたが、加速する少  
子高齢化社会やDX（デジタルトランスフォーメーション）化へ対応していくた  
め、役場全体でのスキルアップを目指す必要があると考えます。  
例えばDX化のみならず、今後の自治体運営に必要と思われる、専門的なスキ  
ルを身につけるためのリスクリングに挑戦したい職員を募り、半専門職のような  
形で、最終的にはその分野のプロフェッショナルとして役職に就いていただくこ  
とで、より効果的な自治体運営につながっていくのではないかと考えられます。  
人事異動や組織再編で仕事内容が変わっても、自治体職員の究極の目標は住み  
やすい町をつくることであり、職員同士が相互に学び合い、深く関わり合ってい  
く必要があります。人口減少に伴う人員削減や、国からの要望が業務を逼迫して  
いる状況は把握しておりますが、この状況から脱却するためにも、スキルアップ  
が今後の業務の効率化につながるのではないのでしょうか。また、スキルアップに  
より、知見や視野が広がっていくことで、自治体職員としてのさらなる誇りやや  
りがいの醸成にもつながっていくのではないかと考えられます。  
しかし、ただスキルアップを推進していくだけでは、職員の負担が増えてしま  
うことが懸念されることから、資格取得にかかる費用や勉強時間の確保を町とし  
て検討できないのでしょうか。  
なお、これからの自治体職員に身につけていただきたいスキルは、以下のよう  
なものが例として挙げられます。  
1つ目、DX（デジタルトランスフォーメーション）の知識です。こちらは、  
やはり業務の効率化であったり、住民の利便性を高めるために、今後の自治体運  
営には必要不可欠と考えられます。  
2つ目は経営学。こちら、行財政改革に対して、経営的視点を持って運営して  
いくことが求めていくと考えられます。

3つ目が福祉学。こちら、公的な福祉支援、ケアマネジャーさんとかそういったものではなくて、行政としての福祉を学んでいく学問がありますので、そちらほうの学びも必要になってくるかと思えます。

4つ目、マーケティング。こちらは広報であったり、町のPRというところで知識を入れていっていただければなと思えます。

5つ目、コーチングといって、管理職が若手職員を教育していく部分で、必要な技術になっていくのではないのでしょうか。

最後、ファシリテーションというところでは、町民懇談会などでワークショップを行う際、より効果的、効率的に町民の声を広聴していくために必要な技術になっていくのではないかと思えます。

ほかにも多々あるかと思えますが、現在、職員の皆さん、常に業務と並行に、志高く日々務めていただいていることは十分理解しております。スキルアップをきっかけに、自治体職員としての意識がより一層高まり、ひいては行政サービスの向上や、より住みよいまちづくりにつながっていくと考えられますが、以上のことに対して町のお考えをお示してください。

町長 8番さん、山崎議員のご質問にお答えをいたします。

まさしく、先ほど施政方針で述べた、最も今大事な課題を挙げていただきました。本当にありがとうございます。

議員からは、現在当町が置かれる社会状況を踏まえて、町の職員が一層の技術研さんを果たしていく必要性に言及をいただいたということでもあります。当町が現在向き合うべき社会情勢の根本に、少子高齢化の加速度を増す進行があることは、まさに議員が言われたとおりであります。

縮小する社会においては、町の職員についても一定の少数精鋭化を避けられないところでもあります。そうした中においても、議員が言われるとおり、住みやすい町をつくるのが町の職員に課せられた最大の業務目標であるとの認識もいたしましたものですから、頑張っていきたいなとこんなふうにあります。

私自身は意を同じくするところでもありますけれども、議員が言われるデジタル化の展開については、官民相伴って推し進められる状況下、そのことが人口減少、過疎化の進行にあっても、町民の皆様の日々の暮らしの利便性や、安全性の向上を支えるものと期待をしているところでもあります。

そうした大きな社会情勢の転換期において、より一層重要となってくるのが職員の意識改革であります。ご指摘のとおりであります。これまでも、当町においては第2次最上町職員人材育成基本方針を掲げて、経営感覚を持ち、自ら学び考え行動する職員を目標として取り組んでまいりました。

具体的な5つの姿勢としては、1つには、柔軟な発想で改善、改革ができる職員。2つ目には、意欲的にチャレンジと創造ができる職員。3つ目は、住民基点

のコミュニケーションができる職員。そして4つ目には、プロ意識で職務の遂行ができる職員。5つ目には、課題解決のためチームプレーができる職員としております。

この人材育成基本方針には、自己啓発の奨励と支援も目指すところとされておりますので、議員が言われるリスクニングは学び直しと捉えられますので、そのことは職員のスキルアップに結びつくものと考え、経費や時間の確保、支援に向けても配慮してまいりたいと思います。

さらに議員からは、デジタル化、行財政運営、福祉支援、マーケティング、コーチング、ファシリテーションの分野においても、職員のスキル向上が求められるところと述べていただきました。後段のコーチングやファシリテーションの分野においては、山形県の職員研修所においても、現在、学びの場を提供いただいておりますので、有効に活用してまいりたいと考えます。

一方、前段のデジタルトランスフォーメーションや、行財政運営の分野においては、総務省などの支援を得ながら、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業において、アドバイザーを選任いただき、具体的な指導を仰いでいるところにありますので、より業務実施に近いところで、即時性に優れた指導を得ている点においては、職員のスキルアップを効果的に支えていただいているものと認識しているところでございます。

先の第2次最上町職員人材育成基本方針については、令和7年度に向けて改訂していく方針でありますので、当町の職員には、幅広い分野における経験値も高めてもらいながら、そして、議員が言われる専門性についても重視していきたいと考えております。

そうした人材育成の観点も、第8次行財政改革プランにおいても目指すところとされておりますので、職員のスキルアップを通じた業務遂行能力の向上が、議員言われる行政サービスの質を高めて、より住みやすいまちづくりにつながるものと確信しているところでございます。

また、こうした専門性の資質を目指す一方において、地方公務員としての基礎的な能力とされる、使命感や倫理観の向上に磨きをかけていくことが重要であると認識しております。全体の奉仕者として住民の信頼を得て、真に尊敬される公務員となるためにも、この使命感と倫理観は絶対条件と言ってもいい大事な姿勢でありますので、意欲や情熱を失わず、常に初心に立ち返りながら、職員同士の連携による職場の雰囲気づくりなども通して、使命感、倫理観を自覚し、持ち続けることが大切でありますので、この点につきましても粘り強く継続して研修に取り組んでまいりたいと思います。

最も大事なものは、やっぱり職員一人ひとりが、まちづくりがこういうふうに期待されて、生かされているんだという使命感を持って、職員同士の倫理観も含めて、みんなで元気な挨拶からスタートして、頑張るよというふうな形をいつ

もお話ししているところでもありますので、最も大切な視点として、職員の誇りややりがいをしっかりと捉えた上で、まちづくりを展開してまいりたいと思いますので、議員のご理解のほどよろしくお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 再質問はありませんか。

8 番 前向きな答弁をいただきました。  
山 崎 続いて、再質問となるんですけれども、DX化、そして今後官民連携を推進して、外部業者であったり有識者の意見などを生かしていくにしても、職員の知識とその理解力は不可欠になっていくと思います。

そういった部分で、現在、職員の中で、そういった部分に関する資格または何と言うんでしょう、知識、どのような部分で資格やスキルを取得しているのか、具体的にどのような資格であるとか、どのようなスキルを新たに取得したのか。そういったことを一部でも構いませんので、教えていただければと思います。

町 長 今、これも大変大事な質問していただきました。

そういう意味で、何々課の何々係からだけでないだよということを、そういう意味で先ほどの施政方針でも述べたように、これからの地域課題、改めて政策推進プロジェクト、いろんな課題、4つの政策推進プロジェクトを立ち上げながら、各課横断でみんなでレベルアップをするように検証しているんです。それだけでなく、先ほど山崎さんから質問いただきました、外部からのアドバイザーなんかも得ながら、改めて今何回も同じように言いますけれども、今回の災害を乗り切って次の時代の子どもたちに託せる、そういうまちづくりをしようという形で、職員一人ひとりがその思いを共有しながら、今ひとつ連携の事業をさせていただいておりますので、そういった取り組みも含めて紹介してください。

総務企画 大変ご苦労さまです。

課 長 山崎議員の職員のスキルアップ、資格のさらなる取得という部分につきまして、ご質問、ご意見を頂戴をしたと捉えさせていただきます。

今しがた、町長のほうからも職員のプロジェクト、これは通常の業務の枠を超えながら幅広い知見を伴いつつ、町を前に進めていくという部分では、エネルギーの部分であったり職員の個々の部分であったり、そうした部分が展開されていることもおっしゃっていただきました。そうした中、議員からは、より具体的に職員個々の自己啓発、後は業務の質の向上に向けて、どのような資格取得などに現場レベルで向かっているのかという、そういうご質問をいただいたと捉えさせていただきます。

当然、例えばいわゆるハードの事業に向かうなどといきますと、いわゆる機器の操作の取得などということは、これは業務に直結するというところで、相応の課におきまして、そうした取得が進んでいるという認識を持ってございます。ただ、押しなべて私ども総務のほうで、職員個々のいわゆる入職に携わる段では、履歴書等でも資格などはこちらは見てございますけれども、いわゆる経年的にその後の部分はなかなか把握できておらないところがございます。

やはり議員からは貴重なご意見をいただいておりますので、そうした経過、傾向も踏まえつつ、ただ、やはり一方、意識の高い職員さんにおかれましては、議員の言葉にもございましたいわゆる会計財務などにもご自身で取り組みながら、資格を取得されているという情報なども得ているところでございますので、優良事例として多くの職員が、分野はそこに限らずでございますけれども、やはり行政全般の能力向上に向けて、資格取得は非常に重要と捉えてございますので、町自体の支援のスキームづくりも重ねてこれは検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

8 山 番 ぜひ、今後必要な部分になってくると思ひますので、検討を重ねていっていただきたいと思ひます。

本当に、職場というのは人生の大半を過ごす大切な場所でもあります。日々役場に来るのが楽しみになるような、そんな環境、やりがいづくり、そしてまちづくりのプロフェッショナルとしての誇り、そして時代に合わせた変化と革新を引き続き推し進めていっていただければと思ひます。必ず皆さん一人ひとりが持っている能力、または今まで見えていかなかった潜在的な能力などもあると思ひますので、そういった部分を伸ばしていって、本当にこの仕事は楽しい、誇りに思える、本当に心からそう思えるような町役場であってほしいと思ひております。

最後に、ちょっといい事例として、先日、スキー場で雪祭りが開催されましたけれども、商工観光課の職員のアイデアであったり、そういったものが形になって、子どもたちが本当に喜んで過ごしているのを拝見しました。

また、先日、プロモーション動画「ENJIN」も公開されましたが、前回の「EMMA」に引き続き、一度で終わらず、新たな最上町の魅力を発信されていたと思ひます。こういったことに携わることで、職員も自信を持って活動しているように見えました。

特に雪祭りで前森高原からお馬さんを持ってきて、子どもたちに乗馬体験を提供するというところは、もしかしたら全国でスキー場で行っているところはないかもしれませんので、そのあたりがすごく魅力づくりの一つにもなっていくと思ひますので、そういった皆さんの発想であったりアイデアを今後も形にして、明るい最上町役場になっていってほしいなと感じておりますが、最後、町長の思いを聞かせていただければと思ひます。

町 長 まさしく、ありがとうございます。

というのは、この前の赤倉スキー場で行われた雪祭り、私も行ったんですけれども、あそこに前森の馬も持って行って、連れて行って楽しんでくれたんですよ。子どもたちの、山崎さんの子どもさんも来てくれましたし、宮城県からたくさん大勢の方が来てくれました。そういった意味で、魅力をいかにつなぐんだということは先ほど来何回も同じこと言いますが、賢くつないでいるんだということ、そういったことも魅力の発信に、あのアイデア、企画力、職場の課の職員を褒めてくださいよ。そして1課だけでなく、全体の職員の会話の中で、こういうことで発信しようねという形で、今、いろんな会話を通してさせていただいております。

そしてこれも、改めて最上町のプロモーションビデオもつくってくれましたよね。私はあれを見て感激しました。最上町では神が宿っているんだということ、そういった意味で最上町の魅力の一つひとつ点に線につないで発信をする。あの動画発信なんかも含めて、そして何よりも何回も言いますが、70周年の記念式典で、次の時代の子どもたちが、次の町を魅力ある夢をつなぐんだというあの言葉も含めて、今、子どもたちが大変頑張っているということ、これがこれから大変な時代であります、地域一人ひとりが生かされているんだと。そこに行政職員がリーダーシップになって、そして行政だけでなく、官民連携で進めるということこそが、私はこれからの第8期行財政改革にも含まれておりますので、まずはひとつ、議員の皆さんからも職員を褒めてください。今回の災害なんかも大変な思いで昼夜問わずいろんな面に対応していて、農地災害も含めて、現状復旧も含めて、施政方針で述べたような形で頑張っているわけですので。

一つひとつを魅力をつないで発信するということが賢い最上町、これからの大事な視点でありますので、先ほど山崎さんから赤倉の雪祭りの評価もしていただきました。こういったことを言うだけでいいことが地域の皆がさらにさらに、いや、こういう形でさらにつなげるようにということで私はしていきたいというふうに思っておりますので、大変貴重なご提言、ありがとうございました。

8 番 今回この質問を考えた理由としましては、やはり1月末、2月頭に発覚しました横領事件のことで意識改革、これからそういったことが起きないように職場環境づくりが必要になるのではないかなというところからでした。

ぜひ、今後、明るく前向きな職場環境づくりをお願いして、1つ目の質問を終わりにしたいと思います。

議 長 山崎議員の一般質問の時間内でありまして、次の質問に入る前に13時まで休憩をします。

休 憩 1 1 時 5 4 分  
再 開 1 3 時 0 0 分

議 長 休憩前に復し会議を再開します。  
引き続き一般質問を行います。  
8 番 山崎香菜子議員に発言を許します。

8 番 山 崎 それでは、私のほうから2点目の質問、放課後子ども教室の設置についてを教育長に答弁を求めます。

当町には、放課後児童クラブ（学童）が2か所あり、待機児童は現在のところゼロの状態です。しかし、小学校統合により、特にスクールバスで通う児童は、放課後の体験機会が限られるようになっていないのでしょうか。特に、児童数が少ない地区では同学年の児童がない事例もあり、放課後の子どもたちの居場所づくりについて真剣に考えていく必要があると考えます。

そこで、小学校の余裕教室や体育館、公民館等を活用し、放課後子ども教室の設置を考えられないでしょうか。

参考として、令和4年時点で、全国に1万7,000ほどの放課後子ども教室があり、その数は学童の半数以上になります。

放課後子ども教室の運営費用については、3分の1ずつ国・県、町が負担することになりますが、子育て大国最上町としてぜひ実施を検討していただきたいと思えます。

学童とは異なり、放課後子ども教室は原則無料で利用できるため、費用がかかる学童への入所を諦めていた世帯も安心して利用することができるのもポイントです。学童との連携も行うことで、今まで学童では外で遊ぶことができなかった向町地区でも、校庭や体育館を利用することが可能になるメリットがあります。また、実施主体となる地域学校協働活動推進員をはじめとした地域住民のサポーターなどの協力を仰ぐことで、地域との関わりがより深まっていくと考えられます。高齢者ができる範囲で関わっていくことで、高齢者の居場所づくりとしても活用できる制度ではないでしょうか。

送迎の負担解消のため、スクールバスの運行を放課後子ども教室の終了時刻にも設けていただくことも併せてご検討いただきたいですけれども、いかがでしょうか。

教 育 長 8 番、山崎議員の2点目のご質問にお答えいたします。

山崎議員からは、放課後子ども教室の設置に向けた放課後の子どもの居場所づくり全般についてご質問をいただきました。

近年、子どもの居場所づくりはますます重要視されており、全国で様々な取り

組みが行われております。特に、貧困や孤立家庭環境の問題などの社会的背景により、安心して過ごせる居場所の必要性が高まっているものと感じております。

さらに、全国的な居場所づくりの主な形態としては、学習支援や子ども食堂、また、放課後児童クラブやフリースクール、児童館など多岐にわたり、運営主体も自治体のみならず、地域住民やボランティア、民間団体が運営するケースが多く、地域の実情や特性に応じた様々な運営形態が認められます。

それでは、まず初めに、当町における子どもの居場所に関する現状について触れさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、現在、放課後の子どもの居場所の確保として放課後児童クラブ事業を実施しております。放課後児童クラブは、平成18年に事業を開始して以来、最大で町内5か所で実施してきた経緯があります。その後の少子化、学校の統廃合により、現在は町内の2つの小学校区において2か所での実施となっており、待機児童はいない状況にあります。

事業運営に当たっては、長年NPO法人への業務委託形態となっており、同法人には、これまできめ細かい事業体制により子どもたちに親しまれ、地域に根差した最上町ならではの子どもの居場所づくりにご尽力いただいているところであります。

その中で、大堀放課後児童クラブについては、より一層児童の安全に配慮した放課後の子どもの居場所を確保するため、現在、大堀小学校内への移転に向けた準備を進めており、令和7年4月の移転開所を目指しているところです。

ご承知のとおり、放課後児童クラブは、児童が下校してから保護者が迎えに来るまでの時間を支援員が中心となり、保育に欠ける児童を安全第一にお預かりする施設でありますので、制度上の利用要件として、事前登録制となっております。

こうした中、町では、子どもたちの自然体験活動の機会を増やすため、全ての子どもが利用できる放課後子ども教室事業として、向町地区のワイルドエドベンチャースクールと大堀地区のわんぱく学校を実施しております。春と秋には農業体験や収穫祭、夏はキャンプや川遊び、冬には雪遊びなど、最上町独自の自然体験活動を行っております。

このほかにも、わくわくキッズルームの開設やかむろもがみ少年少女発明クラブの新設により、様々な体験活動を行っている団体もあり、まさに他の自治体ではできないような子どもの居場所づくりの一躍を担っていただいている活動が展開されているものと、深く感謝するものであります。

これらの活動は、主に土曜日や日曜日、さらには長期休業を利用して行われる休日型の活動となっておりますので、議員が言われる平日型の子ども教室とは少し異なりますが、町にはこうした豊富な地域資源を活用した有益な体験活動を通じた子どもの居場所が多くありますので、ぜひ保護者の皆様からご理解いただ

き、子どもたちの積極的な参加を後押ししていただければ幸いに存じます。

また、議員からは、平日に全ての子どもが自由に利用できる放課後子ども教室の開設に向けて、余裕施設や国庫補助の活用、地域学校協働推進員の配置、送迎支援などのご提案をいただきました。

その中でも、国の補助事業に関しては、開設形態に応じた補助メニューが幾つかあり、1日の開所時間や年間の開所日数、支援員の配置などに応じそれぞれ補助要件が異なり、国も居場所づくりを推進するため、様々な財政的支援を提供しております。

冒頭で申し述べましたとおり、全ての子どもたちが安全で健やかに過ごせる子どもの居場所づくりは、多様化する社会構造の中にあって、その重要性は高く、多くの地域で様々な活動が進められております。

その効果として、子どもの成長と安心感の向上、孤立の防止、食の提供、学習や生活のサポート、世代間交流の場、地域コミュニティの活性化など、子どものみならず地域全体にとっても多くのプラスの影響をもたらす重要な取り組みであると認識いたすところであります。

その一方、安全性や運営資金の確保、スタッフ、ボランティアなどの人員確保、子どもの特性の多様化など、持続可能な運営や多様なニーズへの対応も課題となっております。

これらのことを踏まえ、子どもの居場所づくりは単なる場所の提供ではなく、子どもが安心して自分らしく過ごせる環境づくりや成長を支える仕組みづくりが重要であり、設置に向けては、本町における利用者のニーズを十分に把握した上で、議員の提案にもありました余裕教室の活用や有利な補助金の活用、地域のサポート、送迎支援などを含めた地域の実情に応じた運営形態や事業内容など多方面から検討、検証する必要があると捉えます。

今後も、行政のみならず、最上町子育て憲章の理念にのっとり、学校や地域、企業や団体等が連携し、社会全体で子どもの育ちを支える仕組みづくりの構築に向けて積極的に取り組んでまいりますので、議員のご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長 再質問はありますか。

8番 山崎 実際、今、エドベンチャースクールであったり、わんぱく学校などで放課後子ども教室の長期休暇の位置づけとして行っているという回答をいただきました。

もちろんその取り組みについては、私もとても魅力的な部分だと感じておりまして、自身の娘も今年小学校に入学しますので、ぜひエドベンチャースクール、参加させていただきたいなと思っているところではあるんですけども、やはり放課後の部分、放課後の居場所、実際の、低学年では大体1時から2時ぐらいに

はもうスクールバスで自宅に帰ってくるという状況の中、保育時間よりももちろん短いというか、保育所では4時ぐらいまで見ていただけたところ、それが大体午前、早い時間に帰ってくると、また保護者の皆さんはそれに対して、共働きではない世帯にはなると思うんですけれども、やはり子どもの相手をしながら家事をこなしていくというのが大変だという声も聞かれています。

今回、数年前に小学校が統合した際に、その地域、要するに学校から家の往復になってしまって、地域で遊ぶ時間が少なくなったりとか、そういった際に、やはり放課後子ども教室という部分では、子どもたちの放課後の居場所としては、ひとつ検討すべきだったのではないかなと今は思うところではあります。

ぜひ、様々な体験機会がこの最上町には、前回の一般質問でも答弁していただいたように、たくさんの体験の機会がありますし、また、地元住民の方々との触れ合いの中から様々なことを学んでいくような機会にも、この放課後子ども教室というところでは、そういった立ち位置になっていくのではないかなと思います。

やはり、遠方だけではないかもしれないんですけれども、遠方の子どもさんは自宅と学校の往復で、地域で遊ぶ時間も限られてくるという中で、やはり地域の方々から子どもたちの声がしなくなった、子どもたちと触れ合う機会が少なくなったというような声も聞かれています。

また、学校と自宅の往復になった場合、場合によっては、宿題以外の時間をゲームや動画視聴に使っていることもあるかとは思いますが、全てではないと思うんですけれども。そういった部分では、放課後子ども教室で友人や地域住民の皆さんとの関わりの中から、コミュニケーション能力なども養われていくことだと思いますので、ぜひ、先ほど教育長からも様々検証した上でという話もありましたが、実際、こういう制度があって、利用したいかどうか、今困っているかどうかという漠然とした聞き方ですと、なかなか保護者も、物すごく困っているわけではないけれども、もしそういった仕組みがあるのであれば利用したいという方もおられるかと思っておりますので、そういった細かな部分を聞き取れるような意向調査などを行っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

教 育 長 ただいまの山崎議員の再質問の答弁の前に、少し放課後子ども教室の設置背景等について補足説明させていただきたいと思っております。

その法的根拠となるものは、2003年、少子化対策の一環として制定された次世代育成支援対策推進法に始まりまして、現在、文部科学省と厚生労働省が連携して推進しております放課後子ども総合プラン、これに基づいて実施されております。

その成果としましては、主に子どもの安心・安全な居場所の確保や、学力・生活習慣の向上、さらにはボランティアや高齢者を含めた地域住民の関わりが増え

たということが挙げられます。

一方で、指導員の確保や処遇改善、財源の確保と自治体の運営負担が大きいことなど、さらにはプログラムの充実と質の向上等も全国的な課題となっております。

先ほどの答弁にもありましたが、町における放課後子ども教室というのは、非常に特長的な取り組みを年間を通じて行っております。ただ、どうしても平日開催ができないというような状況もございまして、主に土日、そして長期休業、夏休みが主だと思いますけれども、そういったところに集中してきているということでもあります。

ぜひ、まずは、今最上町が独自に進めている放課後子ども教室のこの事業に、多くの方に理解をいただいて参加させていただきたい、この思いが強いです。

あわせて、町には多くのスポーツ少年団がございまして、この活動も非常に盛んであります。あわせて、こういった活動も放課後の活動の充実にもつながっておりますので、こういったところからもいろいろ体験を積みさせていただければなど、そんな思いであります。

先ほど議員からありました、これからの放課後子ども教室の、特に平日型というところに関しては、もう少し議論を尽くす必要があるかと思っております。

ぜひ、保護者の皆さんからもご意見をいただくとともに、あと学校の考え方もあります。ちなみに、学校は日課表というのがございまして、その中で、子どもたちは、大体平日になると3時と4時にスクールバスを利用して下校することになります。議員心配されておりますように、やっぱり遠方からの通学が増えておりますので、遠い子どもにとっては、なかなか一旦家に戻って、さらにこれが別の施設に移動して、そこで遊んでまた帰るといふ、こういったところは、平日はなかなか厳しいものがあるなというふうにあります。

こういった仕組みづくりも、今後町としては検討、議論していく必要があるのかなというふうに思っております。

あともう一つ、各学校では、一日の生活の過ごし方というのがございまして、例えば、向町小学校の暮らしとか、かぜっこの暮らしというような、大掘小学校のそういった暮らし方がありまして、特に放課後に関しては、夕方5時と6時にそれぞれ愛の鐘があるわけで、それを公園とかほかの施設でなく、自宅でしっかり聞きましょうというような流れというか、そういった歴史がありまして、学校も子どもたち、保護者にいろいろ伝え、指導しているところもありますので、平日に限っては、なかなか子どもたちが帰ってから十分な遊び時間の確保という点では、非常に足りない部分もあるかと思っております。

ただ、低学年のうちですと少し余裕もありますので、そういったところのできる対応はどういうものがあるのかということ、今後議論させていただければなというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

8 番 やはり人員確保であったり、プログラムの質の向上とか、様々な課題が設置に  
山 崎 は出てくるというのはもちろん承知しているところではあります。

やはり向町の学童で外遊びができないという現状なども、こういった放課後子ども教室との合体であったり、今後子どもが減っていく中で、空き教室が増えていくところでは、もしかすると学童を小学校のほうに移設するということも、大堀同様検討できるかなと思っているところでもあります。そういった際に、一連の流れで同じNPO団体さんをお願いするなどの方法なども、もしかしたら取れる可能性もあると思いますので、今後の子どもの減少なども鑑みながら、全ての子どもが過ごしたいように過ごせるような放課後の過ごし方、居場所づくりを、今後も検討していただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議 長 これで、8番 山崎香菜子議員の一般質問を終わります。  
次に、6番 須貝康幸議員に発言を許します。

6 番 お疲れさまです。

須 貝 まずは、姉妹都市である大船渡市の林野火災に一日も早く鎮火と一日も早い復興作業ができるよう、市民の皆様が安心して生活できることをお祈りして、私の一般質問を始めたいと思います。

それでは、ただいまより、通告どおり一問一答方式で質問を始めます。

私からは、昨年7月豪雨災害の復旧・復興作業、減災対策についてお伺いいたします。

昨年の7月、豪雨災害の復興・復旧作業を第一として頑張っていきますと各所で町長よりお話しがございます。

現在の復旧作業の進行状況と減災対策をどのように考えて計画を立てているのかをお伺いいたします。

これから本格的な農業シーズンに入る前に、昨年に仮復旧や仮設的な復旧をされている箇所もあると思います。町民の皆様の不安と欺瞞を取り除ければと思います。質問いたします。

1つ目、災害復旧工事の進行状況、工期の終了見込みなど教えてください。

2つ目、減災対策の取り組みとして、水路、砂防堰堤、治水対策など、どのように計画を立てて進めていくのか。県・国管轄になっていく箇所もあると思いますが、町としての考えをまずはお伺いいたします。

町 長 6番さん、須貝議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

まずは、令和6年7月の豪雨災害における復旧工事の進捗状況と工期についてでありますけれども、道路や河川等における状況としましては、災害箇所は

67か所で、このうち58か所は工事が完了しております。残りの9か所におきましては、応急処置が終わっており、年度内に6か所完成予定であり、今後、令和7年度に向けて、繰越し事業として残り3か所を順次完了させていく予定でございます。

全災害箇所のうち国の災害査定を受けた11か所におきましては、およそ2億6,000万円の国費を充当させており、1か所完成、2か所が発注済みで、8か所が令和7年度に向けた繰越し事業となっております。

まず、この水路、砂防堰堤、治水対策等の減災対策につきましては、災害によって被る被害を最小限に抑えるために、あらかじめ行う取り組みが必要であります。この自然災害の発生を防ぐことはできません。災害は起きるという前提の下、被害をいかに軽減させるかを目的として対策を講じるべきであると認識を新たにしているところでございます。

特に、昨今のように激甚化、頻発化する自然災害の発生においては、減災の取り組みは欠かすことができません。そして、町、国や地方自治体をはじめとする河川管理者は、河川改修や治水施設の整備等の取り組みとして、流出土砂をためるとともに、河川の崩壊を防ぐ砂防堰堤の築造や河川に堆積した土砂を取り除くしゅんせつ工事、そして河川の断面積を大きくする河道掘削や樹木伐採など、河川の流下能力を高める様々な取り組みを行っているところであります。

災害によって被災した箇所を元に戻そうと、この工事から災害に耐え得る十分な補強する改良工事も今後必要であります。

今回、激甚災害の指定も受けまして、改めてこの吉村知事にも国のほうにもいち早く応援をお願いしました。そして、激甚災害の指定なんかもさせていただいたわけですが、私言ってきたのは、単に原状復旧だけで駄目だと。将来の災害を見据えた、そういった環境の整備も含めて、そして、国にだけお願いするのではなくて、県と国と町と一体となったメンテナンス、維持管理なんかの責任も共有できるような仕組みづくりをしていただきたと、そんな話もしてきているところであります。

しかし、それらの工事には莫大な費用とともに、長い年月が必要となりますので、過去の災害時の被害状況を分析しながら、優先順位をつけて順次対応していくことが必要と考え、今後も実践してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、農地・農林業施設の災害復旧工事の状況についてでありますけれども、昨年7月の2回目にわたるこの豪雨により、町内での被害状況については、農地が238か所、農業用施設が235か所の合計473か所であると県に報告を行ったところでございます。

災害発生の直後から、被害の状況の把握や早期実現、復興に向けて、多面的機能支払交付金事業に取り組む組織が中心となって、この復旧作業を行っていただ

きました。改めて、この多面的組織の役員やご尽力いただいた皆さんにお礼を申し上げます。

そのかいもありまして、降雪前までに約6割の箇所での復旧が完了しております。災害復旧につきましては、国の災害復旧事業及び県の小規模農地等の災害緊急復旧事業並びに町の単独での対応をまいりました。

この国の災害復旧事業に、農地災害で6か所、農用施設で4か所を申請しておりますので、今後、令和7年度中の復旧を目指していきたいと思っております。

さらに、県の小規模農地等の災害緊急復旧事業を活用して復旧を予定している箇所数については274か所となっております、約6割の箇所での復旧が完了しているところであります。

現在、未復旧の箇所につきましては、今年度と同様、国の災害復旧をはじめ、県の小規模農地等の災害緊急復旧事業等を活用しながら、受益者の農家の方と確認、相談をしながら復旧を進めてまいりたいと思っております。

なお、この復旧に際しては、河川の氾濫による農地や農業用施設の被災箇所もあることから、河川の災害復旧後に施工する箇所もあり、時間を要する場合がありますので、関係機関と情報の共有を行いながら、災害を理由に離農が進まないように復旧に取り組んでまいりたいと思っております。

そういう意味で、先ほど触れましたように、ただ単に原状復旧だけでなく、今後の災害も見据えた、そういった環境の整備も必要であるということ、熱く国や県にも言っているところであります。

今後も町民の皆様様の安全・安心な生活を守っていくためにも、より一層努力してまいりますので、議員のご理解のほどよろしくお願いを申し上げます、答弁いたします。ありがとうございました。

議 長 再質問はありませんか。

6 番 分かりました。

須 貝 ぜひ、町民の意見も聞きながら、一番最初にどこを直してほしいというものも分かっていたきながら進めているということなので、ぜひ進めながら頑張っていたきたいなと思っております。

ちょっと私気になっているところがありまして聞きたいんですけども、瀬見温泉スキー場の崩れた土砂の場所とか、沢原の国道沿いのブルーシートをかけている部分とか、ほかにも土砂災害でちょっと家の裏が崩れたとか、作業小屋の裏が崩れたという場所がありますけれども、その辺のところの、今後どのような感じで進めていくということが分かっているんでしたら、ちょっとお伺いいたします。

建設水道課長 ただいまの須貝議員のご質問でございますが、まず、瀬見、観松館さんの前の旧瀬見スキー場ですね。あちらのほう、大変な災害に見舞われたわけでございます。

我々も大変苦勞したのが、町道だけでなく、観松館さんの民地も土砂災害に遭ったと。しかも施設内、そして浄化槽も全損したということでございます。

これに関しましては、我々建設水道課のほうは、国のほうの指導なども受けまして、町道のほうは国交省の道路局、そして民地のほうの土砂撤去は都市局というような形で分けて国庫補助を頂戴いたしました。

まず、復旧作業等は全て終わっておるわけですが、また、浄化槽に関しても、12月の補正予算で上げさせていただきましたとおり、有利な補助事業を頂戴した上で、あれだけの災害を被って、約3か月で営業再開ということに至ったわけでございます。

大変、我々のもとより、浄化槽整備株式会社さんですとか、あと、もちろん建設会社の方々、これは全力で取り組んだ結果だと思っております。

具体、沢原地区のトンパックがまだ積んである待避所、あぁいったところを具体的にどのような進み具合かというふうなご質問ございましたけれども、我々も随時、尾花沢の国道局と連絡を取り合っているわけですが、残念ながら、いつまで撤去するというお約束はいただいております。

ただ、やっぱり国道沿いですので、また、あの辺、住民の方が利用する歩道、そしてごみステーションなどもあるわけですが。そういった実情も説明しながら、いち早くトンパックを除去できるような土砂災害防止策をきちんと取ってもらいたいと要望しておるところでございます。

あと、旧瀬見スキー場の土砂災害が実際にあった場所なんですけれども、こちらのほうは、今、県のほうと、どのような対応でこれから行っていくのが望ましいのか。あのままにはしておけないという認識はお互い持っておりますので、順次、県のほうと検討が進みましたら情報提供いたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

農林振興課長兼農業委員会事務局長 今、建設水道課長からありました部分について補足させていただきたいと思っております。

瀬見スキー場の跡地のほうの復旧につきましては、昨年の降雪前に山形県の農林部のほうの予算の許す限りということで、土砂の撤去と、あとトンパックの設置を行っていただきました。予算に限りがあるということで、そんな大規模ではなかったんですけども、応急的な対応を取っていただいております。

これからは県のほうで治山のほうの工事として進める方向で、国のほうに申請しまして、採択を受けた後に、事業を着手するという確認をしております。

またこれからも県のほうに確認をしながら進めていきたいと思っております。  
以上です。

6 番 分かりました。  
須 貝 先ほどは、民家裏とか作業小屋のほうの裏、例えば満沢の作業小屋のほうにも土砂崩れがあって、小屋にも木がかかってという形で、土砂とかは取れているようなんですけども、その後、そのまま、あと何も、トンパックを置いたりとか何か土砂崩れにならないような手だてというものは何も考えていないのかというところを、ちょっともう一度答弁をお願いいたします。

農 林 振 興 満沢地区といたしますと、土砂崩れ、防雪柵がずっとかかっているところす  
課 長 兼 ね。あそこは県のほうで、土砂崩れの警戒区域となっているところとの境のよう  
農業委員会 な部分でございますので、ちょっと場所のほう再度確認して、対応できるかどう  
事務局 長 かの検討をしていきたいと思えます。  
木がまだ倒れているということです。

6 番 また分かったら、土砂災害の……  
須 貝

農 林 振 興 ああそうですか。  
課 長 兼 ちょっと雪解け終わってから、場所のほうまた確認したいと思えます。  
農業委員会  
事務局 長

6 番 ちょっと土砂災害の場所、結構、土砂は撤去されているものの、斜面的にはど  
須 貝 こも手つかずで、まだそのままになっているかなというところで、ちょっとまた  
大きな雨が降ったりなんかすると土砂災害が起きるのではないかなという懸念が  
しますので、ぜひもう一回、雪解けが終わってから確認等もお願いして、しっか  
りとした手だてができるところは手だてをしていただけたらなと思えますので、  
よろしくをお願いします。

続きまして、最上地区でも田んぼダムとかやられている地区があると思えます  
けれども、その検証などは行ったんでしょうかというところと、今後、まだ、も  
うちょっと増やしていったほうが私的にはいいのかなと考えていますけれども、  
その辺の計画などありましたら、ちょっとお伺いいたします。

農 林 振 興 田んぼダムの検証はということでございますが、ちょうど今日この時間、山形  
課 長 兼 のほうで、今担当行っているんですけども、その田んぼダムの検証した報告会

農業委員会 が行われております。  
事務局長 そこで、今回の実証の結果が出されていると思いますので、後ほどご提示させていただきたいと思います。  
今後の取り組み予定ですが、新たにこの場所でということは、今は予定にはなっておりません。  
以上です。

6 番 ぜひ、そういう検証等が出たら、みんなにお知らせをしていただいて、効果があったら、ぜひ推進して行ってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。  
須 貝 続きまして、三世代世帯、大家族世帯の推進についてというところで質問したいと思います。  
町内において、老後を心配される方々がおられます。その多くの悩みとしては、独り暮らしになったときの心配が多いようです。買物や食事、除雪などの生活全般に対する不安です。  
そこで、核家族が増えていく一方で、三世代世帯や大家族世帯を推進することは最上町でも必要だと考えますが、いかがでしょうか。  
現在、町で三世代世帯、大家族世帯推進のために取り組んでいることと計画がありましたらお伺いいたします。

町 長 6番さん、須貝議員の2点目のご質問にお答えをいたします。  
議員からは、この三世代世帯の大家族世帯の推進についてご質問をいただきました。  
現在、社会において、家庭の形態は核家族のみならず多様化してきて、日本全体では2040年に単身世帯が4割に達する見込みと言われておるところでございます。  
超高齢化社会が進む中、当町でも例に漏れず、令和6年4月1日現在では、高齢者の単身世帯は345世帯、そして高齢者夫婦のみの世帯は350世帯となっております。  
町では、高齢者が住み慣れたこの地域で自分らしく暮らしが最期まで続けられるよう、健康な体、健康な心、健康な社会生活を基本理念とする地域包括ケアシステムの充実を図ってまいりました。あわせて、保健事業と介護予防の一体的実施を図り、健康寿命延伸を推進しております。  
家族の形態にかかわらず、心配されることは様々あると思われまますので、多種多様のご相談に応じながら、不安解消につながるよう高齢者の皆さんが安心して暮らせるよう努めてまいりたいと思いますので、議員のご理解のほど、よろしくお願いを申し上げて、まずは答弁とさせていただきます。

6 番 今の答弁を聞くと、取りあえず今のところ町としては三世代世帯や大家族世帯  
須 員 に関する推進ということは、まず考えていないというか、そこじゃなくて、個人  
個人のお家に対する支援はしますよという形でよろしいのでしょうか。

健康福祉 須員議員の質問にお答えいたします。  
課 長 やはり住み方、住まい方も含めまして、家族の形態も今は核家族化だけではなく、  
お一人様などと呼ばれる世帯も増えております。  
そのような状況の中、町のほうでこの家族の形態がよしというような推進の仕  
方は、今のところ考えてはおりません。

6 番 私が考えるところでなんですけれども、やっぱりこの間もコロナウイルスの流  
須 行や、去年ですけれども、インフルエンザなどで、かなり急な増加で、学校が急  
な学級閉鎖、学校閉鎖などなった際に、どうしても核家族の方たちがどちらかが  
休んで、仕事行かないでというところもあり、そういうところで経済的な負担も  
出てくるのではないかなと考えております。  
いろいろな様々多様化のところで、核家族が進んだり、お一人様というところも  
出てくるとは思うんですけれども、今後、今現在の核家族の方々が、三世代とか  
大家族になりやすいような町をつくっていくということが私は大事だと思うん  
ですけれども、その辺の考えをお伺いいたします。

副 町 長 お答えさせていただきます。  
須員議員のおっしゃること、非常に私も理解しているところです。  
しかるに、現状を見ますと、どうしてもやっぱり核家族、特に単身世帯とか高  
齢者の夫婦世帯も、もう急増してきているという状況であります。  
ですから、どっちが先かというわけじゃないんですが、大家族を推進して、大  
家族になるまでを待つという運動ももちろん大事ではあるんですが、今今のそう  
いった一人暮らしとか高齢者世帯の人たちが、そういった世帯も安心して暮らし  
ていける社会システム、まずはこっちに今全力を傾注する必要があるかなという  
ふうに思っております。  
結局、足の問題とか、もちろん雪の間口除雪の問題、それから買物、それから  
安全関係ですね、そういったものを地域が一つの大きい家族というような捉え方  
もしながら、支え合いという仕組みを早急に、もっと強力に構築していく必要が  
あるというふうに思っておりますので、我々としましては、まずはそちらのほ  
う、軸足を中心にしていきたいというふうに考えているところでございます。

6 番 そういう考えもあるんだろうなと思って、私は今回このような、他の自治体で  
須 員 やっていないことを最上町でまず先進的やっていくよと、最上町はこういう町な

んだと示す方向がまだ一つ足りないのではないかなど。いろんなことで、そういう高齢者世帯だけの世帯とかあると思うんですけども、今現在の若い子たちが、実際町外から町内にまた戻ってくるというときに、そういう推進をしておけば、戻ってこれるよねと、安心してやっぱり最上町に住みたいよねというような仕組みをつくっていかなければ、この人口減少社会で生き残っていくということが難しいのではないのかと考えております。

もちろん、今現在の高齢者たちの不安を取り除くことは当たり前であって、これからの未来のことをもう少ししっかりとビジョンを持ってやっていかないと、これは本当にそういう世帯だけが残っていくのではないかなど私は懸念しますけれども、いかがでしょうか。

町長 最も大事なことは、やっぱり現実的なその高齢者世帯数とか答弁したとおりなんですけど、そういった中でも、健康な体、健康な心、そして健康な社会生活、これを基本理念とする地域包括ケアシステムの充実、こういう形で地域で生かされているんだと、こういうことの集落の魅力を発信するんだということ、前段の山崎さんの質問にもありました。そういった意味で、次の時代の子どもたちに、ああ、現実的に高齢化社会になっておりますが、そういう中でも、この地域に生かされている課題を、健康寿命の延伸にもつなげているんだということが私は最も大事でないかなど、こんなふうに思うんです。

ですから、教育長の先ほどの前段の山崎さんの答弁でも答えましたように、これからの時代の子どもたちがそういう形で認識して頑張れるような環境にするために、いろんな児童クラブとか、民間団体でもいろんな形で参加しておりますよ。そういう仕組みづくりをすることによって、これも町の改めでのプロジェクトチームの中で、食育推進プロジェクトというのを立ち上げておりますので、それが子ども食堂という形の大きなテーマの中で、最上の食を食べさせてもらったことによって、ああ、おいしかったねと、こういうふうに言われる。そうすることによって、じゃ、総合学習で現場に行ってみて、「誰々さん、今日の食べ物おいしかったや」と言っていたら、地域の生産者が元気出るんですよ。そういった相関関係で、これからの移住定住も含めた形の魅力づくりである、高齢化社会ではどこの町村も同じでありますけど、そういう中でも、決して一人でない、みんなで支えていられるという形が、私は大事なことでないかということで、教育長も答弁しましたように、子育て憲章というのはそのために作ったんですよ。子どもの笑顔が家族の笑顔につながって、家族の笑顔が地域の元気な笑顔につながって、地域みんなが笑顔があるんだという形で、子育て憲章をつくった背景もそこにあるわけありますので、確かにこの高齢者世帯、これからの住宅政策、当然最も大事なことでありますけれども、そういった中でも、生かされているんだ、頑張るんだということの健康寿命を、さらにさらにみんなで補完し合うこと

が私は大事だなと、こんなふうに思っておりますので、まだまだ足りないところがあります。でも、そういう意味でも、最上というのはこういう歴史があって、地域ブースがあって、決して一人でない、みんなで応援してもらえるんだということこそ私は大事でないかということで、令和7年度の施政方針でも、そんな意味で熱く語らせていただいたところでもありますので。

課題はたくさんあります。いろな面での、議員からのいろんなアドバイスも今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

6 須 6 番 議員 分かりました。  
ぜひ、今の子どもたちが戻りやすく、過ごしやすい、そして何か最上町のためにやりたいなと思っている子どもたちが今いっぱいいるということなので、その子どもたちが戻ってくるような町になるような施策、対策などをしっかり考えていただきたいと思ひます。

私からの一般質問をこれで終わります。

議 長 これです6番 須貝議員の一般質問を終わります。  
次に、2番 栗林浩子議員に発言を許します。

2 栗 2 番 議員 よろしくお願ひいたします。

私からは、今日2つの項目について質問をさせていただきます。

1つは、地域公共交通とライドシェアへの取り組みについて、もう1点は、町政報告会とまちづくり懇談会の開催について、この2点について質問をいたします。

1項目ずつご回答いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

一般乗用旅客自動車運送業というそうなんです、要するにタクシー業務をされている町内の民間会社さんが、2月で営業を終えられるというお知らせがありました。

このタクシー会社さん、タクシー業務だけではなく、デマンドバスの運行やスクールバスなどにもご協力いただいて、町民の交通に対して大変ご尽力いただきまして、皆さんが世話になった会社さんであると思ひます。私も大変残念であります。

ところは、国内では2024年に約80件以上のタクシー会社が、倒産ですとか廃業という理由で業務を終えられたということをお聞きしています。その数は過去最多だそうです。タクシー会社がない市町村というのが、少しずつ増えてきているというのは実情のようです。

町内には、介護タクシー、福祉タクシーを運行されている業者さんもあり、実際に利用された方からは、大変便利で親切に対応をしていただいた、具合悪くな

って新庄のほうの病院から帰ってくるときに利用された方からお聞きしたんですけれども、自宅に着くまで、本当に親切に対応していただいたというようなことを聞いております。

しかし、こういった介護タクシー、福祉タクシーといいますと、要介護認定を受けている方や体の不自由な方、病気やけがをされている方の利用ということで、それ以外の方が利用するのはちょっと難しいというふうにお聞きしています。

ですから、タクシーがなくなったということは、病気の方だけではなくても、元気にお一人で暮らしていらっしゃるけれども免許を返納された方や、または自家用をお持ちでない方がふだんの生活に大変不安を感じていらっしゃると思います。

また、昨年の災害で運休となっているJR陸羽東線は、いまだ再開のめどが立っておらず、代行バスの運転が続いております。

この代行バスについては、舟形町長沢や南新庄の、要するにJRの駅があったところを経由するためかなり時間がかかり過ぎるとか、あと、例えば新幹線に乗ろうと思ってこのバスを使ったんだけど、その新幹線との連絡が物すごく悪くて、新庄の駅までは行ったけれども、新幹線に乗るまですごくたくさん時間待たなければならぬ。要するに、使いづらいというふうなご意見を聞いております。

もし、この陸羽東線復旧までに時間がかかるようでしたら、この代行バスの見直し、これをJRさんに提案することはできないでしょうか。例えば、最上町内から新庄への直行便を増便してもらおうとか。たしか1便と最終便は、最上駅から快速ということで新庄駅まで行くというバスがあるそうなんですけれども、それ以外は、やっぱり各駅等を回るような運行になっているようです。

また、高齢者の方で新庄に行く方で、新庄、県立病院に通院されている方も多くと思います。終点を、例えば新庄駅ではなくて、県立新庄病院まで終点を延ばしてもらおう。こういった利便性を図るための提案というのをするわけにはいかないでしょうか。

また、先日、各地区で開催されましたまちづくり懇談会で、町長から、ライドシェアに関する取り組みが町では考えているというようなことを、少しだけでもお話しにられました。こういったものも早急も取り組む必要があるのではないかと考えております。

私が先ほど申し上げた地域公共交通について、また、ライドシェアの取り組みについて、今町がどんなふう考えているのか伺いたいと思います。

町長 2番さん、栗林議員の1点目のご質問にお答えをいたします。  
同じく年々高齢化社会の中で、改めてこの移動手段、これも極めて大事な政策

の柱でございます。

議員からは、当町の地域交通を取り巻く状況について、大きく3つの項目についてご質問いただきました。

1つ目の項目は、この2月をもって町内の民間事業者がそのタクシー業務を終えたことから、特に免許を持たない方や車をお持ちでない方が不安を抱えている実態を憂慮するものと捉えました。

この点につきましては、町としましても大きな課題と捉えておりまして、町内民間事業者がタクシー業務を終わるに当たって、利用者状況についても伺っておるところであります。さらに、隣接する自治体の民間タクシー事業者にも、当町における事業展開の面などについてもお話しを聞いておるところでございます。

そうした中においては、運送の分野においても人口の減少をはじめ、各業態において、この顧客の確保にかかる、その辺も拡大をし、住民の方々のタクシー利用が減少している一方、インバウンドの需要が伸びてきている点についても言及をいただいているところでございます。

これらのことから、住民の方々の需要の正確な把握とともに、議員質問事項にある、このライドシェアの展開などが今後優位と考えるところでもありますので、今検討に入らせていただいているところであります。

議員2つ目の質問項目は、昨年7月の豪雨災害に由来するJR陸羽東線運休に係る代行バスの関係であります。

陸羽東線代行バスにつきましては、現在、新庄方面に向かう上りが8便、鳴子温泉駅に向かう下り便が6便運行されており、上りについては、始発と最終便が最上駅と新庄駅間で直通となっておりますところであります。

このことについても、議長さんと一緒に宮城県のほうに要望に行ったんですが、あのとき言われたのは、その支店長から、「やあ、代行バスで運行して、乗っているお客さんが少ないのは最上町です」と言われましたよ。ですから、ただ走ってください、一日も早くだけでは駄目だね。そういう意味でも、JRのみならず、国・県と連携取りながら、先般、林野庁のほうからも来られて、改めて災害復旧についても、雪が解けた段階で復旧に当たっていきますと言ってくれました。

そういう意味で、観光客をもてなすこのライドシェアの仕組み、民間でやれるこの制度があるわけでありまして。国・県からも応援支援制度がありますから、こういったことが、これから大きな大きな私は足の確保、高齢者対策にもつながるよう、買物支援であったり、介護支援であったり、これは最も大事な政策の柱にしていかなきゃなんないということで、改めてそういったプロジェクトを上げながら、官民連携のこの仕組みづくりを今検討させていただいているところであります。

代行バスの利用に際しては、新庄駅や鳴子温泉駅における待ち時間が一定程度

生ずるものと考えますが、荒天時以外は原則として山形新幹線や奥羽本線との乗り継ぎが可能となるように時間割が組まれておるところであります。

また、昨年8月23日の代行バスの運行開始から合計2回、時刻の改正が行われました。これは、小中高生が通学に利用しない時間帯などへの変更について、町がJR東日本に対して要望し、時刻改正や増便などが実施されたものであります。

JR東日本からは、定期的にこの代行バスの利用状況の報告もいただいております。また、利用における利便性の向上については、これからも対応に努めたいとの言葉も得ているところでございます。

また、議員からは、終点到県立新庄病院を加える点に言及いただきましたけれども、JR東日本からは、代行バスの運行としては駅のある場所またはその周辺が原則的にバス停になるところへの返答が得ているものでありまして、そういった意味で、民間がやれるようなこのライドシェア、交通の仕組みづくり、これは極めて私、官民連携の中であってつくっていくべきだなど、このように思っているところであります。

議員のこのご質問、ご意見の背景には、一日も早い陸羽東線の復旧と運行再開の必要性が底辺にあると捉えますので、関係の皆様との連携を一層図りながら、時期を捉えた要望活動の実施を重ねてまいりたいと考えます。

議員3つ目の質問事項であるライドシェアにつきましても、先ほど来お話ししておりますように、1つ目の項目の町内民間タクシー事業者の営業終了とも関連してきますので、さらには、これまで12月の議会においても議員より、当町のデマンドバスのさらなる利便性の向上についても言及をいただいたところであります。

そうしたデマンドバスのこれからの見直しも含めて、当町の抱えるこの地域交通の諸課題に対して、新たな事業再構築を目指して、令和7年度においては、最上町地域交通リデザイン推進事業に取り組んでまいり所存でございます。

この事業の取り組みについては、町が人口減少局面にある中で、殊に高齢者などの交通弱者に対して、適切な移動手段を提供するため、タクシー事業者の営業終了の意義をしっかりと把握をして、介護福祉タクシー事業者とも連携をする中で、いろいろなライドシェアへの展開やデマンドバスの利便性の向上、さらには観光分野における二次交通の確保も含めて頑張っていきたいと、こんなふうに思っております。

ライドシェアの取り組みは、地域の中において、地域の担い手の活躍が鍵となってまいりますので、この最上町の地域交通リデザイン推進事業は、国の支援をいただきながら事業展開をいたしていきたいと、こんな決意でいるところでございます。

この事業を意義ある地域交通の再構築に結びつける重要なポイントには、地域

の関係団体や機関、NPO法人等の異なる主体が相互に協力し合う、まさしくこの住民の皆さんとの連携、協力が主軸にならないと捉えますので、改めて改めて、先ほど来のこどもの食堂は言いました。子どもの集いのことも言われました。そういったことも含めて、地域一人ひとりがこういった形でまちづくりに貢献しているんだ。そういった意味でのこの足の確保については、こういう形でも、うちの見る感で、地域で頑張れるよと、地域コミュニティーという形の中で3地区公民館を利用して、そういった、子育ても含めて、私は子ども食堂までつなげたい。その足とって、高齢者が「ああ、期待されているんだ」、そういったことが元気につながるような仕組みづくりが自治協働のまちづくりでないかなと、こんなふうに思っております。

本事業を通して、情報の発信を徹底しながら、安心して住み続けられ、そして観光分野を筆頭とする産業界の振興などにも貢献できる地域交通システムとするために、町民の皆様と力を合わせて進んでまいりますので、議員のご理解のほどよろしくお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

議 長 再質問はありませんか。

2 番 すみません、JR代行バスについて、もう少しお話しをさせていただきたいんですが、町長も今おっしゃられたように、私も申し上げましたが、1便と最終便が最上駅から新庄駅まで快速になると。これが大体45分間で新庄駅まで行くようなんですね。ところが、通常便、時刻表を見ますと、大体1時間10分ぐらい。30分ぐらい近い差があるということで、乗る人が少ないというのは、やっぱり時間がかかるというのがポイントなのかなと思うところです。

例えば、新庄まで行くのに、1便が6時36分、これ電車の時間がもともとそうだとおっしゃればそうかもしれないんですけども、6時36分の次の便が9時30分。そうしますと、新庄駅に10時40分。例えば、県立病院まで行くと大体11時になってしまう。こんな便なんですね。

例えば、金山町ですと、もともと山交バスさんが通っているので、比較にはなりませんけれども、これが片道大体40分ほど。平日だと約11便、土日で5便という運行があるそうです。朝も大体30分置きにバスが出ていて、こういうバスがもし最上にもあれば本当に便利なのになと。町民の皆さんも安心して生活、病院に行くだけが安心ではないんですけども、やっぱり町立病院もお世話になっているんですが、何かのときに、新庄の病院に通う方もいらっしゃるの、そういう面では、もう少し便利になれば、このJRの代行バスも使う方が増えるのではないかなというふうに思いまして提案をさせていただきました。

また、今回デマンドバスについては、私、質問の中には入れなかったんですが、12月の議会でも質問させていただきまして、ランドマークの見直し、昨年

閉店された商店さんによく行く方が、違うお店のほうに行きたいので、ランドマークの見直し考えていただけませんかということ、そのことを12月に質問をさせていただきました。そのときは、いろいろ見直しや増便についても考えていただけるということでした。

また、中学校でゆめ議会というのがありますが、これでもやっぱりデマンドバスの増便ということに対して質問がたしかありました。そのときは、やっぱりタクシー会社さんとの共栄共存していくために、全ての時間帯を運行するわけにはデマンドバスはいきませんということの回答を私はお聞きしました。

ということは、やっぱり今、タクシー業務をされている会社さんがなくなるということは、もっとデマンドバスが有効に、午後の便の増設とか考えていただけるのではないかなと思っているのですが、その件に関しては、今のところで結構なんです、どうお考えでしょうか。

町長 大事な視点を提案していただきました。

JRの本件についてのバスの増便については、私なりに、陸羽東線だけでなく、やっぱり陸羽東線整備推進協議会とあるんですよ。そういった中で、二次交通ライドシェアの魅力づくりの発信も含めて、行政の果たす役割、民間で頑張っている役割なんかも共有するような会議も、間もなくそういった会議の方向性も示しておりますので、よろしくお願ひしたいということと、デマンドバスについても、これも前からいろんな方から要望ございますように、もう少し増やしてもらえないかとか、いろんな意味のご質問たくさんいただいております。特にJRが止まっているところでもありますので、こういったことも含めて、今担当のほうでは、そのデマンドバスの見直しも含めて検討しているところでもありますので、担当のほうから少し詳しくデマンドバスのことについては答弁させていただきます。

総務企画課 課長 ただいま栗林議員から、今般の一般質問の中にもございますデマンドバスのますますの利便性の向上についてという重ねてのご質問を頂戴したと捉えさせていただきます。

おっしゃっていただいておりますとおり、議員からは12月の定例会、さらには中学生の皆様のゆめ議会の中でも取り上げていただき、やはり、特にご高齢の方々の大切な移動手段、さらには青年層にも貢献の可能性があるという提言などもいただけてまいったと思っております。

主体は、町長からありましたとおり、その利便性の向上を目指さなければならぬというところ、これは一義的にあると存じております。

やはり大切な大切な民間事業者さん、タクシーさんが、不採算というところから撤退という流れが現実のものとなってございます。

翻って考えますと、やはりそうした部分を行政も、全て全てという部分のカバーには至らない部分もあろうとは思いますが、やはりデマンドを主体にそうした部分のカバーに当たってまいらねばならないと考えてございます。

ランドマークの追加であったり、便の再構築、こうしたところは本当にもう年度替わりも間近でございますので、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

さらに、議員からは、ライドシェアの部分も言っていただいておりますので、やはり先ほどのとおり、デマンドバスが全てをカバーできるというところには、こちらは至らないというところも十分あろうかと思っておりますので、多角的などいいますか、手法をたくさん考えながら、町民の皆様のきめ細かな対策に資してまいればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

2 番 デマンドバスについては、さらなる見直しをぜひご検討いただきたいと思いま  
栗 林 す。

そして、最上町地域交通リデザイン推進事業ということで、先日、これ、案ということで、こういった取り組みをちょっと考えているという説明をいただきました。

この中で、いろいろ今後、例えば、ライドシェアなんかを行う場合、または民間の一般の方に運転業務を、こういった形かはまだ分かりませんが、引き受けていただいて、高齢者の方または観光客の方を輸送するような、そういった仕組みをこれから考えていっていただけるのかなとは私も思ったんですが、やっぱりこういうもの、新しいことに取り組むときに、どうしても研修会ですとか、いろんな講演会で話を聞く、そういうことがまずあります、ワークショップなどを実施しますということがありますが、こういった研修会というのを、本当に以前からたくさん開催していただいて、私も前にしていた仕事柄、いろんな支えの地域づくりですとか、生活支援とか、買物支援とかで、度々移動支援に関するセミナーというのに参加してまいりました。

本当に平成3年、4年ぐらいから、いろんなものに参加させていただきまして、令和5年ぐらいから、ある団体さんがNPO団体さんに業務を委託して、試験運転から令和6年度から運用視野に入れていきますということでお話を聞いたんですが、残念ながら、今、運用には至っていない。やはり一般の方にボランティアでこういった業務を引き受けていただくというものの壁というか、難しさというのを、本当に痛感しています。できれば、本当に私手伝いたいぐらいな感じで、なかなか引き受けていただける方がいないというので、これから取り組むにしても、大変時間がかかることは覚悟しなくてはならないのかなというのは覆っています。

しかし、本当に不便に思っている方というのは、本当に待ったなしだ

と思うんです。もちろん観光客の移動というのも視野に入れてというのも大切な項目かとは思いますが、まずは、本当に困っている方の町民の支援を一番に考えていただいて、利用者にしてみれば、本当に一日も早く、何年後を目指してというのではなくて、本当に、できれば今日、明日からも移動のサービスしていただけるような仕組みを、もう早急にしてほしいというのが、やっぱり町民の皆さんの、特に交通に難しい、自力で移動できない方には、本当に大きな大きな問題だと思いますので、ぜひ、今後、試験運行なんかも取り入れてという前回の説明いただきましたので、こういったことも考えていただきたいなと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

もう一つの質問が、町政報告会とまちづくり懇談会の開催についてです。

今年1月、大堀、富澤、向町の各地区で町政懇談会がありました。以前はまちづくり懇談会とか違う名称で開催会場がもっとたくさんいろんな細かい地区であったりとか、いろんな開催の仕方で行ってきたと思います。

それで、この町政懇談会とかまちづくり懇談会に、町民の皆さんがなるべくたくさん来てくださいますようにということで、様々な取り組みがありました。今年には町政懇談会ということで、主に町政の説明を聞いていただくのが今年の目的です。

意見交換の時間も短くて、意見交換については、次年度、意見交換に重点を置いた懇談会を開催しますという説明を、私も参加してお聞きしました。

町政を町民に伝えることとというのは大変大切なことです。

そこで、これ、私の意見なんですが、町政報告会というのを別に大きな会場で、もう徹底的に今の町政について説明をしてもらおう。その町政について、逆に質問をもらおう。また、町長さんにご自身の思いとか存分にお話する機会をつくっていただく。専門にそれだけをつくっていただいて、町民の皆さんにお話しを聞いていただく。そういうものを開催してはどうかと思います。

そして、それとは別に、各地区でまちづくり懇談会というのを開催して、これは町長さんもお忙しければ、各課長さんとか担当者さん、全員じゃなくても結構です。町民の方と腹を割って意見交換ができる、そんな懇談会を開催してみてもどうかと思います。

来年度、町民の方が声を発しやすいまちづくり懇談会を期待しておりますが、いかがでしょうか。

町長 栗林さんの2点目のご質問にお答えをいたします。

まさしく今、大事な提案であります。

これも懇談会で、そういった意味で、今栗林さんが言ったような形で、地域に出向きながら、さらにさらにきめ細かに対話をするということは約束しておりますので、これは実施させていただきます。

当町におけるこの町政懇談会とまちづくり懇談会の開催については、地域住民の皆様とのコミュニケーションを深めながら、町政への理解を促進するため、信頼関係を築く上でも非常に重要な取り組みであると考えているところであります。

これらの懇談会は、町民の皆様が直接意見を述べたり、町政に関する情報を得たりする貴重な機会でありますので、地域の活性化やまちづくりに向けた意見交換の場として位置づけております。

昨年度は、新型コロナの感染者数も減少し、コロナ禍前の日常を取り戻しつつあることから、3年ぶりに町内7会場で協働のまちづくり懇談会を開催させていただき、町からの情報提供をはじめ、それぞれの地域の課題等について意見交換をさせていただいたところであります。

今年度におきましては、町政懇談会という形で1月に開催させていただいたわけではありますが、本来であれば、もっと早い段階での開催を計画していたところ、昨年7月の二度にわたる豪雨災害がもたらした過去最大とも言える被害の対応などにより、開催を先送りせざるを得ない状況になったところであります。

今年度の町政懇談会では、厳しさを増す町の行財政運営が強いられる様々な困難を乗り越えるためにも、町の政策課題や財政状況などの現状課題を明らかにして、町民の皆様にお伝えしながら情報を共有することが、何よりも大切であると考え、開催したところであります。

内容的には、町からの説明を主とさせていただいたため、意見交換の時間は限られて、参加者の皆様には、少々物足りなさを感じさせてしまったのかなと、こんなふうに思っております。

この点につきましては、今後ブラッシュアップしていく必要があると考えておりまして、ご質問にもありました大きな会場での町政報告会の開催については、有意義なご提案であると捉えておるところでありまして、私自身、町民の皆様にご直接思いを伝える機会を設けることで、より多くの方々に町政への理解を深めていただけるものと考えておるところであります。

賢く縮むという表現いただきますが、賢く魅力をつなぐということが、これからの自治協働のない立ち位置として最も大事な、私は政策の柱にしていかなきゃなんないなと、こんなふうに思っているところであります。

いずれにしても、町民の皆様の声をしっかり受け止めながら町政に反映させることは、私たちの重要な使命でありますので、今後のまちづくりに欠かせない部分であります。

そのためにも、町民の皆様が参加しやすい懇談会の開催については、私たちも常に模索しているところでありまして、特にこの意見交換の場が限られていることは、町民の皆様が自分の意見を発信する機会を減少させてしまう要因となるという声もございますので、そこで、この町政懇談会の中でも、予告的にお伝えし

ましたが、来年度は出前講座というスタイルで、町が小さなコミュニティーに入り込み、意見交換を行うことを計画しているところでございます。

町民の皆様との膝を交えたこの意見交換を、お互いに信頼関係を築く上でも非常に重要なことでありまして、参加者が気軽に意見を述べられる場を提供することで、より町政への理解が深まり、地域課題について共に考えることで、まちづくりの参画意識も高まるものと期待をさせていただいているところでございます。

先ほど言った子ども食堂もそうです。ライドシェアの仕組みづくりもそうです。地域の一人ひとりがどのような立場でこれからの地域貢献ができるかということ、きめ細かく本音で語り合える、行政にだけ依存しないで、民間の力も、そしてライドシェアの場合なんかは、国・県の支援もありますから、そういった仕組みがあれば応援できる制度があるということも含めて、情報を共有していきたいなど、こんなふうには思っているところであります。

大人数の中でも発言しづらい方々にも配慮をしながら、小規模な懇談会を開催することで、より多くの声を拾い上げることが可能となると、こんなふうに期待をしているところでございます。

町民の皆様や地域が抱える課題等を直接お聞きし、そして声も施策に反映させながら、協働のまちづくりを進めていくことができれば、地域全体の活性化にもつながるものと考えているところでありますので、町民の皆様が声を発しやすい意見交換の場を創出するためには、私たち行政も積極的に取り組んでいく必要があります。

今後とも町民の皆様とのコミュニケーションを大切にしながら、町の未来を共に考え、次代に引き継がれる持続可能なまちづくりを目指して取り組んでまいりたいと思いますので、議員のご理解のほどをよろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議 長 再質問ありませんか。

2 番 林 今日伺った町長からの施政方針の中にちょっと出てきて、私、ああうれしいなと思ったことがあったんですけども、町民の要望に対して、できない言い訳をするだけでは駄目なんだということを町長おっしゃいました。難しいことでも、いかにどういうふうにしていけば解決できるのか。まさしくそこを私お願いしたいなと思っておりました。例えば、先ほども言いましたが、中学生のゆめ議会なんかでいろんな提案をしていただいたときに、何かもう、これは駄目です、あれは駄目ですということを準備していただいちゃっているように、私はちょっと一部聞こえてしまったところがありまして、やはりいろんな意見を出していただいたときに、これは駄目かもしれないけれども、何とか話を聞いてもらえたとか、

少しでも改善する方向に受け取ってもらえたというのと、あと、丸つきりこれも駄目なのか、あれも駄目なのかというふうに思ってしまったのでは、今後の、例えば中学生だったら、ああ、自分の考えが通ったというか、聞いてもらえたというのは、やはりこれからの将来の町に対する期待というのが深まる、または薄くなる、どちらかになってしまうと思うんです。

これやっぱり町民の皆さんも一般の方でも同じなんじゃないかなと思うんです。参加して言ったけれども、何かあんまりピンとこない回答しかなかったなど、どうせ参加しても、何を聞いても、何を言っても聞いてもらえないなというような町民の方が感じてしまうような懇談会では、やはりそれはよくないと思うんです。もっともっと要望や、例えばクレーム、行政はそういうクレームですとか、罵声までは行かないかもしれないですけども、強い意見をいただくというのは、私は大切だと思うんです。いいこと、本当に褒めてもうらうことじゃなくて、これはどうなっているんだ、これはどうするんだという、そういった意見がどんどん出るような懇談会をぜひ私は開いていただきたいと思います。

いろんな質問とかしているときに、システムをつくりますとか、例えば子育て憲章というものをつくりましたという回答とかをいただくんですけども、じゃ、それができて、その後どうなったんだというのが、ちょっと分かりにくいなと思うことがあります。今言ったことだけではないんですけども、例えば地域包括ケアシステムがありますと言っても、じゃ、そこで何をしているのかというのが、ごめんなさい、今回の質問という意味ではないです。分からないということがあるので、そういうところをぜひ懇談会などで、いろんな方からの意見を聞いて、そしてそれが反映できるような懇談会を開いていただきたいと思いますが、そういったことはいかがでしょうか。

町長 今、議員が言ったことは最も大事なことですよね。特に栗林さんは集落支援までやった方ですよ。いろんな方がありますよ。ですから、先ほど答弁しましたように、出前講座的に、この部分はどうしよう、こういうものをこういう形で協力できるねと仕組みづくりを賢く伸ばしてつないでいくということを、今回の質問の私の答弁でありますので、その辺は議員の立場としても、地域にいろんな形を、今の施政方針のことも含めて、むしろこういう形で今町で考えているんだよ、こういうことができるんだよという、できることとできないこともありますけれども、そういう形で地域づくりに私貢献させてもらっているんだということが、健康寿命にもつながっているし、やりがいにもつながっているということでありますので、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思います。

2 栗 林 番 林 こういったいろんな事業があります。やっぱり私も仕事をしていたので、最後に報告書なんかを作ると思うんですけども、やっぱり町民の皆さんは、報告書

を作るためにそういった事業に参加されているわけではないと思うんですね。やっぱりいろんな事業があつて、町民の皆さんが、ああ、この事業はすごくいい、よかった、私たちも本当に助かったとか、実感できるようなことというのを、絵に描いた餅と言ったらあまりいい表現ではないと思うんですけども、企画とか、案とか、それがすばらしくても、本当にそれが町民の皆さんにしっかり伝わっているのかというのが実感できるような政策を期待して、今回の質問を終わらせていただきます。

議 長 これですべて 栗林浩子議員の一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩します。  
2時40分に開会します。

休 憩 14時27分  
再 開 14時39分

議 長 会議を再開します。  
引き続き一般質問を行います。  
4番 佐藤正市議員に発言を許します。

4 番 お疲れさまです。  
佐藤（正） 通告書に基づいて質問させていただきます。  
質問事項は、今までの一般質問の答弁の振り返りとして、観光PR映像の冬バージョンの制作、進捗について伺います。  
新年度を迎え、資料も多く抱え、船出となった最上町の行政であります。昨年の豪雨災害から復旧・復興、2月の二度による豪雪被害などが追い打ちとなり、町の情勢は大変厳しいものとなっています。町民の生活においてもしかりで、物価高騰が追い打ちとなり、さらに厳しい生活を強いられています。このような状況下で、町の行政運営を行わなければなりません。  
行政運営の答弁で、前向きに検討してまいります、皆様のご意見とご協力をお願いしますでは、課題解決として遅過ぎると思います。皆様の危機感を感じられず、町民不安を拡大させるだけだと思います。  
行政の課題の取り組みのスピードアップを願い質問します。  
この質問は、令和6年度6月の定例会で答弁いただいた振り返りです。  
観光PR映像の冬バージョンの制作、進捗は、どのようになっていますでしょうか、お示してください。

町 長 4番さん、佐藤正市議員の1点目のご質問、観光PR映像、3つ目の冬バージ

ョンの進捗についてのご質問にお答えをいたします。

今年度につきましては、観光情報を兼ねた本町の魅力発信の強化に向けて観光PR動画を作成すべく予算措置を講じております。

議員からは、これらの状況と進捗について、引き続きご質問をいただきました。

改めて報告いたしますと、まず1つ目は、春夏向けに町のプロモーション動画の第一弾として完成をしており、5月21日に試写会を開催して、同日公開をしております。おかげさまで8,000を超える再生回数となっております。

次に、2つ目としてご質問にあった冬期におけるこの最上町を紹介すべく動画作成につきましては、2月28日に完成をし、大勢の関係者によりご参加をいただき、同日に試写会を開催しております。また、インターネット上でも既に紹介をしておるところであります。

本作品の内容としましては、冬の景色の中で、当町にとって最大の魅力とも言える神室山系の山々を背景に、地域の伝統行事、身も心も癒される温泉地、躍動感あふれるスキー場をロケ地として編成をされております。

主人公「ジン」の忘れかけた心の灯をともし、新たなスタートを切るストーリーとなっており、冬の幻想的なロケーションの下、これまでになく力強く未来につなぐメッセージを発信しておるところでございます。まさしく町にとって、町政施行70周年を契機とした新たなスタートになる得る「エンジン」として、町内外はもちろんのこと、海外にも目を向けた町の魅力発信に努めてまいりたいと思っております。

3つ目としての動画作成は、より町内の施設や観光地を個別に詳しく紹介できるショート動画を作成しており、11月に完成し、既に動画発信をしているところでもあります。

今までは、心のパンフレットのみでの紹介でしかありませんでしたが、動画を活用することで、簡単にいつでもインターネットを活用して紹介することが可能となりました。

いずれにしても、引き続き道の駅に設置をしているデジタルサイネージでも紹介しながら、今までになかった観光を中心とした動画が完成しましたので、改めて報告させていただき、皆様方からも町をPRする際のツールとしてご利用していただければと思いますので、議員のご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。まずは答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

議長 再質問はありますか。

4番 2月28日の試写会開催され、3月1日から動画配信されているのは、私も試

佐藤（正） 写会参加させていただきまして分かっております。

夕方6時以降に動画配信され、4時間後の登録回数は約500回ぐらいでした。順調に視聴数を伸ばしているなどと思って、今朝8時時点の登録回数は2,361回と、前回の「EMMA」をしのぐ勢いで動画が確認されていることでした。

それで、画像とか構成、演者、音楽は、神秘的で奥深い意味合いを秘め、見ている人の心を奮い立たせるすばらしい作品と私は思いました。

令和6年の6月の答弁で、先ほど町長もおっしゃられましたけれども、3つの目的を持って3本の動画制作を行うとありました。

今回の動画「ENJIN」は、PR動画作成の終了ということですのでよろしいのでしょうか。

商工観光課 長 ただいま佐藤議員のほうから、これで終了なのかというふうなご質問をいただきました。

予算の今年の執行の内容といたしましては、この3つで終了とさせていただきますが、これ、やはり観光動画ですので、確かに、もうあと3年とか4年とか、いろいろなスパンはあろうかと思えます。そういったときには、見直しはまたかける予定ではありますので、まずは今年度予算内における春夏向けまたは秋冬向けというところは、一旦終了させていただきたいと思えます。

引き続き、いろいろな動画も検討させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

4番 佐藤（正） ちょっと安堵しているんですが、コロナ禍や豪雨災害のたくさん被害があり、予算繰りが大変な中、予算どおり、計画どおり行政施策を遂行していただいた答弁、ありがとうございます。安堵しているところであります。

さらに掘り下げて伺います。

これらの誇らしいPR動画の配信をするに当たり、町に及ぼす経済効果というのはどのようになっていますでしょうか、試算されていますでしょうか、お示してください。

商工観光課 長 ただいまこの映画による経済的な効果であったり試算というところの質問をいただきました。

やはりこの映画を作って、すぐさま経済的に反応するかというところは、まだまだなところかなというふうに思っております。

試算するに当たっても、やはりいろいろな指標なども使いながらの試算になるのかなというふうに思っています。具体的なところはまだ計算はしておりません。

ただ、この動画を作ったことの影響といいますか、最上町のPRといったところにおきましては、先ほど議員からも報告があったとおり、回数がすごく伸びておりまして、これはやはり効果があったのではないかというふうに思っております。

あわせて、ここでまた新たな報告をさせていただきますと、前回の「EMMA」につきましては、非常に回数を伸ばしてきておりまして、実は、このたび岡山県の真庭市で開催される予定の第7回の日本国際観光映画祭のほうにもエントリーをしております。

その中で、前回のこの前の試写会でも報告させていただきましたけれども、オフィシャルセレクションのほうまで上り詰めて、昨日実は結果が出まして、ファイナルに残ったと。ファイナルといいますのは、今回180件ほどのノミネートがあった中で、最初80件、そしてファイナルは30件です。その30件に残ったというふうなことになるかと思えます。

3月17～19の3日間にその映画祭が開催されるわけですがけれども、そこに最終の選考に残ったというふうなことでするので、さらに期待できるのかなというふうに理解しております。

こういった日本の代表する映像祭、または、この映像祭については、世界も認めるところの開催になっていきますので、こういったいろいろなコンテストなどを使いながら最上町のPRができたということは、予測できない経済効果が見込まれるんだろうというふうに期待しているところでございます。

数値的なところの効果については、今後の検証になろうかと思えますけれども、そういった大きなところでPRできたというのは、この映像の成果であったなというふうに思っております。

第二作目もこのような形でエントリーをしながら、いろんな媒体を使いながら、さらなる情報発信に努めてまいりたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

4 番 大変いい話題だと思います。

佐藤（正） ちょっと次の質問の前に、もうちょっと掘り下げていきたいんですが、現状の状況を踏まえた場合に、まだ多くの課題があるように思うのですが、例えば、観光客のアクセス、それから観光スポットまでの移動手段、二次交通の不足、観光ガイドさんの不足、おもてなしサービスの不足、宿泊施設の受入れ、飲食サービス等の整備対応等、これだけのすばらしい動画配信ができています。これから最上町に訪れるインバウンドのお客さんあるいは国内のお客さんが、どんどん最上町に来てくだされば、最上町の経済もだんだん豊かになってくると思うんですが、それに伴って、やっぱり迎え入れる側の最上町が、そういったソフト面の整備をちゃんとしっかりやっていかなければいけないと思っておりますので、こ

の質問をさせていただきました。

これらのサービスの対応について、今最上町はどのように進めようとしているのかお聞きします。

町長 これは、先ほどの栗林議員のご質問にもお答えしましたけれども、これ、いかに魅力を発信する、その発信の仕方、そして魅力をつなぐこの仕組みづくり、そういった意味でも、足の確保、ライドシェアの話なんかもしましたけれども、改めて、今回の災害を乗り切って、その他課題をいち係るだけでなく、町全体のいろんなライドシェアの仕組みづくりなんかしながら、民間からもこういう形で共有できるよね、私の会社でこういうことを応援できるという仕組みづくりを、そういうふうにとまとめた中で、国・県からも、そういった町の交通、ライドシェアに対する支援なんかもありますので、先ほど課長のほうの答弁もありましたように、今回の魅力の発信、動画発信で、もう既に、先ほど佐藤さんでは、もう2,680人なんて、いや、すごいなと思いましたよね。これを点にししないで面にして、さらにさらにこれからの関係人口、高齢人口、観光に定住人口、そういったときに、話長くなりますが、住み慣れるための住宅政策ありますかとか、少し短期的には検証しているんですけども、そういった受入れ体制があますかなどなどいろいろ出てきます。これを、一挙にはいかないけれども、今回の災害も含めて、改めてこれからのまちづくり、賢く縮むでなくて、賢くつなぐという方式で、今、佐藤さんに後押しいただいたこの仕組みづくりなんか経費に、これからの7年度の事業に、町民に向き合いながら頑張っていきたいと、こんな決意でいるところでありますので、よろしくご支援とご指導をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

4番 佐藤（正） ぜひ、課題の取り組みをしていただいて、たくさんお客さんに来てもらえるように頑張っていきたいと思います。私どもも協力をしていきますので、ぜひよろしくをお願いします。

さらに、もう一つ聞きたいことがあるんですけれども、昨年12月6日に、DMOによる持続可能な地域づくりを考えるシンポジウムが、新庄市民プラザで開催されました。当町からは、町長さんをはじめ、パネリストとして、山崎議員や多くの町内の参加者があって行われたわけです。

最後に、町は、このDMOをどのように捉え、どのように対処していくお考えがあるかお示してください。

町長 今、佐藤議員から、あのパネルディスカッションに山崎さんがパネラーとして発言してくれましたよね。いかに、私町長として、話の魅力をいかにつなぐんだということを発信させていただきました。

こういったことが、今日の全協の前に話合いましたこれからの道の駅の在り方等々についても、官民連携でこの最上地域全体のことを発信していくかという形のそういった仕組みづくりにも大きな影響を与えていただけるのではないかなと、こんなふうに思っておりますので、行政だけでなく、まさしく民の力、地域の力をつなげていくという形こそが、これからの地方創生の大きな大きな立ち位置でないかなと、こんなふうに思いますので、話すれば長くなりますが、そういったときに、道路はどうなっていますかとか、住宅政策はどうなっていますか、受入れ体制はどうなっていますかと必ずなりますから、そういったことを一つひとつ、町だけでなく、最上地域全体の今後の魅力づくりの発信という形で私は頑張っていきたいなと、こんな思いでいるところでありますので、一つひとつみんな頑張るということでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4 番 町長の思いは伝わりましたが、私がちょっとお伺ひしたのは、DMOについて、佐藤（正） 町の町としての考えとこれからどうしていくのかをちょっとお聞きしたいんですが、よろしくお願ひします。

町 長 DMOのあのシンポジウムね。山崎さん、代わりに答弁してくださいよね。そういった意味で、魅力をつなぐんだということを、あのとき力強く発信してくれたんですよ。こういったことが、ああ、こういうことをすることによって、民間と連携をして最上地域の魅力を発信することによって、まだまだ魅力があるんだよと。そして言いたいのは、次の時代の子どもたちに、今、幸高ラジオという形で、それぞれの高校生がいろんな地域の魅力づくりを発信してくれているわけです。あれで報告して終わりではもったいない。それをどういうふうに生かされているかということ立証し合えるような拠点を、私はゆめりあにぜひつくってほしいなと発言もしているわけです。

私があのとき提言したことがこういうことに生かされているんだ、よし、そういった意味で、新ためて大学に行って、将来は最上地域に貢献すると、こういった強い意味での魅力をつないでいくということが、あのときのシンポジウムの狙いでなかったのかなと、こんなふうに思っているところでありますので、山崎さん、どうでしたか。ひとつよろしくお願ひして、頑張らましよう。

商工観光課 長 今、佐藤議員のほうから、DMOについて最上町ではどう考えるのかというような具体的な質問をいただきました。

やはりDMOの考え方、いろいろあろうかなというふうに思ひます。議員の皆様方も岩手県のほうで勉強なさってきまされたのでご存じかとは思ひますが、やはり大きく考えますと、市町村単独でやっていくのと、あとは、例えば最上郡内の

ような広域的に連携をしながらやっていくパターンと2種類大きくあるのかなというふうに私は理解しているところです。

そういったことを考えたときに、では、最上町はどちらの方向を目指すのかと言えば、やはり当最上郡においては、各市町村に1つぐらいの観光地しか、なかなか外国の方を呼び入れるにしても、1市町村だけでは非常に大変なのかなと思います。だとするならば、やはり、この前新庄であったような新庄・最上地域が一体となった広域的なDMOを目指すのが、やはりこの地域にとっては一番いい方向なんではないかなというふうに思います。

今、外国の方が流れている様子を見ますと、やはり仙台空港から東北を北上し、そして47に入ったり、あとは岩手から秋田に向かったりといって、広域的に動いている流れるを踏まえますと、やはり1市町村でその業を担えるかという、大変厳しいものがあるのかなと思います。

当町に訪れる流れを見ますと、やはり鳴子から来まして、今の状況ですと、スキー場でそり遊びをし、舟下りの前に一旦休憩を取る、そんな流れが今できておりますので、そういったことを考えると、やはり最上郡内が一つになりながら、観光株式会社を興していただいて、先ほどの話にもあったとおり、広域的な道の駅と合体をして、そういったDMOづくりが一番理想なのかなというふうに私は思います。

ですので、今ある8市町村の中で、単独でDMOをつくれるような状況ではないのではないかなと思います。

そういったところから、いろいろな郡内の状況を、足並みをそろえながらタイミングよく観光株式会社、まちづくり会社をつくっていくのが、一番理想かなというふうに思います。単独でつくるだけの非常に観光要素がもっとももっとたくさんあるならばいいんでしょうけれども、なかなか厳しい状況にあらうかと思いません。

私、今思いつくのは、そういったところですので、ぜひ、このタイミングは次の、例えば新しい道の駅がどうのこうの話がありますが、そういったところで目的を一緒にしながら進めるべきというふうに理解しているところです。

以上です。

4 番 佐藤（正） 実は私も商工課長と同じ意見を持っています。昨年、将来のDMOを視野に入れ対応すべきと、産業厚生常任委員会で岩手県のほうの視察に行っていました。

我々視察に行った議員もみんな痛感してきておまして、やっぱり行政型だけでは解決できない問題とかいろいろあります。DMOをつくるに当たっては、やっぱり連携した地域でのDMOに向けた取り組みをしていかないと、やっぱり経済効果も生まないし、町単独でやることの事業としては、膨大な費用と時間がか

かるので、ぜひこれは、そういう考えは最上町にもあるということだけ知っただけでも、私は将来的にやっぱり大事だなと思っていますので、ぜひ見守っていきたいと思いますので、DMOに向けた町の取り組みなんかも頑張っていてほしいなという思いで質問しました。

次の質問に入ります。

この質問は、令和5年12月と令和6年9月の定例会で答弁をいただきました。

答弁はこうです。施設の老朽化が進み、町の保有するスポーツ施設の老朽化対応として社会体育施設長寿命化計画を策定しており、計画にのっとり、野球場と多目的広場2か所のトイレ修繕検討をします。また、利用実態を踏まえた上で、施設の在り方を考える答弁をいただきました。

西公園の公衆トイレ修繕・改修の進捗状況はどのようになっていますでしょうか、お示してください。

町長 4番さん、佐藤議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

議員からは、西公園施設の公衆トイレの修繕・改修の進捗についてご質問いただきました。これも前から何回もいただいているわけであります。

西公園の公衆トイレについては、野球場にくみ取式のトイレ、多目的広場に簡易式の水洗トイレを設置し、現在ご利用をいただいております。

議員のおっしゃる多目的広場の公衆トイレにつきましては、令和6年12月に複数の業者より参考見積りを徴し、担当課長共に設置場所等の選定についても検討いたしました。

その過程において、簡易宿泊施設りんどうに設置をしている2つの単独浄化槽が、設備設置から38年が経過をしております。環境負荷への配慮から、全ての汚水を処理する合併浄化槽への切替えが必要であるとの指摘を受けた次第でありました。

この状況を踏まえて、再度協議・検討を行った結果、全ての汚水が1つの浄化槽に集まることは、今後の維持管理やメンテナンスにおいても、ランニングコストを抑えられるのではないかと結論に至り、公衆トイレを修繕する際には、一体的な浄化槽として整備をする方向で現在検討をしているところでございます。

それにも、新たな合併浄化槽を設置する予定地についても現場の確認を行ったところ、浄化槽の設置可能な場所が、簡易宿泊施設の裏側に面したごく限られた面積であったために、設置工事の過程において、設置工法や排水管の配管経路及び作業道路の確保について、さらなる検討が必要であることが判明したものであります。

そのために、令和7年度につきましては、合併浄化槽設備に最も適した場所を

再度選定するための調査・検討を行い、事業化を目指してまいりたいと考えております。

議員が懸念されておられますイベントや大会時のトイレ不足の対策につきましては、必要性は重々承知をしているところでありますが、西公園施設の中でも、老朽化が著しく修繕が必要な温水プールの屋根や天井、内壁部分の計画的な改修に向けた設計業務にも着手をしております。

こうした状況につきまして、特段のご理解を賜りながら、次年度は、今年度同様に多目的広場駐車場に仮設トイレを設置をしながら、ご利用に支障のないような対応をしてまいりたいと思います。

今後も町の大切な運動レクリエーション施設として、町民の健康、体力づくりに資する環境の整備に努めてまいりますので、議員のご理解のほどよろしくようお願い申し上げます。まずは答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

4 番 この公衆トイレの問題は、私、議員になってから2年間たっているんです。  
佐藤（正） 2年間たって、また昨年同様、仮設トイレで今年お客さんをお呼びして、西公園でイベントを開催するということですね。非常にお客さんに対して失礼なことかなと思っているんです。

町としては、ぜひ来町数を増やしたいという思いがあって、交流人口を増やしたいという思いがいろいろ計画されているわけで、各自治体だけでなく、民間の団体もみんな、スポーツ少年団なんかも、そういうイベントを西公園で企画して、少しでも多く最上町に来町していただくことを願って頑張っているんですけれども、依然としてトイレ問題が、2年間もたって、まだ仮設トイレのままと。去年は何とかしのげたんですが、もう2年目になりますので、もうちょっと、今回、予算に載ってくるのかなと思って楽しみに見ていたんですが、残念ながらちょっと載っていませんでしたので、こういう質問をさせていただきました。

ぜひ、この場でお約束していただければ幸いなんですが、どうか、来年度までやるぐらいは提示していただければでしょうか。

町 長 佐藤議員がおっしゃるとおり、長年の懸案の一つであります。ただ去年は、取りあえず仮設トイレをしたということについても、これは少し評価をしていただきました。

今、答弁したように、トイレだけでない全体のこれからのシミュレーションをイメージするという大事業を抱える中での在り方ということでもありますので、時間がかかることもご理解いただいて、でも、トイレの整備というのは、極めて、これからの観光地、関係人口、いろんな面での魅力づくりの拠点のトイレがどうなっていますかと、道の駅の魅力は何ですかと言ったら、トイレなんですよね。

そういったことも考えたときに、これからのあの西公園の健康づくりのエリアの一つとして、これは迅速に急いで頑張るということで、まず、このぐいらいの答弁にさせていただきますが、頑張らせてください。頑張りますので、よろしくをお願いします。

4 番 気持ちは伝わってくるんですが、やはり私としては、2年間もトイレ問題を待  
佐藤（正） たされていまして、是が非でも期日というか、日程を本当は引き出したかったん  
ですが、前向きな検討を早急にしていただきながら約束していただくということ  
で、私の質問、これで終わりたいと思います。よろしくをお願いします。  
終わります。

議 長 これで、4番、佐藤正市議員の一般質問を終わります。

## 延 会

議 長 ここでお諮りします。  
本日の会議はここまでとし、会議規則第24条第2項の規定により、延会した  
いと思います。  
ご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本日はこれで延会することに決定しました。  
なお、明日は午前10時から本会議を開きますので、ご参集をお願いします。  
ご苦労さまでした。

延 会 15時09分

令和7年3月5日（水）開議

（第2日）

## 令和7年3月定例会会議録

令和7年3月5日 水曜日 午前10時00分開会

### 出席議員（9名）

1番	宮本 浩	7番	佐藤 義男
2番	栗林 浩子	8番	山崎 香菜子
4番	佐藤 正市	9番	佐澤 浩
5番	菅 孝	10番	伊藤 一雄
6番	須貝 康幸		

### 欠席議員（1名）

3番 尾形 勝雄

### 出席要求による出席者職氏名

町 長	高橋 重美	農林振興課長兼 農業委員会事務局長	野口 勝世
副町長	伊藤 勝	地域包括ケア推進管理監 兼介護老人保健施設事務長 兼認知症対応型共同生活 介護施設事務長	板垣 誠弘
教育長	笠原 正三	最上病院事務長兼 介護老人保健施設 庶務係長兼 認知症対応型共同生活 介護施設庶務係長	荒木 広康
会計管理者兼 会計課長	阿部 信幸	最上病院事務次長	杳 澤 聡
総務企画課長	高橋 浩康	商工観光課長	阿部 剛
政策調整主幹兼 危機管理主幹兼 危機管理室長	五十嵐 浩一	教育文化課長	板垣 由紀子
町民税務課長	齊藤 博幸	こども支援課長	高橋 喜代美
健康福祉課長	菅 智子	代表監査委員	金田 勝雄
建設水道課長	伊藤 和久		

## 事務局出席者職氏名

事務局 長

金 田 敏 幸

庶 務 係  
(庶務係長)

遠 藤 智 也

令和7年3月最上町議会定例会議事日程（第2号）  
第2日 令和7年3月5日（水） 午前10時00分開議

（一般質問）

日程第 1 一般質問

（議案審議）

- 日程第 2 承認第 1号 令和6年度最上町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について
- 日程第 3 議案第 1号 町長等の給与の特例に関する条例の設定について
- 日程第 4 議案第 2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第 5 議案第 3号 最上町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 最上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5号 最上町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6号 最上町ウェルネスプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7号 最上町木質バイオマスエネルギー地域熱供給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 8号 堺田辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第11 議案第 9号 令和6年度最上町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第12 議案第10号 令和6年度最上町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第11号 令和6年度最上町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第12号 令和6年度最上町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第13号 令和6年度最上町立最上病院事業特別会計補正予算（第4号）について

- 号) について
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 令和 6 年度最上町介護老人保健施設事業特別会計補正予算  
(第 4 号) について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 令和 6 年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計補正予算 (第 3  
号) について

## 開 議

議 長 大変ご苦労さまです。  
これから本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は9名です。3番 尾形議員から欠席の届出があります。  
定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

### 一般質問

議 長 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。  
9番 佐澤浩議員に発言を許します。

9 番 おはようございます。

佐 澤 岩手県大船渡市の大規模な山林火災は発生から1週間たっても延焼が続き、昨日の時点で焼失した面積は、市の面積の8%に当たる約2,600ヘクタールまで達し、さらに住宅地にも火の手が迫っております。今日から明日にかけて雨模様の子報であります。恵みの雨となることを祈っております。1日も早い鎮火と、被害に遭われました方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、国の国会の予算案が衆議院を通過しました。夏の参議院選をにらみ、給付増や減税を求める野党の手柄争いに少数与党が翻弄されました。今後も政権維持のために、政策の必要性や財源を軽視した政局運営を続けるつもりなのか、懸念せざるを得ません。当町の今3月定例会で予算審議が行われます。町民の安寧のために襟を正し、より闊達な議論をしなければならないと思っております。

それでは、一般質問をさせていただきます。

私からは、公営企業会計事業の持続可能性について伺います。

私が今さら申し上げるまでもなく、地方公営企業は、企業性、経済性の発揮と、公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は、経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされております。しかし、その公営企業の性質上、能率的な経営を行っても、なお経営に伴う収入のみをもって充てるのが客観的に困難であると認められる経費等については、一般会計が負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては、毎年度、繰出し基準として総務省より各地方公共団体に通知されております。

このような経費負担区分により、一般会計等において負担すべきこととされた経費の所要財源については、原則として、公営企業繰出金として地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額への参入、または特別交付税を通じて財源措置が行われておりますことを踏まえ、さらに、一般質問提出前の令和6年度

国内の出生数は68万5,000人になるとの見通しでしたが、厚生労働省が2月27日に、国内の出生数は過去最少の72万988人だと発表されました。9年連続で最少を更新しました。また、死亡数は前年比1.8%増の161万8,684人で、過去最多を4年連続で更新しました。出生数の減少ペースに、明らかな加速が認められた2016年から2023年までの年平均の減少率は4%であることから、足元の減勢は極めて強い状況にあると予測できます。

令和5年2月末の町の出生数は13人で、お亡くなりになられた方は1月末時点で169人です。今月末には200人まで増えるのかもしれませんが。少子化対策は総合的な見地で政策を進めるべきであります。多くの若者が子どもを産み、育てたいと思える社会をどうつくっていくのか、国力を維持し、社会保障制度を持続させていくための方策を政府に考えていただきたい。人口減少には全く歯止めがかからず、むしろ加速度がついているのが実態であるということを申し上げておきます。

さて、日本の水道下水道事業は、収入が際限なく減っていくのに、投資に伴う費用は大幅に増大していく時代に入っております。これに対処する唯一の方策は、ダウンサイジングしかありません。水道事業では、施設のダウンサイジングと管路のダウンサイジングが、下水道事業では、集合処理から個別浄化槽に切り替え、集合処理区域の縮小が求められます。そして、ダウンサイジングを実行していくための最重要かつ必須な要素が、技術力を持った人材の確保と育成であります。国、地方自治体及び水道下水道事業体が目指すべきゴールは、水道下水道の持続可能性であります。その手法は様々あり、それぞれの地域にどのような手法が望ましいのか、あらゆる手段を排除せず、関係者全員が一丸となって、知恵を出し合って解決に向けて議論し、スピード感を持って実行していかなければなりません。

水道下水道事業の会計構造は、水を売って得たお金で維持管理と投資を行うだけの非常に単純な事業のため、人口減少に伴う使用水量の減少は、町の水道下水道事業にとって最大の脅威であり、収入減少は際限なく続いていくと考えられます。これから長年にわたって続く際限のない値上げは、到底受け入れられるはずもありません。しかし、二、三回程度の値上げでは、会計破綻の時期をほんの少しだけ遅らせる効果でしかなく、単にカンフル剤を打っているだけの刹那的の処置であり、根本治療には全くなりません。これに対し、水道下水道事業の費用はこれから増大していくことは不可能であります。

また、町立最上病院事業は、一般会計からの繰入金で持ちこたえる状況です。令和5年度の病院会計財務状況は、繰出金5億8,470万8,000円でした。うち、交付税額は2億2,251万7,000円。これは、普通交付税措置額と特別交付税歳入額の合計金額であり、実質一般会計からの繰入れ金額は3億6,219万1,000円であります。

そこで、急速に進む人口減少や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、最上病院を取り巻く経営環境の変化により、当初示した計画目標の経営健全化に至っていない現状であることから、最上病院の役割を明確化するとともに、経営の効率化、ネットワーク化、医療従事者の確保など、直面する諸問題を解決すべく、新たに最上町立最上病院経営強化プランを策定され、令和5年12月にその内容を示されました。経営強化プランの策定から1年が過ぎましたが、今、その進捗状況について細々とお尋ねはいたしません。次年度の経営に向けて、節目節目の時期に院内で精査され、常に改革の道を進んでいただきたいと思います。

ただ、国内、県内、最上地区内に目を向けても、20年前から見える現在の様相は、決して安閑としてはおられません。見据える未来の取り組みはダウンサイジングであり、教示をもって取り組んでいただきたいと思います。水道事業は戦後、1960年代頃からすさまじい大量投資を行い、全国普及率は98%と、ほぼ全国民、水道を達成しておりますが、初期に投資した施設、管路は既に老朽化が顕著となっております。

事実、厚生労働省によると、全国で老朽化による漏水件数は年間2万件に及び、現に各地の大規模漏水が新聞紙面をにぎわす事例には、枚挙にいとまがありません。1月28日に埼玉県八潮市で起きた道路陥没事故、原因とされるのが下水道管の老朽化ですが、ここ数年、老朽化による被害は上水道でも相次いでおります。水道管、下水道管それぞれの損傷によるリスクとは。そして、相次ぐトラブルに私たちはどう向き合えばいいのか。また、地震が起こるたびに大規模断水が発生するのも、結局のところ老朽化が原因であります。しかし、水道事業の更新投資は減少傾向で、管路更新率は2020年で0.65%、154年の更新サイクルという、もはや荒唐無稽とさえ言える数値であります。

町の水道事業は、当初、昭和37年から簡易水道として開始されましたが、昭和48年に広域上水道として管路を入替え、設置条例が改定されました。後に下水道事業が平成13年に供用開始となり、同時に上水道の管路も入れ替えられ、上水道、下水道共に新たに出発いたしました。現在で24年目であります。水道管の耐用年数は40年、下水道管の耐用年数は50年であります。しかし、水道下水道事業の収入が際限なく減っていくのに、これからの投資に伴う費用は、大幅に増大していく時代に入っております。

これに対処する唯一の方策は、ダウンサイジングしかないと考えます。国内の水道事業では、1960年頃から膨大な投資をしてきましたが、大量投資した頃の水道施設は既に老朽化が始まり、第2、第3世代の更新投資期に入っております。物価上昇により、第2、第3世代の投資額は、第1世代よりも大きくなることは確実であります。しかし前述のとおり、収入が際限なく減っていくため、収入減少化の大量投資の時代がきていることが分かります。このままだと、そろばん経営が逼迫するのは当然であります。これを回避する唯一の打開策は、施設管

路等、資産のダウンサイジングしかありません。今後、使用水量は減少の一途をたどるのですから、それに見合うように施設や管路を縮小することは必須です。第2、第3世代の投資をどれだけ縮小させるかが唯一の生き残り策になると考えます。

町の下水道事業はさらに深刻で、上水道の投資額の3倍以上もかかると言われております。これは管の大きさにもよるのでしょうけれども、下水道事業の膨大な更新投資はこれから25年後にやってきます。また、25年後の人口減少はさらに拍車がかかっている、使用水量とそれに伴う収入も、加速度がついて大幅に減少していくと考えられます。そのときに、水道事業の3倍近くの更新投資が来るのであります。投資しなければ下水道の維持は不可能であります、その資金を賄うために、際限のない値上げをすることなどできるはずもありません。ここから導き出されるのは、今後25年後の下水道会計の状態は、それを補填する一般会計繰出金のすさまじい増高が見てとれます。

町の水道事業は、現在、会計的にはまずまずであります、今後非常に厳しい更新投資時代を迎えることは間違いありません。ですから、ダウンサイジングや料金値上げをしなければ、一般会計繰出金はどんどん増高してまいります。そして、水道事業の3倍規模と言われる下水道の更新投資は25年にやってくるのです。何も手を打たなければ、25年後には財政破綻の烙印を押されることでしょう。これが自治体財政全体の脅威であり、それを脅威でなくして何が脅威なのでしょう。水道事業、下水道事業、病院事業は絶対に維持し、続けなければならない必須インフラなので、お金が足りなくなれば一般会計から補填するしかなく、さらに天井知らずに増加していくことが予測されます。福祉、教育、生活環境、地域づくり等々を削ってでも、必須インフラに繰入れしなければならない将来がすぐそこまで来ております。

以上から、繰り返しになりますが、水道下水道事業の窮乏、ひいては自治体財政の逼迫を救う手段は、唯一ダウンサイジングしかないと考えます。水道事業におけるダウンサイジングは、施設のダウンサイジングと管路のダウンサイジングに大別されます。施設のダウンサイジングは、広域連携、広域統合による事業の拡大が最も有効で、強力な方策と考えられます。

下水道のダウンサイジングは、老朽化していった都度、集合処理、管でつないで、排水を集めて処理する方法をやめて、個別浄化槽に切替え、集合処理の区域を極限まで縮小していくという方法が最も有効と考えられます。マクロの経営を考えれば、水道下水道、病院事業が生き残っていく道は、やはりダウンサイジングしかありません。

公営企業、特に水道事業は、膨大な経験値に基づく技術力の集積によって成り立つ職種であることを認識すべきであり、小規模事業も含め、一体となって広域化を図り、水道事業を専門家の手に委ね、そこが責任をもってダウンサイジング

と人材育成を行っていく形態は、町の水道下水道事業にとって最も必要なことではないかと考えます。町民全員が水道事業、下水道事業、病院事業の当事者として、この課題に取り組むことこそが水道事業、下水道事業、病院事業を将来世代に残すことのできる唯一の方策と考えますが、首長の考えをお示しいたください。

町長 おはようございます。

9番さん、佐澤議員の今後の3企業会計事業持続可能性に係るご質問について、お答えをいたしたいと思えます。

佐澤議員からは、今、町が抱えている大きな課題を、ダウンサイジングという形の中で提言をいただきました。

身近な当町の町民の皆様の暮らしに直結するサービスを提供する、公営企業会計事業の今後について、日本の人口動態を表す数値の推移を基に、提言を含んだご質問をいただいたものと捉えます。

具体的には、日本の出生数から説き起こしていただいたものと考えます。平成28年に、日本国内の出生数が統計を取り始めた1899年以来、初めて98万人台となって100万人を割り込み、5年後の令和3年は81万人、翌年の令和4年には77万人、そして令和5年には72万人となり、議員が言われるとおり、令和6年は68万5,000人と見込まれておるところであります。

この動向は当町においても全く同様でありまして、平成26年の66人の出生数から令和5年には20人、令和6年は10人台にまで減少をしております。まさに急速に進む少子化が、今後の国や地方自治体の行財政運営に大きく影響することは、紛れもない事実と受け止めざるを得ません。そうした人口動態を踏まえた公共サービスの在り方について、先ほどから議員からは、ダウンサイジングという言葉をもって提言をいただいたものと捉えます。

議員からは、上下水道の企業会計事業は、まさに日常生活を支える公共サービスであることから、利用人口がそのまま収入に直結する仕組みであることを言っていました。まさに上下水道会計事業を例に取れば、平成30度に1億7,000万円を超える給水収益であったものが、令和5年度には1億5,000万円台にまで減少しております。

一方、これは上下水道会計事業に限らず言えることではありますが、サービスを支えるインフラ施設の老朽化が進み、修繕などの経常経費が大きく増加し、その不採算部分を一般会計からの繰出金が補填しているという構造になっているところでもあります。令和5年度決算における一般会計繰出金については、上水道会計事業には5,900万円、下水道会計事業には1億7,700万円の金額にまで及んでおります。ここには、投資的起債の償還金に対する義務的繰出金も含まれていますが、非常に大きな不採算部分への補填であることは変わりはありません。

ん。

議員が言われるダウンサイジングは、いわゆる規模の縮小を意味するところと捉えますので、上下水道会計事業の場合、給排水処理施設については、利用人口を基礎とする規模への最適化を図ることが重要であると考えます。

一方、主体の公共インフラが町域に及ぶ管路網であることに鑑みれば、一定の施設延長の保持が避けられないことから、会計運営の健全化を目指す際には、今後の利用料金の改定が求められてくるものと捉えます。

そうした中で、長期的な会計事業の持続化を目指す点においては、令和7年度に取り組む立地最適化計画策定においても、施設の集約化を目指すまちづくりが求められてくるものと捉えているところでございます。

また、当町の医療と福祉の面においても欠かせない病院会計事業や、介護施設のやすらぎ会計事業においても、ダウンサイジングや収益構造の改善がより一層重要となってくるものと認識をしております。令和5年度の両会計事業に対する一般会計繰出金については、病院会計事業には5億8,500万円、やすらぎ会計事業には6,000万円の金額にまで及んでおります。これまでも病院会計事業においては、平成29年までは一般病床50床、療養病床20床であったものを、平成29年度には一般病床を60床にダウンサイジングを図ってきた経緯があります。

さらなる収益構造の改善に向けては、一方策としては、病床数の縮減を図りつつ、介護ケア病床を取り入れていくことも今後の検討に値するところと捉えているところであります。やすらぎ会計事業については、利用者の動向からは、ダウンサイジングはそぐわない面もあるものの、病院会計事業のように、利用形態の在り方の検討が、収益構造の改善を目指す上からも重要であると捉えているところであります。

議員が言われるとおり、人口動態にもしっかりと目を向けてダウンサイジングを図りつつも、町民の皆様が安心してこの町で暮らすことができる、環境に欠かせない公営企業会計事業としての責任も、しっかりと果たしてまいりたいと考えます。

そのためにも、議員言われる持続可能性の確保に向けて、行財政運営を支える第8次行財政改革プランにおける、公営企業の経営健全化の目標にしっかりと近づけてまいり所存でありますので、議員のご理解のほど、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

9 番 20年近く前の夕張ショック、そのことを覚えている方も大変多いかと思いま  
佐 澤 す。財政再生団体の夕張市に端を発し、破綻一步手前の早期健全化団体などに  
21団体が指定され、初の自治体財政破綻に全国の自治体は驚愕し、大騒ぎの事  
態となりました。当時、21団体の決算状況に基づく決算カードを分析した結

果、全ての団体において下水道事業が大幅赤字、もしくは非常に多額の一般会計繰出額となっているという共通項があり、そのほかに、もう1つか2つの公営企業会計と、水道会計や病院事業会計などが会計破綻を招くおそれがあることが見えてきました。

先ほども申し上げましたが、何もしなければ破綻の烙印を押されるだけなのです。時間は決して待ってくれません。時間に負けないスピードで手を打つことを願い、私の一般質問を終わります。

議 長 これで、9番 佐澤浩議員の一般質問を終わります。  
一般質問は全て終了しました。

## 議 案 審 議

議 長 日程第2 承認第1号 令和6年度最上町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 承認第1号 令和6年度最上町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてご提案を申し上げます。

ご承認をお願いいたします令和6年度最上町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につきましては、補正が必要になりましたが、急施を要し、議会を召集する時間的余裕がなかったため専決処分したものであり、地方自治法第179条第3項の規定により、ご承認をいただきたく提案するものであります。

ご提案いたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ2億3,613万8,000円を追加し、総額を78億3,321万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして、関係者から説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。  
質疑はありますか。

1 番 私の方からは、10ページの歳出の庁舎管理費の部分、17節防犯機器購入  
宮 本 費52万7,000円とありますが、その内容をお示してください。

総務企画 おはようございます。ご苦労さまです。

課 長 ただいま宮本議員からは、一般会計補正予算（第8号）、専決の部分の10ペ

一、歳出側に計上されております財産管理費中の庁舎管理費、防犯機器52万7,000円の購入につきまして、具体的内容についてというご質問をいただきました。

この部分につきましては、改めて町民の皆様にも多くのご心配、ご迷惑をおかけしてしまいました、町職員の公金の横領着服という事態を踏まえての対策になってございます。改めてこの場をお借りしまして、深くおわびを申し上げたいと存じます。

ここは事態が発生して、そしていわゆる処分であったり、町の対応が確定してきている状況下、やはり最も重要でありますのは、こうした事態を二度と将来させないということと存じてございます。つきましては抑止の部分、こうしたところも十二分に重視をするという観点から、いわゆる公金の、町民の皆様との授受の多い窓口の箇所、こちら、具体には1階部分は町民税務、会計、そして2階部分は、建設水道の部分に合計3台の防犯カメラの設置をという形で、専決補正のほうに盛りさせていただいた状況です。

経過といたしましては既に設置済みでございますので、しっかりと今後二度とこうしたことがないように努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1 番 今回の不祥事を受けての対応ということです。  
宮 本 このたび全員協議会、最初にお示しいただいたときにお話しさせてもらったんですが、以前から犯罪の抑止力というところで、外的な犯罪の抑止力というところで防犯カメラ、また、事件や事故があった場合も、その過去の状況できるための防犯カメラというものを、庁舎の出入口であったり、公共施設の中央公民館とか、そういったところの部分の出入口に設置して、職員であったり町民の方、来庁者の方の安全・安心につなげるということが必要ではないかということを含めて訴えてきていたんですが、そのあたり、今回も含めて動いてくれたらなどは思っていたところがあったんですが、そのあたりを今後どのように考えていくのか。ちょっとその部分をお聞きしたいなと。

これはかけるべきものはかけるべきだなと思いますし、何か事件や事故が起きてからでは、これは遅いかなと思います。全国でもそういった庁舎の部分であったりとか、そういった出入口の外的な部分を抑止する。そして何かあったときのために、そういった防犯カメラを設置するというのは行っているところは多いんですが、うちの町はまだそれが無いというところで、その部分をちょっとお聞きしたいなと思います。

総務企画課 長 ただいま宮本議員からは、重ねて今後の町の庁舎、そうしたところのセキュリティーの管理、防衛に向けてというところで、今後の対策はというご質問をいた

だいたと捉えさせていただきます。

これまでも、特にお守りせねばならない、筆頭に出てまいります幼児施設でありましたり、学校施設、こうしたところには防犯カメラの設置であったり、入り口に施錠の機能を持たせるというような対応も、順次町としては展開してきた状況と認識をさせていただきます。

そうした中、今般、庁舎内に防犯カメラが設置がなされたという事実がここに出ている状況でございます。この設置につきましては、この予算も有効に活用させていただきますまして、先ほど3台のカメラの設置ということをお伝えさせていただきましたけれども、この台数を増やしていくことが可能なようなシステム導入になってございます。

つきましては、議員おっしゃられる部分も重要と捉えてございますので、こうしたベースもしっかりと土台としながら、議員からは庁舎の入り口であったり、中央公民館の入り口であったりというところへの対策も必要であろうということも言っていたきてでございますので、新年度予算にも一定程度盛り込ませていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2 番 私も、同じくこの防犯機器購入費に関することをお尋ねしたいんですが、こう  
栗 林 いった防犯カメラを設置することは、今後の再発防止にはつながることだと思うんですが、やはり今回の場合に、担当部署の中のチェック機能といいますか、その業務の中で何か不足しているものがあつたのではないかなと思ひます。そういった業務の確認とか、あと、これ何か精神的なものになってしまうかもしれないんですが、課長さんいらっしゃる、室長さんいらっしゃるという上下関係がある中で、そういった部署の中の信頼関係というものが、しっかりなされているのかというのを確認させていただきたいと思ひます。

副 町 長 おはようございます。

今、栗林議員がおっしゃつたように、防犯カメラで全て解決できるというようなものじゃないなというふうにつけております。

まずやっぱり、人間が行う行為ですので絶対100%、不祥事はもちろん絶対あつてはならないんですが、ミスにつきましても、必ずこれぐらいやれば起きないということはないというふうにつけております。それでも限りなくゼロにしていく、再発を徹底的になくするための対策ということで、今、町のほうであらゆる角度のほうで展開しております。

最初に、一つだけ直近の事例についてご紹介させていただきます。最上町職員の不祥事に向けた行動指針というものを、管理職等とろいろ議論しながらまとめ上げております。こちらのほうは、一職員としての心得的な部分から入りまして、それから、ミスとか不祥事ができる温床はこういうところにあるということ

を明記しながら、そのための対策。さらに様々な具体的な再発防止のマニュアル等も備えたものです。これを3月1日付で全職員に配布しながら、ただ、かつ管理職から伝達して渡すということだけではなくて、課内での勉強会や研修会を通じながら、これを遵守していくというふうなやり方を今進めているところであります。

さらに、そのほかにも、その課独自の防止マニュアルというものも今用意しておりますので、そういうような複層的な対策で取り組んでいきたいというふうに思っております。

あわせて、この職員心得という部分ですが、ダブルチェックとかいろいろあるんですけども、その基本となる部分を4点ほど挙げております。1つは、非常にベーシックという、基本中の基本であります。明るく元気に挨拶をするという職員、職場の雰囲気。会ったら簡単な会釈等も忘れずに、町民の皆さんと会ったときにはする。そういう職場の雰囲気づくりを第1点としています。2点目としては、今般の災害でもかなり私どもも学んだんですが、やっぱり町民の立場でものを一旦考えるという、その考え方の姿勢を基本とするところ。それから、何よりも信頼関係。4点目が何でも話し合えるということで、まず、報告、連絡、相談、これがいつでもできる体制という、その4つの基本になった上で、防止に向けた行動指針というものをみんなで守って、その都度それを改良しながら進めていこうということで、今取り組んでおりますのでよろしく願いいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本件を採決します。  
本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

議長 日程第3 議案第1号 町長等の給与の特例に関する条例の設定についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 議案第1号 町長等の給与の特例に関する条例の設定についてご提案を申し上げます。

このたびの公金横領という不祥事は、行政への信頼を損なう極めて重大かつ遺憾なことと言わざるを得えません。改めて議員の皆様、そして町民の皆様に深くおわびを申し上げる次第でございます。

本議案は、このたびの事態に対する管理監督者としての責を負うべきものと判断をし、提案するものであります。

内容につきましては、本条例の設定により、最上町特別職の職員の給与等に関する条例に掲げる給料月額から、私町長の給料については30%を、副町長については15%をそれぞれ3か月間減額するものであります。再発防止に向けて、チェック体制の確立はもちろんのこと、職場状況の改善及び職員研修などを開催しながら、町民の皆様からの負託に応えるため、信頼回復に全力を注いでまいりたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

8番 山崎 こちらの理由のところにある不祥事の部分に関して、議員のほうには内容であったり、再発防止について全員協議会などで説明がありましたが、改めて町民の皆様さんに対して、詳細な説明をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長 これは昨日、冒頭で行政報告という形で、決してあってはならないこういった不祥事を起こしたことに対してのおわび、先ほどの質問もございました。

いろんな面で職員一人ひとりの在り方、先ほど副町長からもお話しいただきました。そういう姿勢の中で町民の付託に応じていく、その上での責任も取らせてもらって、二度とこういう形を起こさないようにという形での提案でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

8番 山崎 すみません、私の質問としましては、その事件というか、この不祥事の内容について、経緯であったり、どういったことが起きたのかということの詳細にお示

しただきたいというところでした。お願いいたします。

副 町 長     それでは、質問にお答えさせていただきます。

          今回の不祥事、事件の流れ等、どういう状況に至ってどういうふうな措置を行ったかについて、できるだけ簡便に申し上げます。

          まず、この事案でございますが、町民税務課の賦課納税室の男性職員1名が、国民健康保険税、固定資産税、町民税の中から計6件、総額で40万2,700円を業務内において横領したというような事件ございました。これは昨年11月中旬に、本来受け取っているはずの税金が、税のシステム上において、未納となっているということが分かったのが昨年11月の中頃でございました。

          そういった実態を受けまして、公金が一部紛失したという事実に基づきながら、町民税務課内での内部調査、それでもなかなかはっきり真相が分からないということで、町長を本部長とする調査委員会等を立ち上げながら、関係職員全員のヒアリング、実態調査を3回ほど行ってきた経過がございます。そして、年明けの1月23日に、今回犯行に及んだ当該職員の自供で、今回の横領事件が発覚したということでございます。

          それを受けまして、私どものほうも、弁護士、警察等々への相談もしながら、今後の対策ということでしたところがございます。ちなみに、40万2,700円という横領した額でございますが、それを全て処理するに必要な額、リスト等も含めて42万1,800円というものが実質の被害額ということで、これにつきましては、事件発覚後二、三日以内で本人から弁済、あわせて謝罪文もいただいたということございました。

          こうした状況全般を受けまして、町としては弁護士先生等のアドバイスも受けながら、今回は被害届は出さないというような判断に至りながら、懲戒処分審査会等も開いて、本人については懲戒免職、また課長、関係者によっては戒告処分というようなことで終了したところがございます。

          その後につきましては、先ほど申し上げましたように、様々な角度からの対策、再発防止ということで取り組んでいるということでございます。雑駁ですが、そのような事件の概要と流れになっております。

8     山     番     今回、被害届を出さなかったという経緯も説明いただきましたけれども、これは本当に犯罪であることは間違いのないと思います。これを許すといえますか、もちろん相応の懲戒免職であったり、そういった処分はありますけれども、被害届を町として出さなかったことに対して、町民のほうからも不信感といえますか、そういった部分の声も聞かれておりますので、なぜ今回……どこまでいけば犯罪というか、被害届を出すのか。金額が低かったから許してしまうのかとか、そう

いった部分、もう一度お考えをお示しいただき、また、再発防止つなげるためにも、やはりそういった部分は必要だったのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

副 町 長 やっぱり、町民の皆さんも様々な考えを持っていらっしゃる方もおりますし、被害届は出さなくてもよかったという方も、やっぱりいろんな考えがあるなというふうに思っています。

町としての考えでございますが、まずは発覚後すぐ弁済に至ったということ。それから、謝罪文をこちらに出していただいたということで、実質的にこれで被害のほうは、これについてはなくなったというようなことです。

ただ、懲戒処分の規定に基づく処罰は当然つきますし、ただ、その後の刑法として、それを立証するかどうかということについては、専門家の弁護士さんの先生ともいろいろ相談した中で、総合的に町のほうで判断させていただいたということですので、ご理解いただければと思います。

6 番 私が議員になりまして2年目になりますけれども、このような町長の給料等の  
須 貝 特例に関する条例の設定ということで、もう2回目になるわけです。これはちょっとあまりにも多いんではないかと思うんですけれども、その辺の町長の気持ちをお願いします。

町 長 本当に大変申し訳なく思っている次第でございます。

先ほど来答弁しましたように、こういったことを今度は絶対起こさない、そういう職員間とのレベルアップも含めて、今、進めさせていただいているところでありますので、改めて町民にそういった機会を通した中で、これからも信頼ある自治協働のまちづくり、先ほど佐澤議員からも質問ありました。改めてそういった面での見直しも含めて、賢く縮むは賢くつなぐということですので、いろんな形の中で、今回の犯罪についてはおわびを申し上げながらも、信頼を持っていただくまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、ご理解よろしく願います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご提案申し上げます。  
本議案につきましては、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることに伴い、関係する条例を一括して改正する必要があるため、提案するものであります。  
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。  
質疑はありますか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありますか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで暫時休憩します。  
開会を11時5分に開会します。

休 憩 10時55分  
再 開 11時05分

議 長 会議を再開します。

議 長 日程第5 議案第3号 最上町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第3号 最上町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。  
本議案は、令和6年8月の人事院勧告並びに10月の山形県人事委員会勧告に基づき、条例の一部を改正する必要があることから提案するものであります。  
主な改正内容といたしましては、給与制度アップデートとして、給料俸給表の切替えを行うほか、配偶者に係る扶養手当の廃止と子に係る扶養手当の増額、また、管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大や、暫定再任用職員への支給手当の拡大などの見直しを図るものであります。  
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第4号 最上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定ついてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第4号 最上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。  
本議案につきましては、最上町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正したことに伴い、読替規定等の改正等が生じるため、提案するものであります。  
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

1 番 今回のこの部分に関して変わった部分、条例の部分の文言の整理というところ  
宮 本 もあるんですが、事前に選挙の立会人の部分も少し変わってきているという話も  
あったんですが、この報酬額とかというのは変わりはなく、そういった文言の部分  
だけだったのかちょっと確認させてください。

総務企画 ただいま宮本議員からは、特別職の条例の改正の内容につきまして、文言の整  
課 長 理のみなのか、報酬の金額の部分にまで及んでいるのかというご質問を頂戴をし  
たと捉えさせていただきます。

今回の条例改正につきまして、上程しております議案書につきましては、全  
3ページに及んでいる状況です。冒頭の1ページにつきましては、先ほどのとお  
り、別条例の改正に伴いつつ、さらに条例本体をより分かりやすく、特別職の条  
例であるということが明瞭になるように、1ページの部分については文言改正  
がなされているところがございます。

特に今回の条例改正につきまして、大きな意味合いをこれは持つという部分に  
つきましては、こちらの議案書をお開きをいただいて、2ページをご覧をいただ

きますと、こちらには別表第3という形で各行政委員さんであったり、特別職の関係のいわゆる職種に応じた金額間が、報酬額として一覧として並んでいる状況です。この部分の2ページの表の特に中段から下のほうでございますけれども、選挙嘱託員という部分が出てまいります。そちらにつきましては、選挙長から一番下のくくりでいきますと、選挙立会人というところまで、複数の立場の方々の日額の報酬金額が出ているところがございます。

実は今回の条例、大きな部分といたしましては、この選挙嘱託員の方々の日額金額間が変更されるというところが大きな改正になってございます。例えば事例でいきますと、一番上段の選挙長の部分でございますけれども、条例改正によりまして、日額が1万2,200円と改定する状況でございますが、それでは現状の従前の日額はどうなっているかというところでございますと、1万800円という状況になってございます。

こうした動きが選挙嘱託員の部分につきまして反映されておまして、一番最下段の選挙立会人、こちら日額1万100円に改正をしていくというところ、現状の部分におきましては8,900円というような状況ですので、この部分が押しなべて金額アップしているというところが、本条例改正の特に大きな部分となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第5号 最上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第5号 最上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。

少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、男女共に仕事と育児、仕事と介護を両立できるよう、柔軟な働き方を実現するため、国家公務員においては「仕事と生活の両立支援の拡充」に対応するため、令和6年12月に人事院規則の改正が行われました。地方公務員においても、均衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講ずる必要があることから、最上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大や、子に係る看護休暇の取得事由の拡大、また、介護との両立支援に係る研修の実施や、相談窓口の設置など、勤務環境の整備を図るものとなっております。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第6号 最上町ウェルネスプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第6号 最上町ウェルネスプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案を申し上げます。  
先般改定いたしましたウェルネスプラザ大浴場の施設利用料金について、通常料金とセット料金の差額徴収や、指定管理者が企画をする集客事業を実施する上で柔軟な対応を図るため、一部の内容を規則で定めることを提案するものであります。  
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 議案第7号 最上町木質バイオマスエネルギー地域熱供給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第7号 最上町木質バイオマスエネルギー地域熱供給条例の一部を改正す

る条例の制定についてご提案を申し上げます。

本町において、若者が家族を持ち、安心して子育てができる住宅環境の整備と、人と環境に優しいモデル住宅の確立を目指すために、若者定住環境モデルタウンが造成されております。タウン内では地域熱供給システムが稼働し、チップボイラー、ペレットボイラー、薪ボイラーの3種類のボイラーを並列運転させることで、全23世帯に給湯暖房の熱供給を行っており、平成29年2月より供用を開始し、システムの運営管理や安定稼働に努めております。

しかしながら、昨今の燃料及び電気料金の高騰に伴い、利用者の受益と負担の適正化の観点から、施設の運営に係る物価高騰分について、応分の負担を利用者に求める必要が生じているため、第8次最上町行財政改革大綱に基づき、使用料の適正化の推進を図ると共に、料金改定に係る条例の一部改正を提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議 長 ここで暫時休憩します。

休 憩 11時20分  
再 開 11時21分

議 長 会議を再開します。

先ほど、この議案第7号の議案についての中で、「条例の策定について」ということで提案されましたけれども、本来のことであれば「条例の制定について」でありますので、「制定」ということで訂正させていただきます。

議 長 それでは、質疑を行います。  
質疑はありませんか。

6 番 この制定についてなんですけれども、若者定住タウンのほうだと思われま  
須 貝 が、住民に対する説明というところをちょっとお伺いいたします。

商工観光 課 長 それでは、ただいま須貝議員のほうから、住民への説明はというようなところの質問をいただきました。

こちらにつきましても、このたびこういった物価が上昇してきており、我々の支出に係る維持経費の部分が増加しているんだということにつきましても、住民説明をさせていただいておりますし、このたびの提案を受けて、4月からというところの説明をさせていただいております。

ですので、文書でも流させていただきます。そういったところから、意

見といったところはこういったご時世ですのでというところで、納得していただいたということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7 番 23戸の皆さんのうちの、こっちのほうの10戸のアパートのほうはそっちの  
佐藤(義) ほうに置いておって、残りの13戸のほうで、今、須貝議員にも十分な説明をして理解いただいた上で、この議案として出てきたものだというふうに私も思っておりますので、今、須貝君が確認したんでそれはいいんであります。

今回、負担とサービスのバランスというふうな町長の説明がありました。そういう中で、実際従前の料金から見れば何%、どのくらい上がるのか。そしてまた、上がる根拠ですよね。根拠。先ほどの燃料費含めた修繕費というふうな話ありましたけれども、22.何%でいいのかどうか。あるいはもっと下回るというふうな感じがありますけれども、自分、今割り替えしましたけれども、22.4%かな、値上げ率。その根拠について、説明を求めたいというふうに思ひます。

商工観光 佐藤議員のほうからは、このたびの値上げに関わる部分の根拠というようなど  
課 長 ころでご質問をいただきました。

平成29年からつなぎまして、そこからいろいろな住宅に対しての募集をしてまいりまして、23件が完全に住民に行き渡ってというところの安定年次が、私としては令和に入ってからというふうに捉えております。当然、その間につきましては、支出のほうが大きくなっていまして、23件どころか十何件といったところの居住しかなかったものですから、当然ながらそこは収入が減っております、収支バランスは崩れていたというふうなことになりますが、安定年次、令和2年、3年となったときに、実際の収入である使用料に対し、経費がどれだけかかったかという受益者の部分の割合からいいますと、収入に対して4割を超す収入があったというふうに捉えております。

その部分でずっと経営をしてまいりましたけれども、昨今いろいろな設備投資やら、あとは燃料の増加やらというふうなことで、4割を保ってきたところが3割に落ちてきていると。今年の読みといたしましては、現在3割も切る2割、二十二、三%ぐらいまでになるのではないかというふうな予測を立てさせていただいております。と申すのは、やはり燃料の高騰であったり、施設の不具合だったりというところで、修繕費がかさんできたというふうなところになろうかと思ひます。

これを受けて、前回の当初部分の4割台に何とか収支バランスを持っていきたいというふうな目標を掲げながら計算した結果、このように1か月当たり3,900円まで上げたいというふうなことで計算させていただいております。当初100円の燃料計算で、100円の灯油の計算でさせていただいたものを、

現在灯油価格は大体128円から130円まではたまに含みますけれども、130円以内で収まっていますが、そのところまでの計算を加味した上で、このような単価を出させていただいたというようなことになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7 番 数字的な背景はよく理解しました。

佐藤（義） このモデルタウン、結構若者の皆さんが13戸、自分で土地を買って家を建てているわけなので、もし、それがなければ、最上町からもしかしたら出ていった若い方も多かったのではないかなというふうに思っています。そういう意味では、いろいろ課題はあったかもしれませんが、成果や評価をしたいというふうに私は思っています。

そういう中で、私はこのバイオマスの熱供給によって、サービスはいいんですけども、それに伴う町からのさっき言った費用の分、あるいは修繕費がこんなにかさむとは、当初私らも、あるいは担当者も思っていなかったというふうに思っています。そういう中で結構住んでいる方々は快適な生活、あるいはなさっているというふうに思っています。そういう意味で、負担とサービスのバランスというふうな点、あるいは他町民との公平さという点から、今回値上げとなったというふうになったというふうに思ひますし、私もそういうふうにするべきだなというふうに個人的には思ひおりました。

そこで、先ほど、佐澤議員のほうから一般質問の中で、やっぱりあそこで家を建てるなら今のうちだと、50年、60年持つわけでありますよね。でも、バイオマスの供給施設はそんなに持たないというふうに思ひます。いずれ休止あるいは廃止、あるいは場合によっては、別なメニューの中で高サービスのやつ、あるいは低負担のやつがあるかもしれませんけれども、いずれ寿命は尽きてくるというふうに思ひます。あるいは向こうのほうも世代交代というふうに、あるというふうに思ひます。あるいは売電ということはないというふうに思ひますけれども、そういういろんなことの問題を考えたときに、やっぱり将来のこと、あるいは公共施設管理計画の中に載っているというふうに思ひますけれども、いずれ寿命は来るといふような場面を想定しながら、そうなったときのために、今まで以上に今後とも受益者の皆さんと信頼関係を結びながら、なおかつ規則等できちっと裏づけを取っておく、あるいは定めておくことが大事ではないかなというふうに私は思ひおります。いかがなものでしょうか。

商工観光課 長 ただいま、佐藤議員からは、今後のいろいろな変化の中で、いろいろ変わってくる中で、今後のシステムの在り方というふうな質問をいただきました。

やはり今回、値上げをする中でも、こういったところの記載がなかったがゆえに、戸惑う部分もあったかというふうに思ひおります。新規のところはやはり

皆さんがいろいろな考えの下で納得いただいて、分譲地のほうを購入したかとは思いますが、その時点できちんと説明はしたものの、今後についてのこういった景気の変動やら、物価の変動によって変わるんだというところ、アパートでしたらそういった謳いがあるんですけれども、こういった燃料供給の部分でなかったというようなところで、そこにつきましてもきちんと改めて話をさせていただき、万が一、そこから新たな方がまた来るという可能性もなきにしもあらずですので、そういったところを含めて、改めて分譲地の方々にもきちんと説明をしてみたいと思いますし、集合住宅におきましては、こちらについてはいろいろ人が変わりますので、変わる都度そのところは説明をしながら、回線時の契約の中できちんと説明をして、表記して契約をさせていただければと思いますので、こういったこともあり得るんだというところを十分に理解をしていただいた上で、モデル住宅のほうの推進をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

7 番 やっぱり規則もそうだけれども、常日頃の信頼関係が一番だというふうに思う  
佐藤（義） んで、今後ともその点に注意をしていただきながら、取り組んでいただければと  
いうふうに思っています。

次の3つ目の質問は同じ類いのものですけれども、町長ないし副町長から答弁をお願いします。

先ほど、私も事業、様々課題はあるけれども、でも、若者定住のためには評価すべき点が非常に多いというふうな話をしました。

そこで、あれから7年、8年ぐらいになっているわけでありませうね。非常にそこに住んでいるの方々に対してのいろんな住み心地含めた購入動機、先ほどのエネルギープラントもあるというふうに思いますし、あるいは地価の安さ、便利のよさ、こういうものがあるというふうに思いますけれども、改めて次の事業展開のために、アンケート含めたそういうものを取る考えはないのでしょうか。案で終わりだというふうな感じじゃなくて、次の事業展開のためにも先行事例として、あの皆さん方がどんな動機で購入した、あるいは今の住み心地、あるいは今の負担感、こういうものをアンケート取ることによって、次の事業展開がいい教訓の意味でのプラスになるというふうに私は思っているんですけれども、その辺のところの考え方をどちらか一つよろしくお願い申し上げます。

町 長 ありがとうございます。

まさしく若者定住環境モデルタウンという、我が最上町のバイオマス産業都市の指定の一つとして、環境に優しい、そういう住宅政策を提案してきて今日まで来た経緯がございます。

ただ、今回の提案では、いろんな課題もあったということで理解をしていただ

いく中で、アンケートを取りながら、私も何回か時折ちよつと訪問してみますと、「いや、町長さん、道路も全然雪がない形のこういうアイデアもいいし、大変ありがたい」となんていう言葉ももらっておりますけれども、いずれにしましても今後の在り方、定住モデルタウンの最上町の大きなプロジェクトの1つの魅力の発信の1つとして、住民の皆さんからアンケートを取りながら、次の第2ステップ、第3ステップにつながるような形にしていくということは、今、佐藤議員の提案は大変ありがたいことでもありますんで、そういったことも含めて町民との信頼関係、入居している方との信頼関係あつてのことでもありますんで、これも町の事業全てに共通する課題の1つでもありますんで、アンケート調査なんかも取らせてもらいながら、1つきめ細かい対応もしていって、さらにさらに充実した住宅政策につなげていきたいなど、こんなふうに思いますのでよろしく願います。ありがとうございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 議案第8号 堺田辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第8号 堺田辺地に係る総合整備計画の策定についてご提案申し上げます。

す。

このたび、ご提案をいたします辺地総合整備計画につきましては、堺田地区への水を供給する堺田小規模水道施設整備事業として、令和7年度に整備を行うものであります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項において、辺地債による公共的な設備を整備する際は、あらかじめ議会の議決を経て、これを総務大臣に提出しなければならない旨が規定されていることから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

議長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

1 番 今回その計画書の中で、説明の部分で、施設整備を必要とするところの部分で  
宮 本 あるんですが、現在ろ過装置が1台での運用となっているため、故障時やろ材の  
交換作業の際に断水しなければいけない状況となっていると。これを解消するべく、もう1台設置したいということで書かれているんですが、実際、令和3年度から供給を始めていて、そういった事案というのがあったのかどうかちょっとまずお聞きしたいのと、あとはこれはやっぱり、私自身もそのときにしっかりと確認できていなかったのかなとちょっと責めているところがあるんですが、これ、当初からやはりそういったことは想定されるのかなというところで、当初からなぜ2台でいけなかったのかなというところをちょっと考えてしまうんですが、その部分。ちょっと2点、お聞きしたいなと思います。

建設水道 ただいまの宮本議員のご質問でございますが、やはり故障時やろ材の交換作業  
課 長 というものに関しましては、断水処理、断水といいますかね、断水の対応までには  
いかなかったんですけども、様々な日常管理、水質管理の業務の中において、初めて設置した施設ということもありまして、いろいろ業者さんなどとも打合せしながらやってきた経緯がございます。決定的な断水しながらのろ材交換とか、故障というような対応はなかったと思いますが、それなりの、何といいますか、不具合は生じておったということだと思います。

やはり、調査を行った平成27年に遡ることになると思うんですけども、いろいろこの水質調査、堺田の皆様はほとんどが地下水を使用した上で生活されておったわけですけども、それを飲料水としての成分調査ですとか、そういったものを行った上で、やはり適切な水質管理にはこういった小規模水道の施設が必要であるということから、改善を狙って設置したものでございます。

設置当初は、設計段階でろ過機1台で十分というような判断だったのではない

でしょうか。なのでやっぱり2台ではなくて、1台の設置運用となったんですけども、供用開始していろいろと不具合も生じながら、それに対応もしながらやってきたわけですが、どうしても元となる地下水の鉄分が基準値より高いと。なのでろ過して供給するという適正な処理を行っておるわけですけども、それをより安全に適切な水質管理を行うには、交互運転が必要であるという判断が今回なされたわけでございます。

令和3年から併用開始してというような形になるわけですけども、このような形で不具合等、まず改善の余地があるときには、ご覧のように、有利な辺地債なども活用しながら対応してまいらねばならないというふうに認識しております。

6 番 須 貝 この予算で一応今のところは400万となっておりますが、この金額の根拠をちょっとお伺いいたします。

建設水道課 長 400万円の事業費の根拠ということですが、これは堺田の小規模水道施設を維持管理する上で、今回設置する1台のろ過装置増設工事の設計によるものでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11 議案第9号 令和6年度最上町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第9号 令和6年度最上町一般会計補正予算（第9号）についてご提案を申し上げます。

ご提案いたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1億1,849万4,000円を追加をし、総額を79億5,170万6,000円とするものであります。

詳細については、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしく願いをいたします。

議 長 質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番 4点ほどまとめて質問させていただきます。

山 崎 まず、11ページ、歳入の中の4、封人の家観覧料12万6,000円がマイナス補正になっております。こちら、インバウンドで封人の家に訪れる方が増えていると感じておりましたけれども、このマイナス補正になった理由をどのようにお考えになっているか、まず1点伺いいたします。

2点目が13ページ、企業版ふるさと応援寄附金の150万を今後どのような部分に活用されていくのかをお示してください。

3点目が……すみません、29ページ、商工費の中の物価高騰対応最上町地域限定プレミアム商品券事業補助金2,230万円、こちらは毎年行っている事業だとは思いますが、いつ頃にどのような内容で実施されるのか。そのスケジュール感を教えてください。

最後に、31ページ、交流施設運営費の中の支障木伐採委託料100万円が拠出されておりますが、こちらの内容を教えてください。

教育文化 山崎議員のほうからいただきました1点目のご質問、封人の家の観覧料の減額  
課 長 について、インバウンドの状況につきましては、令和5年度の実績で申し上げます。

令和5年度につきましては、3,059名の観覧人数のうち、インバウンド、外国からの観覧のお客様の人数が260名ほど、外国の旅行者の方々の受入れの実績という人数のほうをいただいております。こうした人数のほうも、令和6年度においてはとといったようなご質問をいただきました。

令和6年度の外国の方が占める人数については、ちょっとまだいただけてはい

ないのですが、こうしたところでは、インバウンドの外国からのお客様が年々増える状況にもあるのではないかなというふうに、私どものほうも認識のほういたしております。当初予算のほうではそうしたところもあって、80万円ほどの収入のほうを見込んでおりましたが、今年度は11月いっぱい観覧のほう終えておまして、そうしたところの部分で観覧料のほうが67万4,000円、650円ほどの実績であったという部分で、僅か目標には届かなかったような状況でございます。そうした部分で、今回12万6,000円ほど減額させていただいておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

建設水道課 山崎議員の2点目のご質問です。  
企業版ふるさとみ応援寄附金、こちらのほうですが、同じ一般会計補正予算書の40ページをご覧くださいませでしょうか。

こちら、一番上のほうの災害復旧費、公共土木施設災害復旧費に、特定財源として150万円計上されております。これ、企業版ふるさとみ応援寄附金の中で、7月に起こった豪雨災害でどうしても、どうしてもといいますか、災害に充てて使ってほしいというご希望があったものですから、一般財源で手当する予定であった150万円を削りまして、特定財源を充てさせていただいたという形になっております。

商工観光課 長 続きまして、山崎議員から2点、3番目と4番目の質問にお答えをしたいと思います。

最初のプレミアム商品券事業につきまして、説明をさせていただきます。

今年度におきましても、昨年のおちようど3月定例会におきましても、繰越し事業でやった事業と内容は同じとなりまして、山形県からの山形県地域経済活性化の補助金と、そして国からは物価高騰の支援に関わる臨時交付金と。これら2つを合わせて2,230万ほど補助金を頂きながら実施する事業となります。

日程的には、繰越しをしながら5月に販売を行っていきたいというふうに考えております。5月11日から販売をしていきたいと思います。期間としては、10月いっぱいでの利用期間とさせていただきたいと思います。販売の内容としては、1万4,000円分の商品券を1万円にて販売、そして5,000円札を用意しております。1人2冊までとさせていただきたいと考えております。申込み方法につきましては、従前どおりハガキやまたはネット申請やらというところを使いながら、進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、最後の質問にございました支障木の件につきましては、こちらの施設においては、前森高原の中の支障木となります。特に道路の立ち木であったり、キャンプ場の立ち木であったりというところを伐採してまいりたいと考えております。どうしてもこのたびの大雪により支障が出てきた部分と、あと、老木になっ

て、ちょっと危険だなと予測される部分を20本ほど冬の間で整理させていただき、来シーズンを迎えたいなと思っておりますので、このタイミングをもって支障木のほうを伐採させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

8 番 1点目の質問の封人の家の観覧料のところ、ちょっと見込みどおりにはいか  
山 崎 なかったということですが、やはり年々増えているインバウンドの需要、また、  
そういった日本のまさに文化的な部分に触れられる、貴重な最上町の観光資源で  
もありますので、ぜひ商工観光課さんと連携しながら、ただ開けるだけではなく、  
しっかりと魅力であったり、そういったものを発信できる場として活用をお  
願ひしたいと思ひます。

あと、最後の交流施設の前森の立ち木が、大雪によって倒れていたりとか、そ  
ういった部分があると思ひます。やはりこちらも重要な観光地でもありますの  
で、今後も折れた木が観光客の方に当たってしまうなど、そういったことがない  
ように、引き続き、こういった木の管理なども含めてお願ひしたいと思ひます。  
以上です。

議 長 答弁はいいんですか。

( 発 言 の 声 あ り )

商 工 観 光 議員からは、前森牧場の施設の管理または封人の家の今後の使い方についてと  
課 長 いうようなことで、我々のほうの質問と捉えましてお答えさせていただきたいと  
思ひます。

やはりインバウンド、今、本当に最上町にとってもたくさん来町してありまし  
て、最上町はやはり奥の細道の原点に帰るべきかなというふう、我々も認識し  
ているところでございます。鳴子方面から歩いてきている方もおれば、自転車  
で来ている人もおりますし、ここでやはりこのルートをきちんと確立しながら、  
封人の家を中心として分水嶺も連携させながら、奥の細道の山刀伐峠とつないで  
いきたいなというふう、考えておりますので、この部分、教育文化課と連携を取  
りながら、きちんと整備しながら、または進行してまいりたいと考えております。

あと、前森高原の支障木については、今後春になるとまた風が強くなろうとい  
うふう、思っておりますので、いろいろな施設において老木が倒れ、下敷きにな  
って、キャンプ場が本当に悲惨な目に遭うというような例が最近増えております  
ので、これらを未然に防ぎたいとも思っておりますので、このようなタイミン  
グをもって、きれいに安全にお客様が来場できるような整備をしてまいりたいと  
思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ここで、13時まで休憩をします。

休 憩 11時54分  
再 開 13時00分

議 長 休憩前に復し会議を再開します。  
引き続き、議案第9号の一般会計補正予算（第9号）を議題とします。  
質疑を願います。

2 番 私から、31ページの2段目、赤倉温泉スキー場の運営費の中の職員報酬のこ  
栗 林 とでお尋ねします。

常任委員会のほうでも少し説明をいただいて、ゲレンデの整備に係る内容だということであつたんですが、このゲレンデ整備のことについてなんですが、ちょっと聞いたところによりますと、今年、木曜日定休日になりまして、今年とにかく雪がすごく多くて、ゲレンデの整備には大変時間も労力もかかったというのは理解しております。

ただ、やっぱり木曜日がどうしてもお休みになってしまったので、その日に雪がすごくたくさん降ったときに、金曜日の朝までにゲレンデの整備がちょっと間に合わせるのに厳しくて、そのオペレーターの方も、ちょっとやっぱり前の日休みになってしまうので、次の日の負担がすごく大変だったというように聞いています。

補償の面でこの補正が出ていたんだと思うんですが、今後も、もし今年のように雪が多い場合のゲレンデの整備等に係る運営費の中のそういったゲレンデ整備というのが、休みが取ることによってより大変になるというふうに考えるのかなというのが一つ疑問に思ったのが1点。

それと、もう一つ、同じページの下の方の段の除雪対策費のほうもお伺いしたいんですが、今年、やはり同じく道路等も大雪に見舞われて、かなり強い寒波が長く居座ったために、いろんな対策費のほうも補正になったということですが、今、オペレーターさんなんかも人数が限られていて大変だということ、町が直接雇っているというか、スタッフとして働いていただいている方と、あと外注さん、ほかの業者さんに頼んでいる方がいらっしゃると思うんですけども、それが今年のような大雪になったときに、資金の面だけではなく、請け負っていただいている業者さんとかがちゃんと対応して、お願いしたらその分だけ働いていただけるのかなというのがちょっと心配になりました。

今年、本当に昼夜問わず、いつもどこかで重機が動いていて、除雪には本当にご苦労いただいたと思うんですが、そういった面がどうなっているのか。この2点をお伺いします。

商工観光課 長 ただいま栗林議員のほうからは、31ページの赤倉スキー場の運営費の中の、このたび任用職員の部分の補正をさせていただいた点と、あとは6次産業活性化の部分のところの質問をいただきました。

まず、スキー場につきましては、やはりゲレンデ整備というふうなことなんですけれども、今年度から木曜日のほうを定休日にさせていただいています。その影響というところではなく、その影響も多少はあろうかと思えますけれども、やはり日頃からのゲレンデ整備によるものと、また、この雪によって、木曜日に関係なく、やっぱりすばらしいコンディションを保つためには、やっぱり夜の時間外であったり、朝早くの時間外であったりというところのゲレンデ整備のほうをさせていただいております。

当然、今回このような490万という大きな数字でございますので、スキー場の運営としては大変厳しいものというふうに理解しております。

当初予算でもきちんとこういった部分も見込んで予算というのが取ればいいんですが、やはり全体の予算を通したときに、どうしても窮屈な予算を取らざる得ないというような状況下というふうに思います。

本来であれば、12月の段階でも補正をしながら、そしてこの3月を迎えるときには、調整をしながらというところだったんですが、今回、木曜日休みを入れることによって、12月の補正をせずに、今回の3月までぎりぎり調整をした結果、このような対応になるんだというようなことのように数字をはじかせていただきました。

ですので、木曜日が休みになったからというものも多少はあるかと思えますが、日頃のコンディションを維持させるためにも、このような整備の結果、このように不足する部分が出てくるというようなことになろうかというふうに思います。

あと、6次産業施設、こちらでは旧満沢小学校の「らいず」に関わる部分で、地元の方より応援をいただいて、重機も借上げをさせていただきながら、施設の除雪にご協力をいただいている部分でございます。

こちらについても、日頃より、あそこの施設を利用しているたらふく工房やら、事業所もがみハウスやら、また、夜間においてはスポーツ少年団の活動というようなことで、本当に駐車場が手狭になるというふうなことから、きちんとした駐車場確保に向けて除雪のほうをさせていただいておりますけれども、どうしても片屋根のところや雪が積もっている部分が出てきますので、駐車場以外のところも除雪をしなければならぬという状況から、このような除雪のほうを補正させていただきたいというような提案になりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

建設水道 栗林議員のほうからは、2点目のご質問としまして、本年度の豪雪に対する除

課 長 雪体制、その中でも、大変私ありがたいと感じたのが、オペレーターさんに対するこの労務、そういったものに対するお気遣いの質問であったというふうに捉えさせていただきます。

やはり、今期の度重なる警報級の寒波と、あと短時間での急激な積雪、それにおいて、特に2月は、除雪・排雪を同時に対応する日というものもかなりあったということです。つまりフル稼働の状況にあったわけなんですけれども、やはり出動する基準としましては、道路の積雪10センチ以上、もしくは歩道は20センチというような規定はありましても、吹きだまりですとか、あと、いわゆる皆さんおっしゃるザク雪というような状況ですね、そういった非常に路面状態の悪いときには、出動しなくてはならないという状況にもなります。

出動の要請があったときに、やはりかなりオペレーターさんたちに無理がかかるのではないかということなんですけれども、やはりおっしゃるとおりでございます。

これは、労働者を守るのは労働基準法になるわけなんですけど、これら除雪に対応していらっしゃるオペレーターさんたちは、いわゆるエッセンシャルワーカーということで、時間外や休日労働に対する例外措置として扱われることになっているんですね。ですので、やっぱり災害そのほか避けることのできない事由、それに該当するようなお仕事をされている方は、これに類さないというような形で、やっぱり町民の生活と命を守るための除排雪作業、これも対応に含まれておるということで、道路交通の安全確保、公益を保護するための雪害への対応というような形で捉えられております。

ですので、除雪を請け負っていらっしゃる直轄のオペレーターさんはもちろん、委託業者のオペレーターさんたちもかなり高齢にもなっております。そういったものも配慮しながら、しかし、やはり町民の生活と命を守るために、本当に全力で今年の寒波、乗り切ってくださいんだということをご承知おきいただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

1 番 私の方からは、39ページの教育費の保健体育総務費の部分に関連したコー  
宮 本 ディネーター報酬、コーディネーター関係の部分のところは減額、そして地域スポーツクラブ役務費、こちらが100万円の増額となっているところ、この部分の内容お示しいただきたいというところと、あと、もう1点、その下にあります災害復旧のほうで、農業施設災害復旧費の部分、中段ぐらいのところですが、農林水産物等災害対策事業補助金、これ県の補助金の部分のところだと思うんですが、これの内容。2点、まずお示してください。

教育文化課 長 ただいまの宮本議員からのご質問の1点目の部分にお答えさせていただきたい  
課 長 と思います。

コーディネーターの報酬、費用弁償、需用費の部分につきましての減額補正につきましては、当初、国からの部活動の体制をするための補助金を頂きながらコーディネーターを配置して、部活動がスムーズに移行できるようにというような事業のほうを行う予定としておりましたが、コーディネーターのほうを町の単独で、スポーツ指導もしてくださる方をお願いをさせていただいて、今年度は中学校のほうで勤務もしていただいているところでありまして、そうした部分が減額となっております。

また、その下の部分の地域スポーツクラブの役務費、こちらの予算につきましては、102万5,000円ほど計上させていただいておりますが、土日の部活動に及ぶ部活動やクラブ活動におけるスクールバスのご使用いただいた部分について、そうした経費のところを、補助金のほうを活用いたしまして、バスの委託料のほうに振替をさせていただくために、そうした102万5,000円の計上となっているところでありまして、よろしく願いいたします。

農林振興課 長 兼 農業委員会事務局 長 宮本議員からありました39ページの農林水産物等災害対策事業補助金の内容につきましては、先月の第3週末だったと思うんですけども、山形県のほうでこの豪雪に対する支援をするということで、融雪剤に対する支援をするというのが出されました。

それを受けまして、最上町のほうも、豪雪対策本部も設置してありますし、豪雪があるということで、育苗ハウスを建てる予定のところや、あと園芸作物の圃場などに融雪剤をまくのに対して補助をするものになっております。

ただ、3月入りまして、大分雪解けが進んでおりまして、今の段階で1メートル前後となっておりますけれども、要望を取って、希望した方には支援していきたいということで考えております。

以上です。

1 番 宮 本 分かりました。1点目の部分なんですけど、コーディネーターの部分に関して、地域の部活動の地域移行の部分が、なかなかその動きが一般的には分からない部分が多いのかなという中で、今後、今、中学校の吹奏楽のほうも少しそういった動きで動いているという話も聞いていますが、今後その部分、来年度以降もちょっと関わってきちゃいますが、今現状、どのぐらいそういった部活動の地域移行が、今このぐらい進んでいて、今後はこういった形で今検討しているんですというようなところが少しあれば、教えていただけたらなと思います。

あと、もう1点、ちょっと別な話になりますが、31ページの赤倉温泉スキー場の部分に関して、先ほど話ありましたスキー場の部分で、今年度から営業日の

部分、木曜日お休みしてというところで、体制も少し変わりながら、ヒュッテのところなんか柔軟に対応しながら事業者の方にもやっていただいているんですが、今年、今シーズン、今まだ途中なので難しいところあるかもしれませんが、入り込みの部分だったり、状況なんか、ちょっとお聞きできたらなというところ。

あと、今年の大きいところとしては、スキー場としては、やはり台湾の方、中国の方なのかなというところが、大型バスで、もう毎日のように来られていたと。

さきの一般質問の中でもそういった話ありましたが、その方たちが休憩で立ち寄られた、最上町に。そのときに、いかにお金を落としてもらうというか、この短い時間でも何か体験メニューを提供していくということがこれから必要なのかなと思うんですが、そういったところ、やはり仙台空港からいかにスキー場に来てもらうか、そういったところも、今後大きい課題。そして、これからさらにスキー場を盛り上げていく上で必要なところかなと思うんですが、今シーズンの状況、そして今シーズンのインバウンドの部分の状況を見て、今後、今考えていること、ちょっとお聞きしたいなと思います。

教育文化課長 宮本議員のほうからは、現状、中学校において、部活動改革の取り組みについてどのような状況かといったようなご質問をいただきました。

今年度につきましては、中学校では、日課の変更を行いながら、よい効果が出るようにといった形で部活動のほうを継続して実施をさせていただいているところでもあります。

そうした部分の大きな成果といたしまして、やはり十分な休息や学習時間が確保できるようになったといったような成果があったというふうにお聞きしております。また、先生方が勤務時間内に部活動も終わられるという部分では、働き方改革にもつながっているという成果もあります。また、生徒さんが早い時間に帰宅できるようになったということで、家族と夕食を共にする時間も増えたり、また、生徒の中ではリーダー的な存在の部分同士の意見を出し合いながらという、よい改善なども行われてきているという、そうしたような成果のほうを伺っているところです。

また、地理的にやはり最上町は新庄市からも遠いといったような状況もありますので、そうした移動の部分であったり、できる限り保護者の方々へのご負担が少なくなるようにということで、休日についても、できる限りスクールバスを使っていただけのような配慮もできているというようなことも挙げられております。

課題も一部ありまして、やはり在宅の時間が増えたことによって、休息や学習に充てられる反面、SNSであったり、ゲームになんていうようなことも、課題

としては捉えられているようでありました。

今後も、こうした日課の見直しによって、よい意見、課題、両面が見えてきているわけですが、そうした部分、クラブ化のほうも保護者会を中心として、できる限り指導者の方のご協力をいただきながら、スムーズな移行をとというところで進めている状況でございます。よろしくお願いいたします。

商工観光課長 続きまして、宮本議員のスキー場に関しての現在の状況というようなところで報告をさせていただければというふうに思います。

入り込みにつきましては、昨年国体があった年で、そしてその前インターハイがあった年と比べますと、なかなか数字が比較対象できませんので、その前の令和3年度の通常に営業されている年と比べますと、入り込みの人数といったところでは、70%ぐらい達しているというような状況になります。収入においては、現在85%ぐらいまでというようなことで、これが2月末の数字でございますので、この3月にかかっているというふうなことになるかと思えます。

あと、外国の方の入り込みにつきましては、2月末現在で542人というようなことで、議員からもおっしゃられたように、鳴子温泉のほうから戸沢にかけて、そして庄内に向かうルートの中で、途中、この47号線から下りて、スキー場のほうで休憩を取っているというような状況になっているようです。

小一時間ほどの休憩を取りながら、雪に親しみながらというふうなところで、実際のところ、スキーまで乗っていただけの方は、ちょっとこの542人という数の中では少ないんですけども、若干いるようです。

スキー場といたしましては、やはりリフトをご利用していただかないと収入のほうにつながらないというようなことで、非常にどうしたらこのところを、いかにリフトに乗りながらスキーを楽しんでもらう方法はないかというようなところを今考えているところでございます。

そういったときに、いろいろなリフト以外のアクティビティがないかというようなことで、例えばスノーモービルで運んだり、あとはゴムのチューブのそりを動かしたりと、いろいろなところがあるかと思えますので、そういったところを今試験的にやらせていただいているというようなことになります。

そういったところ手軽に楽しめるところには、やはり興味があるらしく、そり乗りであったり、チューブのほうのそりであったりというところには反応は示してもらっているというような状況になります。そして、各ヒュッテのほうでコーヒーを飲んだりというのが、小一時間ほどの過ごし方になっているようです。

何とかこの辺、ヒュッテの方とも連携を取りながら、どのような形でこのスキー場を外国の方から楽しんでもらうか、今現在は話しをしながら、来年に向けて整備してまいりたいと思えます。

なお、スキー場の検討委員会を今年させていただきましたけれども、実際、そ

の内容で決まったところを、今年度もう一度検証しながら、来期に向けた検討会も再度スタートさせていきたいなと思っておりますので、この外国人の方の流れを絶やすことなく、何とか滞在し楽しんでいただけるようなシステムづくりに、今年度の反省を踏まえて、来年度に向けて検討してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

5 番 私からは、一応災害復旧のことでちょっとお伺いしたいと思います。  
菅 昨日もありましたけれども、裏山のほうで木が倒れてきて、それがいろいろ建物にかかったりするというところ結構あると思います。  
そういった場合、所有者がそれを負担しなくちゃいけないのか、そういったことをちょっと気にしている人もいますので、その辺りいかがでしょうか。

建設水道 ただいまの菅議員のご質問にお答えいたします。  
課 長 簡単に申し上げまして、所有者、地権者の責任が問われるという形になります。  
道路管理者におきましては、日常パトロールをいたしておりますので、そういう可能性のあるところについては、随時指導しているという形です。

5 番 夏の間にもそういったことで、うちのほうでも、東法田のほうでかさになってかぶさっているところ、そういったところは山の会のほうで撤去したということもありました。  
菅 やっぱり業者に任せるといっても大変安全でいいわけなんですけれども、やっぱりお金がないときに、共助・自助、地域の人でできることは、そういったことでできないのかななんて思って、そういったことを進めれば大変いいんじゃないかなと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

建設水道 まさに菅議員おっしゃるとおりであると思います。これだけ人口も減少している、そして働き手の方々は町外で働く方も多い、高齢者がどんどん増えているという社会状況の中、やはりそういった集落や地域において、支障や不具合が生じているような箇所があった場合、自助・共助の心をもって、地域の方々がやっぱり対応するということが、まず望ましいと思います。その前に、やはり役場の担当課なりに一言ご相談をいただいて、そして職員が向かって、まず、地権者なのか、道路管理者なのかというような、そういった分別をつけて指導するというような形も取られると思いますので、いかんせん、自助・共助を求めましても、やられる方が高齢者であると、やはり安全面の配慮というものも必要になろうかと

思います。そういったケース、現場がありましたら、まず、建設水道課なり担当部署なりにご相談をいただくのが一番よろしいかと思ひます。

5 番 今回も災害で、大変農林課の支援というか、重機を貸してくれたり、燃料を補助してくれたり、スピーディーな災害復旧になったなど。ほかの町から比べても、大変いい前例できたなど思っているんですけども、そういったことで、今回の豪雪のときに、木がやはり道路のほうにかかっている場面が大変ありました。そういったときに、夏の間でもそういったところをチェックしておいて、そういう高所作業車とか支援していただければ、地域でそういうのも撤去できるのかなと思ひますけれども、いかがでしょうか。

建設水道課 重ねての答弁になってしまうかもしれませんが、やはりそういった危険箇所ですとか、交通に支障がある、または日常生活に支障を及ぼしているというような箇所については、ご相談いただければと思ひます。地権者が対応しなくてはならない場合や、ああ、これであれば農林サイドですとか建設サイドなどで、幾分行政的な対処ができるケースもあるかもしれませんが、ご相談いただければと思ひます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

2 番 栗 23ページの児童福祉施設費の中で、送迎バス運転委託料等の減額があります。このことについて説明をお願いします。

子ども支援課 長 それでは、23ページの上段の部分ですね。送迎バス運転委託料200万ほど減額、今回させていただいております。この内容としましては、新年度予算計上するに当たっては、今年度の幼児の送迎バスのルート等がまだ確定しておりませんでしたので、前年度の実績などを参考にしながら予算計上したところでありましたけれども、実際、今年度の利用人数とか、送迎のルート等を最終的に確認した際に、実際の送迎時間が、昨年度よりは若干少なくなったことと、あとは最終的な入札のときに、請け差が生じたというところの200万円の減額になっております。よろしくお願ひいたします。

議長 ほかに質疑はありませんか。

7 番 佐藤（義） たくさんあります。残った分、6ページ、債務負担行為補正、第3表（廃止）とあります。こっちのほうを見ても、変更限度額ゼロ、ゼロ、この説明。次、第4表、地方債補正予算（変更）、消防施設事業整備債3、350万から

約2,000万マイナスの1,430万に、この内容につきまして。

あと、11ページ、保育所入所負担金300万。今のこの時期の300万。

13ページ、農林課、乾草売払収入、マイナス214万7,000円。肥料のほうも減額になっていましたけれども、その理由につきまして。

まだまだあります。

17ページ、定住環境費、関係人口創出事業委託料△136万9,000円。

その上、まちづくり推進費、集落自治活性化応援交付金△90万5,000円。使い勝手が悪かったのかどうか、どのようにみているのか。

25ページ、中段、衛生費、指定袋等印刷費、当初予算が630万に対して△230万。とてもいいことだというふうに思いますけれども、理由を。

あと、31ページ、今回の補正1億2,000万ぐらいのうちの1億円の除排雪費、約1億円ぐらいだね。もう少し具体的な内容。特別交付税というふうなことも考えてはないというふうに思います。本当に今回雪が多いんで、本当の意味で大変な町民も、雪を何とかしてくれというふうな要望もたくさんあるかというふうに思いますけれども、1億円なんで、金額が大きいので、もっと具体的な説明を求めます。

39ページ、下から2段目、災害復旧工事請負費△4,600万、約5,000万、この内容につきまして。

まだまだ時間はたっぷりありますので、よろしくお願いします。

建設水道 課 長 ご質問の順番どおりでよろしいでしょうか。申し訳ございません。

2点質問いただいておりますが、まず初めに、除雪費について少しお時間いただきたい。

一番最初に頂戴しました債務負担行為の補正でございます。

廃止となっております水洗化普及促進利子補給事業、こちら浄化槽と申しますか、そういった水洗化にするためのトイレの改装なりリフォームがございます。それにおいて、銀行からお金を借入れたというときのその利息を補給いたしております。単純に利用者がいなかったということで、ゼロになっておりますので、よろしく願いいたします。

商工観光 課 長 続きまして、同じく6ページの債務負担行為の廃止の部分の2段目になります。最上町中小企業運転資金貸付利子補給事業になりますけれども、こちらの事業におきまして、今年度において、利子補給をする事業の申請がなかったということで、予算のほうでは、今年度の事業としつつも、令和7年、8年度までまたい債務負担行為は起こしておるものですから、このたびの申請がなかったということで、一旦廃止というようなことになろうかと思っております。

また当初予算でも、翌年度、翌年度とまた予算として上がってきますので、こ

の繰り返しになろうかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

総務企画課長 佐藤議員からは、今、両課長のほうから債務負担の2項目の部分について説明がありつつ、その6ページの下段に、第4表、地方債の補正、こちらの消防の関係ですね、大きく起債の金額が減少していると。その部分の背景はという点もご質問いただいております。この部分、起債ですので、私のほうから内容のほうをお伝えさせていただきたいと思ひます。

今回、消防の分担金、2,000万からの分担金の金額が減少しております。まさしく新消防庁舎の費用の部分におきまして、実発注の段において、これはいいことかというふうに思ひますけれども、請け差等で金額間が圧縮がなされたという状況がございます。

そちらの従前、町の負担金につきまして、使える起債については充当をとということで、その分担金に起債をぶつけてございました。その部分も合わせてそのまま減るというところで、入り側の起債についても、こちらは減少できる結果になりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

農林振興課長兼農業委員会事務局長 それでは、13ページの乾草売払収入△214万7,000円についてですが、こちらのほうは、昨年、天候によりまして、乾草は、刈取りして乾燥するまで4日か5日、3日、それぐらいかかります。その際に一度雨が降ると、また振り出しに戻るということで、なかなか集草するための天気が続かなかったということで、絶対数が足りなかったというところがございます。

天気によるんですけれども、来年度は、早めに取り組めるようにしたいんですけれども、この雪ですので、若干春の作業も遅れるかもしれませんが、令和7年度は収入が上がるように頑張っていきたいと思ひます。

こども支援課長 続きまして、ページ戻っていただいて、11ページになります。上段の保育所入所負担金300万円の増額の理由でございます。

保育所入所負担金、保育料ということになるわけですが、現在、保育料につきましては、3歳未満のお子様から保育料を頂戴しておるというような状況になっております。

それで、今年度の新規に入所された方のお子様の所得によりまして保育料の当初の算定をした際に、納めていただく方が若干増えたということと、あとは年々年度途中でゼロ歳児の入所も増えております。

そうしたところで、保育料を新たに納めていただく方が増えたということの理由になっております。よろしくお願ひいたします。

政策調整 続きまして、まちづくり関係ということで、17ページになります。

主 幹 兼 上のほうの集落自治活性化応援交付金ということで△90万5,000円とな  
危機管理 っておりますけれども、これにつきましては、当初予算におきまして44集落分  
主 幹 を計上させていただいたんですけれども、申請があつて事業を実際に行ったのは  
39集落。あと、上限額が10万円となっているところなんですけれども、満額  
申請がなかった集落も数集落あったため、90万5,000円の減額となっております。

この交付金に頼らないで集落独自で事業展開している集落もあるんですけれども、多くの集落で活用いただいているということで、特に使い勝手が悪いとは私どもも思っておりませんので、よろしく願いいたします。

あともう1点ですけれども、下のほうのUJIターン促進費の関係人口創出事業委託料につきましては、これ、減額となっておりますけれども、これにつきましては、当初、町単独で関係人口創出に向けた事業を実施する予定でしたが、令和5年度に引き続きまして、山形県のやまがた暮らしプチ体験事業という事業がありまして、そちらのほうを活用させていただいたということで、町単独の事業ではなくなったため、今回全額136万9,000円減額させていただいたところでありますので、よろしく願いいたします。

町 民 税 務 25ページの指定ごみ袋の減額の件についてお答えします。  
課 長 人口減少並びにごみの減量化に取り組んでいる部分で、減額というような形と  
取っています。

建 設 水 道 31ページ下段の今回一番大きな補正予算額となっております除雪対策費につ  
課 長 いて詳細説明いたします。

まず、先ほど栗林議員のほうからもご指摘ありましたとおり、本年度の積雪の仕方がかなり特徴的だったのが、特に2月なんです、警報級の寒波が長く居座るといふ特別な気候状況が2回あったということです。

それにおきまして、かなりこれ、委託業者にしましても稼働時間がかなり異常なほどではないかというような形でおりました。

そして、まず、財政状況もちろん厳しい中での財政当局とのいろいろな話合いとなりましたけれども、多額の補正となることが予想されますので、この3月定例会の議案提出日ぎりぎりまで委託業者の稼働時間を聞き取り調査いたしました。その上で、2月末までの経費というものを十分積み上げ精査した上で計上させていただいております。

具体には、委託料としましては、12月3,000万程度でした。1月は4,300万円程度、しかし2月におきましては、稼働時間の聞き取り結果、6,145万円というような数字が出されましたので、3月につきましては、過去のデータや天候予測を参考にするしかありませんけれども、何とか乗り切れる

数字でもって計上させていただいております。

排雪費用の積算も同じ、1月に1, 100万程度であったのが、2月には2, 000万円弱になるというような分析、そして3月は、主に除雪よりも排雪作業のほうが、この状況ですので多額の費用が加算されるであろうということで、2, 300万円ほど予測いたしております。

何とか排雪におきましても、5, 500万の予算でもって乗り切れればというふうに思っております。このような積算方法でございました。

農林振興課長兼農業委員会事務局長 それでは、39ページ、下から2つ目です。災害復旧工事請負費、林業用施設災害復旧費の中でございます。

こちらのほう、△4, 600万ということになっております。こちらのほう、公共債で査定を受けた復旧のところなんですけれども、当初は、山形県のほうと相談しながら未契約繰越しでしていこうかという話をしておったところ、ほかの町村で未契約繰越しをしないで、新年度予算でつけ替えて、7年の新年度予算で取り組む町村があるよということで情報をいただきました。そういったことができるのであれば、最上町もそのようにさせていただきたいということでお願いしまして、県のほうから大丈夫ですということで確認取れましたので、今年度の予算からは一旦降ろさせてもらって、新年度につけ替えさせていただいております。

以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立全員であります。  
したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12 議案第10号 令和6年度最上町国民健康保険事業特別会計補正  
予算（第4号）についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第10号 令和6年度最上町国民健康保険事業特別会計補正予算（第  
4号）についてご提案を申し上げます。  
ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ  
294万円を減額をし、総額を10億6,307万8,000円とするものであり  
ます。  
詳細については、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろ  
しく願いをいたします。

議 長 質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（ な し の 声 ）

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

（ な し の 声 ）

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13 議案第11号 令和6年度最上町後期高齢者医療事業特別会計補  
正予算（第2号）についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第11号 令和6年度最上町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご提案を申し上げます。

ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ900万円を追加をし、総額を1億3,430万円とするものであります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（ な し の 声 ）

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

（ な し の 声 ）

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14 議案第12号 令和6年度最上町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第12号 令和6年度最上町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご提案申し上げます。

ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ64万円を減額をし、総額を12億7,291万9,000円とするものであり

ます。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしく願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15 議案第13号 令和6年度最上町立最上病院事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第13号 令和6年度最上町立最上病院事業特別会計補正予算(第4号)についてご提案を申し上げます。  
ご提案をいたします補正予算は、収益的収入及び支出について、既定の収入支出予算にそれぞれ629万7,000円を追加をし、総額を11億9,717万3,000円とし、資本的収入及び支出については、収入予算について、既定の収入予算から345万円を減額をし、収入予算の総額を7,613万6,000円とし、支出予算については、既定の支出予算から275万円を減額をし、支出予算の総額を1億369万9,000円とし、不足する2,756万3,000円は、現年度及び過年度分の損益勘定留保資金でご提案するものであ

ります。

詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしく願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

1 番 私の方から、3ページの収益的収入及び支出の部分、大きく入院収益が  
宮 本 4, 282万6, 000円、外来収益が815万7, 000円、これ減額ということ  
になっていますが、この部分をどう捉えているか。その要因、人口減少、そ  
ういったところだけではなくて、どういったことを捉えているか、その部分確  
認したいところと、あと、5ページの支出の部分で、180万円の施設管理関係  
等の委託料、これ除雪関係なのかなとちょっと推察しますが、この部分の内容、  
お示してください。

最上病院 ただいま宮本議員からご質問のあった件についてご説明いたします。

事務次長 入院収益、外来収益それぞれ減額としておりますけれども、入院患者数、今年  
ずっと経過して1月まで実績出ておりますが、4月、入院患者様が平均で  
36人、一番少ないときで、一番多いときについては、8月の51.61人とい  
う形になっております。

また、外来の患者様につきましては、4月1か月当たりで、多いときで  
2,067人、少ないときでありますと、6月の1,740人という形になって  
おります。

これらを見越して入院される患者さんが平均45.6人ということで、令和  
6年度実績として82%ぐらいを考えております。

また、外来収益につきましては、1日当たりの患者様はおおよそ94人とい  
うことで、こちらについても、予算の実績として93%ぐらいであろうとい  
うことで見込んでおります。

それら全額一般会計に負担してもらうのではなくて、何とか資金ショートを起  
こさない額を一般会計のほうから補填するというので、下にある  
5,777万、こちらのほうを繰入金として一般会計のほうにお願いしたところ  
です。

宮本議員の質問あったんですけれども、やっぱり人口減少が多く、たまたま  
なんですけれども、山大のほうに先生の派遣をお願いしに行ったときに、山大のほ  
うから話しを伺ったんですが、患者さんが軒並み少なくなっているとい  
うことで、じゃ、その患者さんがほかの病院に行っているかということ、決してそう  
いうわけではなく、相対的にコロナ辺りから、捉えようがちょっと難しい患者さん

が少なくなっている状況だということなので、それがうちの病院に当てはまるか  
とえば、そうではないかもしれませんが、全体的に少なくなっているというこ  
とは間違いないのかなと思っているところです。

次の質問で、施設管理関係と委託料なんですけれども、こちらのほう、一般会  
計の健康福祉課のほうの予算300万と合わせて、除雪経費として180万計上  
したものです。これによって、駐車場大体30台ぐらい分確保できましたので、  
患者さんが安心して車を止めて診察を受けられるような状況を整備したところ  
です。

以上です。

8 番 5 ページの光熱水費、燃料費の部分なんですけれども、毎回補正予算でかなり  
山 崎 の金額の、もちろん価格高騰、物価高、様々要因としてはあるとは思いますが、やはりどうか省エネというか、この電気料、燃料費を少しでも削減するよ  
うな何か工夫とか、そういったものは行っておられるのでしょうか。

最上病院 ただいま山崎議員のご質問ですけれども、取りあえず、できることからしなけ  
事務次長 れば経費の削減には当たらないということで、病院の蛍光灯なんですけれども、  
古いところから順にLEDのほうに交換して、病院のウエルネスプラザ全体の電  
気料の請求なんですけれども、使用量は年々落ちてきています。ただ、電気代が  
高くなっているんで、そういった効果が見えにくいということはあるんですけれ  
ども、できるところから実施はしております。よろしくお願いします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで暫時休憩します。

休 憩 14時00分  
再 開 14時30分

議 長 それでは、会議を再開します。

議 長 日程第16 議案第14号 令和6年度最上町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第14号 令和6年度最上町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号）についてご提案を申し上げます。

ご提案をいたします補正予算は、収益的収入及び支出について、既定の収入支出予算にそれぞれ564万2,000円を追加し、総額を3億5,044万9,000円とし、資本的収入及び支出については、収入予算について、既定の収入予算から99万円を減額をし、収入予算の総額を1,632万7,000円とし、支出予算については、既定の支出予算から122万5,000円を減額をし、支出予算の総額を3,653万6,000円とし、不足する2,020万9,000円は、現年度及び過年度分損益勘定留保資金で補填をするものであります。

詳細については、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、よろしく願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第17 議案第15号 令和6年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計補正  
予算(第3号)についてを議題とします。  
町長に提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第15号 令和6年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計補正予算(第  
3号)についてご提案を申し上げます。  
ご提案をいたします補正予算は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ  
37万3,000円を追加をし、総額を1,409万1,000円とするもので  
あります。  
詳細につきましては、審議の過程におきまして関係者から説明させますので、  
よろしく願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛 成 者 起 立 )

議 長 起立全員であります。  
したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

## 散 会

議 長 お諮りします。  
以上で本日の日程は全て終了しました。  
本日の会議はこれまでとし、会議規則第24条第1項の規定により、これで散会したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

議 長 異議なしと認めます。  
お諮りします。  
明日3月6日から3月10日までの5日間を予算特別委員会審査のため休会としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

( 異 議 な し の 声 )

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、3月6日から3月10日までの5日間を休会とすることに決定しました。  
なお、3月11日は午後1時30分に本会議を開きますので、ご参集方お願い申し上げます。  
大変ご苦労さまでした。

散 会 14時36分

令和7年3月11日（火）開議

（第3日）

## 令和7年3月定例会会議録

令和7年3月11日 火曜日 午後1時30分開議

### 出席議員（9名）

1番	宮本浩	7番	佐藤義男
2番	栗林浩子	8番	山崎香菜子
4番	佐藤正市	9番	佐澤浩
5番	菅孝	10番	伊藤一雄
6番	須貝康幸		

### 欠席議員（1名）

3番 尾形勝雄

### 出席要求による出席者職氏名

町長	高橋重美	建設水道課長	伊藤和久
副町長	伊藤勝	農林振興課長兼 農業委員会事務局長	野口勝世
教育長	笠原正三	最上病院事務次長	沓澤聡
会計管理者兼 会計課長	阿部信幸	商工観光課長	阿部剛
総務企画課長	高橋浩康	教育文化課長	板垣由紀子
政策調整主幹兼 危機管理主幹兼 危機管理室長	五十嵐浩一	こども支援課長	高橋喜代美
町民税務課長	齊藤博幸	代表監査委員	金田勝雄
健康福祉課長	菅智子		

### 事務局出席者職氏名

事務局長	金田敏幸	庶務係 (庶務係長)	遠藤智也
------	------	---------------	------

令和7年3月最上町議会定例会議事日程（第3号）  
第3日 令和7年3月11日（火） 午後1時30分開議

（常任委員長報告と採決）

日程第 1 請願第 1号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について

（予算特別委員長報告と採決）

日程第 2 議案第16号 令和7年度最上町一般会計予算について

日程第 3 議案第17号 令和7年度最上町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第 4 議案第18号 令和7年度最上町後期高齢者医療事業特別会計予算について

日程第 5 議案第19号 令和7年度最上町介護保険事業特別会計予算について

日程第 6 議案第20号 令和7年度最上町立最上病院事業特別会計予算について

日程第 7 議案第21号 令和7年度最上町介護老人保健施設事業特別会計予算について

日程第 8 議案第22号 令和7年度最上町水道事業特別会計予算について

日程第 9 議案第23号 令和7年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計予算について

日程第10 議案第24号 令和7年度最上町下水道事業特別会計予算について

（議員提出議案の審議）

日程第11 発議第 1号 最上町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

日程第12 発議第 2号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について

## 開 議

議 長 大変ご苦労さまです。  
ただいまの出席議員は9名です。  
3番尾形勝雄議員から、欠席の届出があります。  
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

### 常任委員長報告と採決

議 長 常任委員長報告と採決を行います。  
今定例会初日において、常任委員会に付託された事件の審査、経過並びに結果等について、当該委員長の報告を求めます。  
日程第1 請願第1号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について、総務文教常任委員会に報告を求めます。

総務文教 常任委員長 このたび、本委員会に付託されました請願についての審議内容についてご報告申し上げます。

件名及び要旨は、国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について、紹介議員は、栗林浩子議員、菅孝議員であります。

請願の趣旨としては、教育を行うのに必要不可欠である学校給食の無償化については、本来、児童・生徒の多さ、財政の豊かさなどにより市町村が判断するのではなく、義務教育の段階においては教科書と同様に無償化することが望まれ、子どもたちの健やかな成長を保障する質の高い学校給食については、国の責任において財源確保を行い、全ての市町村が学校給食の無償化を実施できるようにすることを求める内容でした。

定例会初日の3月4日に常任委員会を開き、委員と所管課長で審査いたしました。担当課長からは、現在の給食費の状況なども説明していただきました。

現在、国のほうでも、まずは小学校を念頭に2026年度に実現し、中学校にも速やかに拡大するということが表明されていますが、委員からは、賛成ではあるが具体的な内容が示されておらず、都市と地方で給食の質に格差が生まれぬのか、従来提供している町の学校給食をしっかりと維持できるのかが懸念されるという意見や、国は子育て支援の一環として様々なものを無償化する動きがあるが、本来そういった政策だけではなく、根本的に子どもを産み育てたいと思ってもらえる環境づくりにもっと取り組んでいただきたい、など様々な意見が出ました。

今回の趣旨である、国の責任において、全ての市町村が学校給食の無償化を実

施できるようにすることについては賛成するものの、しかしながら、国が給食費の無償化を行うに当たっては、各自治体が現在行っている給食の質を落とさず、地域格差が生まれることがないように実施してもらいたいという協議がまとめられました。

その部分は意見を付し、このたびの請願内容は採択すべきであるとしました。以上、ご報告申し上げます。

議 長 ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
請願第1号を採決します。  
この請願に対する常任委員長の報告は採択すべきものです。  
この請願は総務文教常任委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

## 予算特別委員長報告と採決

議 長 次に、予算特別委員長報告と採決を行います。  
日程第2 議案第16号 令和7年度最上町一般会計予算についてから日程第10 議案第24号 令和7年度最上町下水道事業特別会計予算についてまでの9議案を一括して議題とします。  
予算特別委員長の報告を求めます。

予 算 特 別 ご苦労さまです。

委員長 今定例会において予算特別委員会に付託された案件は、議案第16号から第24号までの一般会計及び特別会計に係る予算についての9案件でありました。

3日間にわたり慎重審議がされ、質問回数は235回ほど、答弁回数は233回にも上り、多くの議論が交わされました。私のほうからは、主な質疑内容と採決の結果について、私見も含めてご報告申し上げます。

一般会計の審査では、厳しい財政運営の中での財政調整基金の考え方と事務事業評価の実効性について、行政区の見直し、また、デジタル化を推進するDX推進支援事業の進め方、ふるさと納税を増やすための新たな取り組みについて、懸念される地域交通を改めてデザインする地域交通リ・デザイン推進事業、空き家の除却、活用の促進、危険空き家への対応、また、公共施設の最適化に向けた取り組みでは、改めて令和8年度に旧富沢小学校校舎の除却も示されました。

また、新たに開設するこども家庭センターの内容、また、長年の課題である全天候型の屋内遊び場づくりについての今後の考え、新たに実施する带状疱疹ワクチンの内容、ひきこもりの方の把握とサポートについて、災害時に使用する防災備蓄量の状況、新規就農者の状況と就農などのサポート体制について、また、昨年の豪雨災害において実験的に行っていた田んぼダムの効果と今後の進め方、また、採草放牧事業の現状とこれから、赤倉温泉スキー場の運営と収入を増やすための手だてについて、除雪業務を担うオペレーターの担い手確保について、そして、いよいよ始まる、新年度から本体工事が始まる県指定文化財、富山馬頭観音の修復工事の内容、西公園の温水プールの長寿命化についてなどの質問がありました。

また、最上病院特別会計の審査では、経営強化プランの検証と、中長期的な視点での建物の老朽化を見据えての病院の規模などを考える経営戦略会議などについて質問され、病院長のほうからは、今後の医師確保に向けた考え方や、現在患者の方が多い眼科の診療日を増やすこと、そういったことが示され、さらに、これからの最上病院の目指すべき姿、維持していく姿、そういったものを病院長の思いを聞くことができました。

水道事業特別会計では、水質調査の状況や、近年多くなっている漏水及び修繕に対する質問がありました。

また、全会計予算にわたっての総括追加質疑では、JR陸羽東線の再開に向けた町の取り組みについて質問があり、今年の6月以降に存続に向けた勉強会をJRと沿線自治体で行っていくことが示されました。

また、農林分野においては、広域協定への評価と、これから農村型RMOという仕組みについても推進していきたいという考えも示されました。

また、最上広域事務組合の副管理者設置の問題に関しては、その後、議会に対して全く説明がないが、今後どのようにしていくのか、町長のほうからも、しっかり確認してもらい説明をいただきたいという旨のお話や、新年度の予算編成

も、やはり補正ありきになってはいないか、従来どおりの考え方だけではなく、昨年度の決算額をベースに積み上げる考え方もあるのではないかというような質問もありました。

今回の予算委員会でも、依然続く厳しい財政状況と頻発する災害、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、本当に困難な事務執行、町政運営を強いられているのが分かります。

想定以上に進む少子高齢化と人口減少の中で、縮小社会という言葉は、これからも日本全体で多く言われることだと思います。

確かに、住んでいる地域や施設といったものは、将来的に集約や複合というのは避けられないことだとは思いますが、人が少なくなっても、決してまちづくりにおける夢や希望は縮小してはいけません。都市計画やバイオマス産業都市構想など、これからどういった最上町にしていくのかは、もっと町が主導、先導してつくらなければいけません。その下で町民の方などから力を借り、一緒に動いていくということだと思います。

予算委員会だけではなく今定例会で、町長の口からは、賢くつなぐという言葉、力強くおっしゃっていました。賢くつなぐ、その言葉には、今住む町民だけではなく、これから最上町に生まれ、最上町を支える次世代の町民に最上町をつなぐという意味が含まれていると思います。

ぜひ、町長はじめ職員の方たちには、この暗く厳しいこの時代を明るく照らし導いてくれるようなまちづくり、政策に勇気を持って取り組んで次世代へつないでいただきたいと思います。

そして、今回の予算委員会での各委員の質問や提言、思いが4月から始まる新年度からの行政運営に反映されることを切に願います。

それでは最後に、採択の結果についてご報告いたします。

予算特別委員会に付託された案件、議案第16号から議案第24号までの一般会計及び特別会計に係る予算については採択すべきものと決しました。

以上で令和7年度予算特別委員会の委員長報告といたします。

議 長 予算特別委員長報告に対して一括して質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
日程第2 議案第16号 令和7年度最上町一般会計予算についての討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第16号 令和7年度最上町一般会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛 成 者 起 立 )

議 長 起立全員であります。  
したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 議案第17号 令和7年度最上町国民健康保険事業特別会計予算に  
ついての討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第17号 令和7年度最上町国民健康保険事業特別会計予算についてを採  
決します。  
本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第18号 令和7年度最上町後期高齢者医療事業特別会計予算  
についての討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第18号 令和7年度最上町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを

採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第19号 令和7年度最上町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第19号 令和7年度最上町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第20号 令和7年度最上町立最上病院事業特別会計予算についての討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第20号 令和7年度最上町立最上病院事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第21号 令和7年度最上町介護老人保健施設事業特別会計予算についての討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第21号 令和7年度最上町介護老人保健施設事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第22号 令和7年度最上町水道事業特別会計予算についての討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第22号 令和7年度最上町水道事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 議案第23号 令和7年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計予算についての討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第23号 令和7年度最上町瀬見温泉管理事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 議案第24号 令和7年度最上町下水道事業特別会計予算についての討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
議案第24号 令和7年度最上町下水道事業特別会計予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛 成 者 起 立 )

議 長 起立全員であります。  
したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

## 議員提出議案の審議

議 長 議員提出議案の審議を行います。  
日程第11 発議第1号 最上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を  
改正する条例の制定についてを議題とします。  
提出者に提案理由の説明を求めます。

5 番 発議第1号 最上町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
菅 菅の制定について提案いたします。

議 長 菅さん、ちょっと暫時休憩します。

休 憩 13時55分  
再 開 13時57分

議 長 会議を再開します。

5 番 提案理由、刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁錮が廃止され  
菅 さらに変えて新たに禁錮刑が創設されることに伴い及び情報通信技術の活用による  
行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図  
るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続に  
おける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律の改正に伴い、  
所要の改正を行うため提案するものである。

令和7年3月11日、提出者、最上町町議会議員、菅孝、賛成者、最上町町議  
会議員、佐藤義男、賛成者、最上町町議会議員、宮本浩。

以上です。慎重なるご審議よろしく申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 賛 成 者 挙 手 )

議 長 挙手全員であります。  
したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12 発議第2号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出についてを議題とします。  
提出者に提案理由の説明を求めます。

2 番 発議第2号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について。  
栗 林 標記意見書を内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣に提出します。  
この発議に関しましては、先ほどの総務文教常任委員長の報告及び採択されましたことを受けまして提案するものです。  
提案理由に関しましては、請願書の紹介をさせていただきました際の内容と同様になりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。  
趣旨といたしましては、学校給食法を改正し、国の責任において、全ての市町村で学校給食の無償化を実現できるように進めること、2、国による恒久的な給食の無償化が行われるまで、学校給食費の軽減策を実施する各市町村に対して、その財政支援の拡充を図ること。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。  
令和7年3月11日、提出者、栗林浩子、賛成者、菅孝、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 質疑はないものと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

( な し の 声 )

議 長 討論はないものと認め、討論を終わります。  
本案を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛 成 者 起 立 )

議 長 起立全員であります。  
したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

閉 会

議 長 これで本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。  
これで、令和7年3月最上町議会定例会を閉会します。  
大変ご苦労さまでした。

閉 会 14時04分

上記会議録は、書記の記載したものであるが、その内容において正確なことを認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員